

平成24事業年度

事業報告書

独立行政法人農林漁業信用基金



## 1. 国民の皆様へ

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業の担い手の育成・確保、地球温暖化防止等森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるための林業・木材産業の再生、国際競争力のある漁業経営体の育成・確保など農林漁業政策の一環として、農林漁業を営む方の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資することを使命とする独立行政法人です。

信用基金は、農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法等に基づき、農業・漁業信用基金協会の行う農業・漁業の経営等に必要な資金の借入に係る債務保証等に対する保険業務を運営するとともに、林業の経営等に必要な資金の借入について直接債務保証を引き受ける業務等を行っています。また、農業災害補償法・漁業災害補償法に基づき、農業・漁業災害が発生した際に、農業・漁業を営む方への共済金の支払いが円滑に行われるよう農業・漁業共済団体への貸付け等の業務を行っています。

特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災への対応として、被災された農林漁業の方々の復興支援のため、24年度においても23年度に引き続き、農業・漁業信用基金協会が無担保・無保証人で債務保証を行うための保険の引受や、林業を営む方への緊急保証を実施しているところです。

また、信用基金は、25年4月から5年間を中期目標期間とする第3期中期目標・中期計画がスタートしたところです。

私どもといたしましては、今後も事業・業務運営体制の更なる効率化、経費支出の抑制、コンプライアンスの確保等ガバナンスの更なる強化に取り組み、引受審査の更なる厳格化など、より一層の業務の効率的な運営に努めるとともに、併せて、現下の厳しい経済情勢に適切に対応し、信用基金の使命を的確に果たしてまいります。

## 2. 基本情報

### (1) 法人の概要

#### ① 法人の目的

信用基金は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。）経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としております。このほか、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的としております（独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第3条）。

#### ② 業務内容

信用基金は、上記の目的を達成するため以下の業務を行います。

- (1) 農業信用保険業務…………… ア 農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険を行うこと。  
イ 農業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。
- (2) 林業信用保証業務…………… ア 林業者等が融資機関から経営改善に資する資金等を借り入れる際の債務を保証すること。  
イ 林業者等及び木材卸売業者等が計画的に木材の生産又は流通の合理化を図るために必要な資金を供給する事業を行う都道府県に対し、これに必要な資金を貸し付けること。  
ウ 株式会社日本政策金融公庫等に対し、森林整備活性化資金の融通に必要な資金を無利子で寄託すること。
- (3) 漁業信用保険業務…………… ア 漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。  
イ 漁業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。
- (4) 農業災害補償関係業務… 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。

(5) 漁業災害補償関係業務… 漁業共済団体の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。

③ 法人の沿革

昭和62年10月 認可法人農業信用保険協会、特殊法人林業信用基金及び認可法人中央漁業信用基金が統合し、認可法人農林漁業信用基金として設立

平成12年4月 認可法人農業共済基金の業務を承継

平成15年10月 認可法人農林漁業信用基金を解散し、独立行政法人農林漁業信用基金として設立

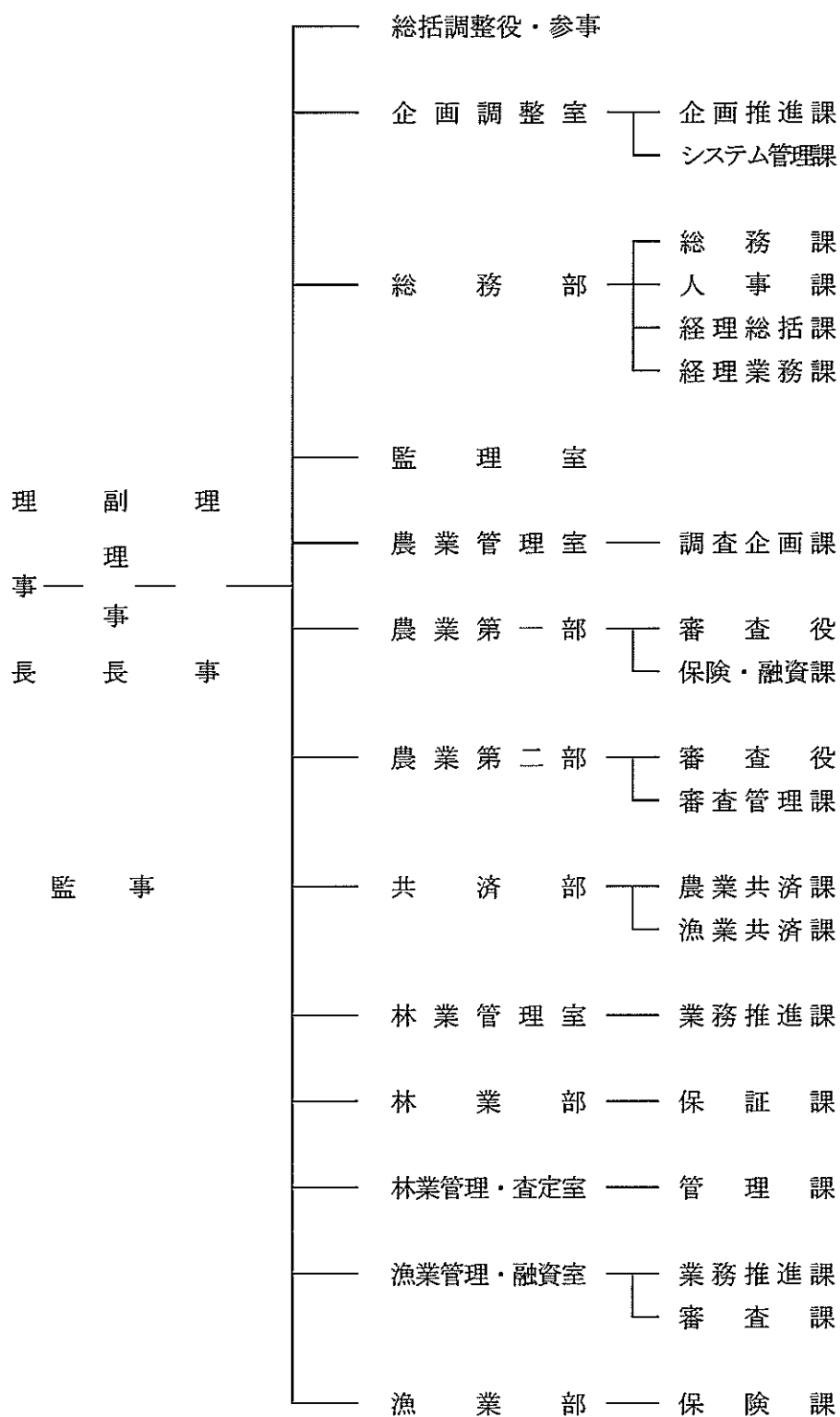
④ 設立根拠法

独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）

⑤ 主務大臣（主務省所管課等）

農林水産大臣（農林水産省経営局金融調整課・保険監理官、林野庁林政部企画課、水産庁漁政部水産経営課・漁業保険管理官）及び財務大臣（財務省大臣官房政策金融課）（農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務を除く。）

⑥ 組織図 (平成25年 3月31日現在)



(2) 事務所の住所  
東京都千代田区内神田一丁目1番12号 コープビル

(3) 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	159,559	880	—	160,439
地方公共団体出資金	5,174	—	—	5,174
民間出資金	29,932	—	—	29,932
資本金合計	194,665	880	—	195,545

(4) 役員 の 状 況 (平成25年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	堤 芳夫	自 平成23年10月1日 至 平成27年9月30日		昭和45年4月 農林中央金庫入庫 平成12年6月 農林中央金庫常務 平成15年6月 農中情報システム(株) 代表取締役社長 平成17年4月 独立行政法人農林漁業 信用基金理事長
副理事長	平尾 豊徳	自 平成23年10月1日 至 平成27年9月30日	理事長補佐、 農業管理室、 農業第一部、 農業第二部関 係業務担当	昭和53年4月 農林省採用 平成22年7月 経営局長 平成23年10月 独立行政法人農林漁業 信用基金副理事長
理事	宮崎 正義	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日	企画調整室、 総務部、監理 室、漁業管理 融資室、漁業 部、共済部関 係業務担当	昭和52年4月 農林省採用 平成21年7月 東北農政局長 平成22年4月 独立行政法人農林漁業 信用基金理事
理事	稲田 進	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日	財務会計担当	昭和50年4月 東京海上火災保険(株) 入社 平成23年8月 東京海上ホールディン グス(株)財務企画部長 平成23年10月 独立行政法人農林漁業 信用基金理事
理事	石井 亮一	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日	農業管理室、 農業第一部、 農業第二部関 係業務担当	昭和48年4月 農業信用保険協会採用 平成23年4月 独立行政法人農林漁業 信用基金農業第二部長 平成23年10月 独立行政法人農林漁業 信用基金理事

理事	山崎 信介	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日	林業管理室、 林業部、林業 管理・査定室 関係業務担当	昭和53年4月 農林省採用 平成21年9月 北海道森林管理局長 平成23年10月 独立行政法人農林漁業 信用基金理事
理事	成子 隆英	自 平成24年4月1日 至 平成26年3月31日	漁業管理・融 資室、漁業部、 漁業共済関係 業務担当	昭和53年4月 農林省採用 平成20年7月 水産庁増殖推進部長 平成23年10月 独立行政法人農林漁業 業信用基金理事
監事	泉澤 和行	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日		昭和56年4月 農林中央金庫入庫 平成20年8月 農林中央金庫JFマリ ンバンク部長 平成21年10月 独立行政法人農林漁業 信用基金監事
監事	米村 公雄	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日		昭和51年4月 林業信用基金採用 平成23年4月 独立行政法人農林漁業 信用基金総務部長 平成23年10月 独立行政法人農林漁業 信用基金監事

(5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成24年度末において100人（前年度末比5人減少）であり、平均年齢は44歳となっています。このうち、国からの出向者は17人です。

3. 財務諸表の概要

① 貸借対照表（平成25年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	109,912	流動負債	32,673
現金・預金	27,230	借入金	2,926
有価証券	31,428	引当金	3,962
短期貸付金	49,262	政府事業交付金	24,275
その他	1,992	その他	1,511
固定資産	162,114	固定負債	15,865
有形固定資産	1,033	借入金	6,129
投資有価証券	89,079	引当金	5,527
長期貸付金	34,872	退職給付引当金	2,223
寄託金	36,499	その他の引当金	3,305
その他	632	その他	4,209
保証債務見返	55,976	保証債務	55,976
		負債合計	104,514
		純資産の部	
		資本金	195,545
		政府出資金	160,439
		その他	35,106
		資本剰余金	11,803
		利益剰余金	16,139
		純資産合計	223,488
資産合計	328,002	負債純資産合計	328,002

② 損益計算書（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	金額
経常費用 (A)	10,766
事業費	9,007
保険事業費	6,842
保証事業費	2,164
一般管理費	1,658
人件費	1,248
減価償却費	57
その他	352
財務費用等	101
経常収益 (B)	17,124
事業収入	15,546
保険事業収入	11,193
保証事業収入	4,232
貸付事業収入	121
補助金等収益	62
財務収益等	1,516
臨時損失 (C)	1
その他調整額 (D)	14
当期総利益 (B-A-C+D)	6,371

③ キャッシュ・フロー計算書（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	11,764
人件費支出	△897
補助金等収入	8,714
自己収入等	10,576
その他収入・支出	△6,628
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△7,864
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△1,067
IV 資金に係る換算差額(D)	—
V 資金増加額（又は減少額）(E=A+B+C+D)	2,833
VI 資金期首残高(F)	24,397
VII 資金期末残高(G=F+E)	27,230

④ 行政サービス実施コスト計算書（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	金額
I 業務費用	△3,201
損益計算書上の費用	10,767
(控除) 自己収入等	△13,968
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	—
III 損益外減損損失相当額	—
IV 引当外賞与見積額	—
V 引当外退職給付増加見積額	15
VI 機会費用	989
VII (控除) 法人税等及び国庫納付額	—
VIII 行政サービス実施コスト	△2,197

■ 財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

- 現金・預金 : 現金、普通預金
- 有価証券 : 残存期間1年以内の国債、地方債、政府保証債、社債、譲渡性預金
- 短期貸付金 : 残存期間1年以内の貸付金
- その他（流動資産）: 前払費用など
- 有形固定資産 : 土地、建物、車両、工具など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産
- 投資有価証券 : 残存期間1年超の国債、地方債、政府保証債、社債
- 長期貸付金 : 残存期間1年超の貸付金
- 寄託金 : 株式会社日本政策金融公庫に寄託している森林整備活性化資金の貸付原資
- その他（固定資産）: 有形固定資産、投資有価証券、長期貸付金、寄託金以

	外の長期資産で、求償権、無形固定資産等が該当
保証債務見返	: 負債の部に計上される保証債務の対照勘定
借入金（流動負債）	: 事業資金の調達のため借り入れた1年以内返済予定の長期借入金
引当金（流動負債）	: 将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、保証債務損失引当金等が該当
政府事業交付金	: 業務を実施するために国から交付された政府事業交付金のうち、次年度以降に支出する交付金の額
その他（流動負債）	: 保険金支払義務があると認められる額を計上する支払備金等
借入金（固定負債）	: 事業資金の調達のため借り入れた長期借入金
引当金（固定負債）	: 将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等が該当
その他（固定負債）	: 責任準備金等が該当
保証債務	: 林業信用保証業務に係る保証残高
政府出資金	: 国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成
資本金（その他）	: 地方公共団体及び民間からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成
資本剰余金	: 国から交付された交付金及び民間からの出えん金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	: 独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

## ② 損益計算書

事業費	: 独立行政法人の業務に要した費用
人件費	: 給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費
減価償却費	: 業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費
財務費用等	: 利息の支払等に要する経費
事業収入	: 独立行政法人の業務収入（保険料、保証料、貸付金利息など）
受託事業収入	: 該当無し
補助金等収益	: 国の補助金のうち当期の収益として認識した額
財務収益等	: 預金利息収入、有価証券利息収入などの収益

臨時損益 : 固定資産除却損が該当  
その他調整額 : 前中期目標期間繰越積立金の取崩額が該当

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、保証料、保険料等収入、代位弁済費、保険金等支出、貸付けに係る収入・支出、人件費支出、政府出資金の受入れによる収入等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：借入れ・返済による収入・支出、政府出資金の受入れによる収入等が該当

資金に係る換算差額：該当無し

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用：独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用

その他の行政サービス実施コスト：独立行政法人の損益計算書に計上されないが、行政サービスの実施に費やされたと認められるコスト

損益外減価償却相当額：該当無し

損益外減損損失相当額：該当無し

引当外賞与見積額：該当無し

引当外退職給付増加見積額：国からの出向職員に係る退職給付引当金増加見積額

機会費用：国及び地方公共団体からの出資金等の額に、国債の利回りを乗じて得た額

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析

(経常費用)

平成24年度の経常費用は10,766百万円と、前年度比7,420百万円の減(40.8%減)となっている。これは、保険事業費が前年度比5,992百万円の減(46.7%減)、保証事業費が前年度比850百万円の減(28.2%減)、財務費用が前年度比414

百万円の減（80.4%減）となったことが主な要因である。

（経常収益）

平成24年度の経常収益は17,124百万円と、前年度比3,462百万円の減（16.8%減）となっている。これは、保険事業収入が前年度比5,968百万円の減（34.8%減）、保証事業収入が前年度比2,579百万円の増（156.1%増）となったことが主な要因である。

（当期総損益）

上記の経常損益並びに固定資産除却損の臨時損失及び前中期目標期間繰越積立金取崩額を計上した結果、平成24年度の当期総損益は6,371百万円の利益となり、前年度比3,953百万円の増（163.5%増）となっている。

（資産）

平成24年度末現在の資産合計は328,002百万円と、前年度比3,180百万円の減（1.0%減）となっている。これは、保証債務見返が前年度比6,797百万円の減（10.8%減）、未収金が前年度比4,159百万円の減（71.2%減）、短期貸付金が前年度比2,532百万円の減（4.9%減）、有価証券が前年度比5,219百万円の増（19.9%増）、投資有価証券が前年度比3,208百万円の増（3.7%増）、現金・預金が前年度比2,233百万円の増（8.9%増）となったことが主な要因である。

（負債）

平成24年度末現在の負債合計は104,514百万円と、前年度比10,531百万円の減（9.2%減）となっている。これは、保証債務が前年度比6,797百万円の減（10.8%減）とこれに伴う保証債務損失引当金が前年度比2,594百万円の減（26.5%減）、長期借入金が前年度比2,008百万円の減（18.2%減）となったことが主な要因である。

（業務活動によるキャッシュ・フロー）

平成24年度の業務活動によるキャッシュ・フローは11,764百万円と、前年度比2,168百万円の増（22.6%増）となっている。これは、貸付による支出が前年度比20,042百万円の減（25.9%減）、保険金の支払による支出が前年度比5,798百万円の減（47.2%減）、寄託金の支払による支出が前年度比520百万円の減（37.1%減）、貸付金の回収による収入が前年度比17,929百万円の減（23.1%減）、政府事業交付金収入が前年度比6,528百万円の減（43.0%減）、となったことが主な要因である。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

平成24年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△7,864百万円の支出と、支出は前年度比4,557百万円の増（137.8%増）となっている。これは、有価証券の償還及び定期預金の払戻による収入が前年度比33,139百万円の減（26.0%減）、有価証券の取得及び定期預金の預入による支出が前年度比31,721百万円の減（23.6%減）、有価証券の売却による収入が前年度比3,129百万円の

減（84.6%減）となったことが主な要因である。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

平成24年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△1,067百万円の支出と、支出は前年度比23,239百万円の減（95.6%減）となっている。これは、不要財産に係る国庫納付等による支出が全額減少（△27,756百万円）したことで、政府出資金の受入れによる収入が前年度比4,120百万円の減（82.4%減）となったことが主な要因である。

表 主要な財務データの経年比較

（単位：百万円）

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
経常費用	18,950	並 14,030	並 13,442	並 18,186	10,766
経常収益	18,445	並 16,387	並 13,920	並 20,585	17,124
当期総損益	1,250	2,444	1,353	2,418	6,371
資産	297,762	並 333,566	並 340,870	並 331,182	328,002
負債	71,464	並 97,369	並 102,434	並 115,045	104,514
利益剰余金	6,879	8,747	9,359	9,782	16,139
業務活動によるキャッシュ・フロー	△799	11,331	2,439	9,596	11,764
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,516	△19,399	27,404	△3,307	△7,864
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,194	7,984	44	△24,306	△1,067
資金期末残高	12,611	12,527	42,414	24,397	27,230

注1：平成24年度における増減理由は、上記記載のとおりである。

注2：保険事業費及び保証事業費の増減による。

注3：保険事業収入及び保証事業収入の増減による。

注4：有価証券及び保証債務見返の増加による。

注5：現金・預金、投資有価証券及び保証債務見返の増加並びに有価証券の減少による。

注6：政府出資金及び利益剰余金の国庫納付に伴う預金の減少並びに有価証券及び保証債務見返の増加による。

注7：保証債務、保証債務損失引当金及び政府事業交付金の増加並びに責任準備金の減少による。

注8：保証債務及び保証債務損失引当金の増加並びに長期借入金及び責任準備金の減少による。

注9：政府事業交付金、保証債務及び保証債務損失引当金の増加並びに長期借入金及び責任準備金の減少による。

注10：保険金、代位弁済費及び寄託金の支出、政府事業交付収入の増減により変動が生じている。

注11：有価証券の取得及び償還の額の増減により変動が生じている。

注12：借入れの額及び借入金の返済額並びに政府出資金の受入額の増減により変動が生じている。

## ② セグメント事業損益の経年比較・分析

### ア 農業信用保険勘定

#### （ア）農業保険業務

農業保険業務の事業損益は2,726百万円と、前年度比566百万円の増（26.2%増）となっている。これは、責任準備金戻入が前年度比277百万円

の減（58.7%減）、及び支払備金が前年度63百万円の戻入であったのに対し、今年度は284百万円の繰入となったものの、保険金が前年度比548百万円の減（10.6%減）、政府事業交付金収入が前年度比428百万円の増（58.8%増）となったことが主な要因である。

（イ）農業融資業務

農業融資業務の事業損益は△29百万円の損失となり、損失は前年度比13百万円の増（82.5%増）となっている。これは、一般管理費が前年度比9百万円の減（12.3%減）となったものの、貸付金利息収入が前年度比7百万円の減（37.8%減）及び財務収益が前年度比15百万円の減（37.0%減）となったことが主な要因である。

イ 林業信用保証勘定

（ア）林業信用保証業務

林業信用保証業務の事業損益は1,952百万円と、前年度比3,404百万円の大増（234.5%増）となっている。これは、保証債務損失引当金が昨年度は1,463百万円の繰入を計上したのに対し、今年度は2,594百万円の戻入を計上したこと、求償権償却引当金繰入が前年度比463百万円の増（46.2%増）となったことが主な要因である。

（イ）林業等資金寄託業務

林業等資金寄託業務の事業損益は507千円と、前年度比12千円の増（2.3%増）となっている。これは、財務収益が前年度比36千円の増（6.8%増）となったことが主な要因である。

（ウ）林業等資金貸付業務

林業等資金貸付業務の事業損益は△16百万円の損失となり、損失は前年度比13百万円の増（642.1%増）となっている。これは、農林水産省から交付を受けた政府事業交付金収入が前年度比5百万円の減（8.0%減）、財務収益が前年度比5百万円の減（88.0%減）となったことが主な要因である。

ウ 漁業信用保険勘定

（ア）漁業保証保険業務

漁業保証保険業務の事業損益は1,660百万円と、前年度比52百万円の減（3.0%減）となっている。これは、政府事業交付金収入が前年度比5,703百万円の減（87.4%減）、保険金が前年度比5,250百万円の減（73.9%減）、責任準備金戻入が前期比で414百万円の減（55.0%減）、支払備金戻入が434百万円（前年度は482百万円の繰入）となったことが主な要因である。

（イ）漁業融資保険業務

漁業融資保険業務の事業損益は4百万円と、前年度比3百万円の増（320.9%増）となっている。これは責任準備金戻入が2百万円（前年度は4百万円の繰入）となったことが主な要因である。

(ウ) 漁業融資業務

漁業融資業務の事業損益は47百万円と、前年度比2百万円の増(5.4%増)となっている。これは、前年度計上した有価証券売却損9百万円が本年度はなかったこと、貸付金利息が前年度比5百万円の減(50.0%減)となったことが主な要因である。

エ 農業災害補償関係勘定

農業災害補償関係勘定の事業損益は25百万円と、前年度の△31百万円の損失から利益に転じた。これは、退職給付引当金を除く一般管理費が前年度比39百万円の減(45.0%減)となったこと、及び退職給付引当金が前年度6百万円の繰入であったのに対し、今年度は14百万円の戻入となったことが主な要因である。

オ 漁業災害補償関係勘定

漁業災害補償関係勘定の事業損益は△14百万円の損失となり、損失は前年度比5百万円の減(26.6%減)となっている。これは、事業収入が前年度比4百万円の減(11.2%減)となったこと、及び一般管理費が前年度比8百万円の減(13.8%減)となったことが主な要因である。

表 事業損益の経年比較

(単位：百万円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 注1
農業信用保険勘定	938	2,034	1,455	2,145	2,697
農業保険業務	779	注2 1,938	注3 1,443	注4 2,161	2,726
農業融資業務 注5	160	97	12	△16	△29
林業信用保証勘定	△1,756	△587	△1,663	△1,453	1,937
林業信用保証業務	△1,819	注6 △620	注7 △1,654	注8 △1,451	1,952
林業等資金寄託業務	0	2	1	0	1
林業等資金貸付業務 注9	63	32	△9	△2	△16
漁業信用保険勘定	270	866	631	1,757	1,712
漁業保証保険業務	162	注10 837	注11 561	注12 1,711	1,660
漁業融資保険業務	6	△6	5	1	4
漁業融資業務 注13	103	35	65	45	47
農業災害補償関係勘定 注14	19	23	53	△31	25
漁業災害補償関係勘定 注15	23	20	3	△19	△14
合 計	△505	2,357	479	2,399	6,358

注1：平成24年度における増減理由は、上記記載のとおりである。

注2：政府事業交付金収入が減少したが、保険金の減少及び責任準備金戻入が増加したことによる。

注3：責任準備金戻入が増加したが、政府事業交付金収入の減少及び支払備金が戻入から繰入になったことによる。

注4：責任準備金戻入が減少したが、保険金の減少及び支払備金が繰入から戻入になったことによる。

注5：貸付金利息収入及び財務収益の増減による。

注6：保証債務損失引当金繰入が増加したが、求償権償却引当金繰入の減少及び政府事業交付金収入が増加したことによる。

注7：保証債務損失引当金繰入及び求償権償却引当金繰入が減少したが、政府事業交付金収入が減少したことによる。

注8：求償権償却引当金繰入が増加したが、保証債務損失引当金繰入の減少及び政府事業交付金収入が増加したことによる。

注9：保険金の減少、保険料収入の増加及び責任準備金が繰入から戻入になったことによる。

注10：責任準備金戻入の減少による。

注11：保険金が増加したが、政府事業交付金収入が増加したことによる。

注12：一般管理費、貸付金利息収入及び財務収益の増減による。

### ③ セグメント総資産の経年比較・分析

#### ア 農業信用保険勘定

##### (ア) 農業保険業務

農業保険業務の総資産は54,658百万円と、前年度比2,645百万円の増(5.1%増)となっている。これは、有価証券が前年度比2,965百万円の増(31.0%増)となったことが主な要因である。

##### (イ) 農業融資業務

農業融資業務の総資産は50,551百万円と、前年度比36百万円の減(0.1%減)となっている。これは、長期貸付金が前年度比177百万円の減(0.7%減)、短期貸付金が前年度比42百万円の減(0.2%減)、有価証券が前年度比185百万円の増(20.5%増)となったことが主な要因である。

#### イ 林業信用保証勘定

##### (ア) 林業信用保証業務

林業信用保証業務の総資産は92,135百万円と、前年度比7,870百万円の減(7.8%減)となっている。これは、保証債務見返(保証残高)が前年度比6,797百万円の減(10.8%減)、現金及び預金が前年度比2,880百万円の増(75.0%増)、有価証券及び投資有価証券が前年度比3,795百万円の減(11.7%減)となったことが主な要因である。

##### (イ) 林業等資金寄託業務

林業等資金寄託業務の総資産は36,715百万円と、前年度比1,127百万円の減(2.9%減)となっている。これは、寄託金が償還により前年度比517百万円の減(1.3%減)、有価証券が前年度比610百万円の減(74.3%減)となったことが主な要因である。

##### (ウ) 林業等資金貸付業務

林業等資金貸付業務の総資産は9,978百万円と、前年度比9千円の増(0.0%増)となっている。これは、現金及び預金が前年度比370百万円の減(4.4%減)、貸付金が前年度比507百万円の増(34.2%増)、前年度138百万円を計上した未収金が皆減となったことが主な要因である。

ウ 漁業信用保険勘定

(ア) 漁業保証保険業務

漁業保証保険業務の総資産は43,039百万円と、前年度比3,146百万円の増(7.9%増)となっている。これは、有価証券が前年比2,567百万円の増(54.9%増)、未収金が前年度比3,980百万円の減(84.0%減)、投資有価証券が前年度比5,196百万円の増(17.8%増)となったことが主な要因である。

(イ) 漁業融資保険業務

漁業融資保険業務の総資産は221百万円と、前年度比4百万円の増(1.7%増)と前年度とほぼ同額となっている。

(ウ) 漁業融資業務

漁業融資業務の総資産は30,801百万円と、前年度比56百万円の増(0.2%増)となっている。これは、短期貸付金が前年度比1,216百万円の減(6.2%減)、投資有価証券が前年度比787百万円の増(59.3%増)、長期貸付金が前年度比497百万円の増(5.5%増)となったことが主な要因である。

エ 農業災害補償関係勘定

農業災害補償関係勘定の総資産は3,838百万円と、前年度比8百万円の増(0.2%増)となっている。これは、現金及び預金が前年度比156百万円の増(21.2%増)、短期貸付金が前年度比153百万円の増(15.8%増)、投資有価証券が前年度比300百万円の減(14.3%減)となったことが主な要因である。

オ 漁業災害補償関係勘定

漁業災害補償関係勘定の総資産は6,073百万円と、前年度比5百万円の減(0.1%減)と前年度とほぼ同額となっている。これは、短期貸付金が前年度比1,887百万円の減(34.4%減)となったことに伴い、有価証券が前年度比1,880百万円の増(552.9%増)となったことが主な要因である。

表 総資産の経年比較

(単位：百万円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 注
農業信用保険勘定	104,318	105,997	107,796	102,600	105,209
農業保険業務 注2	41,342	42,914	44,659	52,013	54,658
農業融資業務	62,977	63,083	63,137	注7 50,587	50,551
林業信用保証勘定	110,867	138,531	143,818	147,820	138,821
林業信用保証業務 注3	56,787	83,352	88,622	100,005	92,135
林業等資金寄託業務 注4	36,870	37,944	37,969	37,842	36,715
林業等資金貸付業務	17,217	17,244	17,233	注7 9,978	9,978
漁業信用保険勘定	68,273	75,237	75,329	70,855	74,061
漁業保証保険業務 注5	31,374	38,305	38,423	39,893	43,039
漁業融資保険業務	213	207	212	217	221
漁業融資業務	36,687	36,725	36,694	注7 30,745	30,801
農業災害補償関係勘定	8,227	注6 7,715	7,836	注8 3,830	3,838
漁業災害補償関係勘定	6,076	6,085	6,091	6,078	6,073
合 計	297,762	333,566	340,870	331,182	328,002

※ 林業信用保証勘定においては、業務間の未収金についても計上しているため、勘定合計において一致しない。

注1：平成24年度における増減理由は、上記記載のとおりである。

注2：現金・預金、有価証券及び投資有価証券の増減による。

注3：保証債務見返及び有価証券の増減による。

注4：寄託金の増減による。

注5：投資有価証券の増減による。

注6：有価証券評価損の計上による。

注7：政府出資金の国庫納付に伴う預金の減少による。

注8：政府出資金及び利益剰余金の国庫納付に伴う預金の減少による。

④ 目的積立金の申請状況、取崩内容等  
該当なし

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析

平成24年度の行政サービス実施コストは△2,197百万円のマイナスとなり、前年度の7,971百万円のプラスからマイナスに転じた。これは、機会費用が政府出資等の機会費用の計算に使用した利率が低下したことにより前年度比859百万円の減（46.5%減）となったこと、及び業務費用が事業費の減少により前年度の6,102百万円のプラスから△3,201百万円のマイナスに転じたことが主な要因である。

表 行政サービス実施コストの経年比較

(単位：百万円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 注
業務費用	4,567	1,688	833	6,102	△3,201
うち損益計算書上の費用	18,951	14,530	13,445	18,186	10,767
うち自己収入	△14,383	△12,841	△12,611	△12,084	△13,968
損益外減価償却相当額	—	—	—	—	—
損益外減損損失相当額	—	—	—	—	—
引当外賞与見積額	—	—	—	—	—
引当外退職給付増加見積額	19	21	21	21	15
機会費用	2,520	2,698	2,487	1,848	989
(控除) 法人税等及び国庫納付金	—	—	—	—	—
行政サービス実施コスト	7,106	注 4,407	注 3,342	注 7,971	△2,197

注1：平成24年度における増減理由は、上記記載のとおりである。

注2：事業費の減少により業務費用が減少したことによる。

注3：事業費の減少により業務費用が減少したこと、及び政府出資等の機会費用の計算に使用した利率が低下したことによる。

注4：事業費の増加により業務費用が増加したことによる。

(2) 施設等投資の状況（重要なもの）

① 当事業年度中に完成した主要施設等  
該当なし

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充  
該当なし

③ 当事業年度中に処分した主要施設等  
該当なし

## (3) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

区分	20年度		21年度		22年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収入						
受入事業交付金	1,631	6,724	1,587	11,343	1,754	1,754
政府補給金収入	198	149	201	162	187	153
政府出資金	500	2,561	1,100	8,017	1,600	1,600
地方公共団体出資金	10	-	10	2	10	-
民間出資金	14	-	14	-	14	93
事業収入	142,797	65,720	158,811	76,676	149,795	74,361
受託事業収入	3	3	3	2	3	1
運用収入	1,870	1,903	1,872	1,818	2,003	1,839
借入金	70,852	3,906	70,063	2,926	68,984	4,099
その他の収入	11	63	11	25	12	73
合計	217,886	81,031	233,673	100,972	224,362	83,974
支出						
事業費	222,531	76,886	233,496	80,233	221,446	79,331
一般管理費	2,134	1,737	2,101	1,793	2,066	1,741
直接業務費	367	208	355	238	344	203
管理業務費	325	225	315	240	305	225
人件費	1,443	1,303	1,431	1,314	1,417	1,313
合計	224,665	78,623	235,598	82,025	223,512	81,072

(単位：百万円)

区分	23年度		24年度		差額理由
	予算	決算	予算	決算	
収入					
受入事業交付金	2,144	15,179	5,697	8,652	東日本大震災に係る政府事業交付金の受入れによる増加
政府補給金収入	177	108	104	62	
政府出資金	1,400	5,000	880	880	
地方公共団体出資金	10	-	10	-	
民間出資金	15	10	15	-	
事業収入	163,425	89,556	137,755	70,114	災害の発生が減少したこと等による貸付計画の未達による減少
受託事業収入	3	-	3	-	
運用収入	1,632	1,526	1,651	1,508	
借入金	71,383	13,357	69,300	1,723	災害の発生が減少したこと等による貸付計画の未達による減少
その他の収入	11	16	14	123	
合計	240,199	124,752	215,429	83,061	
支出					
事業費	218,349	107,933	213,582	70,899	災害の発生が減少したこと等による貸付計画の未達による減少
一般管理費	1,957	1,801	1,928	1,462	
直接業務費	328	314	315	198	
管理業務費	288	216	278	224	
人件費	1,341	1,270	1,335	1,040	
合計	220,306	109,734	215,509	72,361	

#### (4) 経費削減及び効率化目標との関係

当法人においては、業務運営の効率化による経費の抑制として、中期目標の期間中（平成20年度～平成24年度）に、平成19年度比で事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）について5%以上削減、一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）について15%以上の節減を行うことを目標としている。

本年度は、事業費については、平成19年度予算対比で35.3%の削減となった。ただし、保険金及び代位弁済費のうち、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を起因とするものを除いた事業費は43.1%の削減となった。

また、一般管理費については、平成19年度予算対比で41.4%の節減となったが、これは、事務所が入居しているビルの大規模修繕がなかったこと、事務・業務に係る経費の節減に努めたこと等が挙げられる。なお、東日本大震災への対応関連経費（システム修正費等）を除いた一般管理費は43.1%の削減となった。

(単位：百万円、%)

区分	19年度		当中期目標期間									
	金額	比率	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
			金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
事業費	13,727	100	16,878	123.0	10,431	76.0	9,798	71.4	14,155	103.1	8,885	64.7
一般管理費	702	100	423	60.2	469	66.7	418	59.6	521	74.2	412	58.6

さらに、人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた改定部分を除く。）については、平成18年度から6年間で6%以上の削減を行うこととしている。この目標を達成するため、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し及び人員の削減等に取り組むとともに、平成24年2月に成立した「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）に基づき、国家公務員の給与見直しと同様の内容で改定を行い、平成24年4月から施行したことから、平成24年度においては、平成17年度決算対比で27.3%の削減となった。

(単位：百万円、%)

区分	17年度		当中期目標期間													
	金額	比率	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
			金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率		
人件費	1,212	100	1,172	96.7	1,114	92.0	1,073	88.5	1,040	85.8	1,049	86.5	993	81.9	881	72.7

## 5. 事業の説明

### (1) 財源構造

当法人の経常収益は、17,124百万円で、その内訳は、保険料収入(4,568百万円)、保証料収入(556百万円)、回収金収入(3,668百万円)、貸付金利息(61百万円)、政府事業交付金収入(3,094百万円)、政府補給金収入(62百万円)、財務収益(1,507

百万円)等となっている。

これを事業別に区分すると、

- ① 農業保険業務では、保険料収入3,532百万円(事業収益の42.5%)、回収金収入2,908百万円(事業収益の35.0%)、政府事業交付金収入1,156百万円(事業収益の13.9%)、財務収益が522百万円(事業収益の6.3%)等となっている。
- ② 農業融資業務では、貸付金利息12百万円(事業収益の31.0%)、財務収益26百万円(事業収益の67.1%)等となっている。
- ③ 林業信用保証業務では、保証料収入556百万円(事業収益の12.0%)、政府事業交付金収入1,055百万円(事業収益の22.9%)、財務収益363百万円(事業収益の7.8%)、保証債務損失引当金戻入2,594百万円(事業収益の56.4%)等となっている。
- ④ 林業等資金寄託業務では、政府補給金収入62百万円(事業収益の99.1%)等となっている。
- ⑤ 林業等資金貸付業務では、政府事業交付金収入60百万円(事業収益の98.5%)、財務収益1百万円(事業収益の1.0%)等となっている。
- ⑥ 漁業保証保険業務では、保険料収入1,036百万円(事業収益の27.0%)、回収金収入760百万円(事業収益の19.8%)、政府事業交付金収入822百万円(事業収益の21.4%)等となっている。
- ⑦ 漁業融資保険業務では、責任準備金戻入2百万円(事業収益の14.5%)、財務収益9百万円(事業収益の81.2%)等となっている。
- ⑧ 漁業融資業務では、貸付金利息5百万円(事業収益の5.2%)、財務収益100百万円(事業収益の94.8%)となっている。
- ⑨ 農業災害補償関係業務では、貸付金利息9百万円(事業収益の11.7%)、財務収益51百万円(事業収益の69.4%)等となっている。
- ⑩ 漁業災害補償関係業務では、貸付金利息35百万円(事業収益の97.4%)、財務収益1百万円(事業収益の2.6%)等となっている。

また、独立行政法人農林漁業信用基金法第17条第1項に基づき、林業等資金寄託業務に必要な費用に充てるため、財務大臣及び農林水産大臣の認可を受けて長期借入金をしている(平成24年度1,483百万円、期末残高9,055百万円)。このほか、農業融資業務に必要な費用に充てるための出資金420億円、林業等資金寄託業務に必要な費用に充てるための出資金277億円、林業等資金貸付業務に必要な費用に充てるための出資金98億円、漁業融資業務に必要な費用に充てるための出資金302億円、農業災害補償関係業務に必要な費用に充てるための出資金36億円、漁業災害補償関係業務に必要な費用に充てるための出資金58億円等を保有している。

## (2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

(注)業務実績報告については、26項以降を参照。

### ア 農業保険業務

農業保険業務は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険を行うことを目的としている。

平成24年度の保険引受額は、前年度に比べ367億円増の3,687億円となり、平成24年度末の保険価額残高は、前年度末に比べ1,228億円減の3兆2,549億円となった。平成24年度の保険金支払額は、前年度に比べ5億円減の46億円となり、回収金収入額も、前年度に比べ2億円減の29億円となっている。

事業の財源は、保険料収入（平成24年度3,532百万円）、回収金収入（平成24年度2,908百万円）、財務収益（平成24年度522百万円）、農業信用保険基盤の充実を図るために農林水産省から交付を受けている政府事業交付金収入（平成24年度1,156百万円）などとなっている。

事業に要する費用は、保険金（平成24年度4,628百万円）、一般管理費（平成24年度614百万円）などとなっている。

### イ 農業融資業務

農業融資業務は、農業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金の貸し付けを行うことを目的としている。

平成24年度末における貸付金残高は、農業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金の貸付495億円となっているが、「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛て報告）を踏まえ、農業信用基金協会がその機能を十分に発揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額（123億83百万円）について、農業信用基金協会の業務運営への影響を考慮しつつ、平成25年12月までに国庫納付することとなっている。

事業の財源は、政府出資金（平成24年度末残高41,967百万円）、資本剰余金（平成24年度末残高8,214百万円）、財務収益（平成24年度26百万円）、貸付金利息（平成24年度12百万円）などとなっている。

事業に要する費用は、貸付金（平成24年度末残高49,456百万円）、一般管理費（平成24年度67百万円）などとなっている。

### ウ 林業信用保証業務

林業信用保証業務は、林業者等がその経営の改善に資する資金等を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証を行うことを目的としている。

平成23年度に続き実施された東日本大震災復旧緊急保証の保証引受の減少等により、平成24年度の保証引受額は前年度に比べ104億円減の321億円、保証残高は68億円減の560億円となった。また、平成24年度の代位弁済額は、長期的な景気低迷の影響により前年度に比べ5億円の増加となる23億円の計上となっ

た。

一方、求償権回収額は、前年度に比べ1億円減の3億円となった。

事業の財源は、保証料収入（平成24年度556百万円）、財務収益（平成24年度363百万円）、林業信用保証業務に要する経費に充てるために農林水産省から交付を受ける政府事業交付金収入（平成24年度1,055百万円）の他、保証債務損失引当金戻入（平成24年度2,594百万円）などとなっている。

事業に要する費用は、求償権償却引当金繰入（平成24年度1,464百万円）、求償権償却損失（平成24年度667百万円）、求償権回収事業費（平成24年度14百万円）、一般管理費（平成24年度480百万円）などとなっている。

#### エ 林業等資金寄託業務

林業等資金寄託業務は、株式会社日本政策金融公庫等に対し、森林整備活性化資金の融通に必要な資金を無利子で寄託することを目的としている。

株式会社日本政策金融公庫への平成24年度寄託額は880百万円であり、寄託残高は平成24年度末で365億円である。

事業の財源は、政府出資金（平成24年度880百万円）、独立行政法人農林漁業信用基金法第17条第1項により、林業等資金寄託業務に必要な費用に充てるため、財務大臣及び農林水産大臣の認可を受けて実行している長期借入金（平成24年度1,483百万円）、長期借入金に係る利子の補給のため農林水産省から交付を受ける政府補給金収入（平成24年度62百万円）、財務収益（平成24年度1百万円）となっている。

事業に要する費用は、寄託金（平成24年度末残高36,499百万円）、支払利息（平成24年度62百万円）、一般管理費（平成24年度22千円）などとなっている。

#### オ 林業等資金貸付業務

林業等資金貸付業務は、林業者等及び木材卸売業者等が計画的に木材の生産又は流通の合理化を図るために必要な資金を供給する事業を行う都道府県に対し、これに必要な資金を貸し付けることを目的としている。

貸付業務に必要な出資金として9,800百万円が措置されているが、平成24年度末における貸付金残高は1,990百万円で、7,810百万円が未貸付となっている。これは、当該貸付金は年度当初に貸し付け、年度末に償還される短期貸付金が大半であるため、3月31日時点の貸付金残高は小さくなるという面がある（平成24年度ピーク時は6,604百万円）。

事業の財源は、政府出資金（平成24年度末残高9,800百万円）、財務収益（平成24年度1百万円）、貸付事業収入（平成24年度60百万円）などとなっている。

事業に要する費用は、貸付金（平成24年度末残高1,990百万円）、一般管理費（平成24年度76百万円）などとなっている。

#### カ 漁業保証保険業務

漁業保証保険業務は、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務

の保証等につき保険を行うことを目的としている。

平成24年度の保険引受額は、前年度に比べ49億円減の894億円となった。また平成24年度の保険価額残高は、前年度に比べ53億円増の2,260億円となった。平成24年度の保険金支払額は、東日本大震災に係る保険金の支払いが減少したことから、前年度に比べ52億20百万円減の19億円となった。

事業の財源は、保険料収入（平成24年度1,036百万円）、回収金収入（平成24年度760百万円）、漁業者等の負担が過度に大きくならないよう農林水産省から交付を受けている政府事業交付金収入（平成24年度822百万円）、財務収益（平成24年度435百万円）などとなっている。

事業に要する費用は、保険金（平成24年度1,850百万円）、一般管理費（平成24年度272百万円）などとなっている。

#### キ 漁業融資保険業務

漁業融資保険業務は、農林中央金庫が行う漁業近代化資金等の融資につき保険を行うことを目的としている。

景気停滞による設備投資意欲の減退もあり、近年実績は無かったものの、前年度に続き、平成24年度にも引受けがあった（保険引受額13百万円、保険引受残高84百万円）。

事業の財源は、政府及び民間出資金（平成24年度末残高180百万円）、財務収益（平成24年度9百万円）となっている。

事業に要する費用は、一般管理費（平成24年度6百万円）などとなっている。

#### ク 漁業融資業務

漁業融資業務は、漁業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金の貸し付けを行うことを目的としている。

平成24年度末における貸付金残高は、漁業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金の貸付278億円となっている。

事業の財源は、政府及び民間出資金（平成24年度末残高30,192百万円）、財務収益（平成24年度100百万円）、貸付金利息（平成24年度5百万円）などとなっている。

事業に要する費用は、貸付金（平成24年度末残高27,766百万円）、一般管理費（平成24年度58百万円）などとなっている。

#### ケ 農業災害補償関係業務

農業災害補償関係業務は、農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うことを目的としている。

平成24年度は、梅雨前線豪雨や台風の襲来等により農作物等に被害が発生したものの、貸付総額は前年度に比べ33億12百万円減の32億55百万円となった。一方、回収額は21億31百万円で、平成24年度末の貸付金残高は、前年度に比べ1億53百万円増の11億24百万円となった。なお、貸付金の一部に充当するため2

億40百万円の短期借入れを行い、期中に全額を償還した。

事業の財源は、政府及び民間出資金（平成24年度末残高3,600百万円）などとなっている。

事業に要する費用は、貸付金（平成24年度末残高1,124百万円）、一般管理費（平成24年度48百万円）、財務費用（平成24年度26千円）などとなっている。

コ 漁業災害補償関係業務

漁業災害補償関係業務は、漁業共済団体の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うことを目的としている。

平成24年度における短期貸付額46億63百万円は、全国的な漁船漁業の不漁、魚価低迷等に起因する再共済金の支払に対処したものである。また、短期貸付回収額は65億50百万円で、平成24年度末の短期貸付金残高は、35億98百万円となった。

短期貸付金の原資の一部としての短期借入金については、平成24年度は借入れを行わなかった。

事業の財源は、政府、地方公共団体及び民間出資金（平成24年度末残高5,821百万円）並びに前中期目標期間繰越積立金（平成24年度末残高113百万円）などとなっている。

事業に要する費用は、貸付金（平成24年度末残高3,798百万円）及び一般管理費（平成24年度50百万円）となっている。

独立行政法人農林漁業信用基金 平成24年度業務実績報告書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

事業年度報告

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目
<p>第1 中期目標の期間 独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)信用基金の中期目標の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置</p>
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>第1 業務の効率化 (1) 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、その支出の要否を検討し、効率化を期するため、中期目標の期間中に、平成19年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>第1 業務の効率化 (1) 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、以下の点など支出の要否及び支出方法等について検討し、効率化を期する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。 ・基金協会との事前協議の徹底、部分保証の実施による保険金支払いの低減 ・引受審査の厳格化等による代位弁済の抑制 ・サービサーの選定等に当たっての求償権回収に係る費用対効果への配慮による求償権回収事業委託費の抑制</p>
<p>1 事業の効率化 ① 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、中期目標の期間中に、平成19年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>1 事業の効率化 (1) 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、以下の点など支出の要否及び支出方法等について検討し、効率化を期する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。 ・基金協会との事前協議の徹底、部分保証の実施による保険金支払いの低減 ・引受審査の厳格化等による代位弁済の抑制 ・サービサーの選定等に当たっての求償権回収に係る費用対効果への配慮による求償権回収事業委託費の抑制</p>	<p>1 事業の効率化 (1) 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、88億85百万円の支出であり、19年度予算対比で35.3%の削減(削減目標5%)となった(19年度決算対比では28.8%の削減となった)。 ただし、保険金、代位弁済費のうち、東日本大震災を起因とするもの(下記(注))を除いた事業費総額は、78億11百万円の支出であり、19年度予算対比で43.1%の削減となった(19年度決算対比では37.4%の削減となった)。 ○ なお、林業信用保証業務における代位弁済費は、長期的な景気低迷の影響と24年度において大口の代位弁済が発生したこと等により、19年度予算対比で52.2%増加した。</p>

区分	19年度 予算(A)	24年度 決算(B)	うち東日本大震災 発生分		増減率 (B-A)/A	19年度 決算(C)	増減率 (B-C)/C	
			うち通常分	うち東日本大震災発生分			19年度 決算(C)	増減率 (B-C)/C
事業費総額	13,727	8,896	7,811	1,074	35.3%	12,483	28.8%	37.4%
うち保険金(農業)	9,328	4,628	4,635	90	50.4%	8,086	42.0%	43.0%
うち事業費(林業)	2,063	1,850	1,014	836	30.5%	2,472	25.2%	59.0%
代位弁済費(林業)	1,540	2,344	2,109	145	52.2%	1,864	25.7%	17.5%
求償権管理回収助成(農業)	28	28	28	-	0.0%	29	0.0%	0.0%
求償権回収事業委託費(林業)	140	13	13	-	90.5%	24	43.0%	43.0%
回収奨励金(農業)	28	22	22	-	23.1%	30	26.4%	26.4%

(単位:百万円)

(注) 東日本大震災による被災農林漁業者に対し、予算措置された復旧・復興助成事業対象の保険金・代位弁済費をいう。

<p>② 農業・漁業信用保証業務及び林業信用保証業務については、「第4 財務内容の改訂」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を著実に実施する。</p>	<p>(2) 農業・漁業信用保証業務及び林業信用保証業務については、引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を著実に実施する。</p>	<p>(2) 事業費の削減に向けての取組（農業信用保証業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引受審査の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口保険引受対象案件（注1）（357件（条件変更含む））について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（23年度333件）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>このうち、基金協会との対面での協議は、12件であった（23年度111件）。</li> <li>個別案件については、被保証者の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施しており、大口保険引受対象案件事前協議357件（条件変更含む）のうち、取り下げ等が15件となった（23年度19件）。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 部分保証の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口保険引受対象案件事前協議357件のうち部分保証の対象となる大家畜特別支援資金54件、養豚特別支援資金2件、農業経営負担軽減支援資金3件について、部分保証が的確に実施されているか確認した（23年度は、大家畜特別支援資金7件、家畜飼料特別支援資金1件）。</li> <li>・ なお、24年度は、大家畜特別支援資金及び養豚特別支援資金の貸付期間の最終年度であり、借換対象資金の残高借換えがあったため、当該資金の大口保険引受事前協議の件数が大幅に増加した（当該資金は、毎年の約定償還金の借換資金を融通するものであるが、貸付期間の最終年度に限り、残高一括借換えが認められている。）。</li> </ul> </li> </ul>
<p>② 農業・漁業信用保証業務及び林業信用保証業務については、「第4 財務内容の改訂」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を著実に実施する。</p>	<p>(2) 農業・漁業信用保証業務及び林業信用保証業務については、引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を著実に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大口保険金請求対象案件（注3）の事前協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口保険金請求対象案件（21件）について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（23年度24件）。事前協議内容については、記載事項の検証や保険金請求をしようとする額の妥当性等について審査を行っている。</li> <li>・ このうち、基金協会との対面での協議は、5件であった（23年度9件）。</li> </ul> </li> </ul> <p>(注1) 大口保険引受対象案件とは、次に該当するものをいう。 既に大口保険被保証者（注2）である者に対する農業近代化資金等の元本につき保険価額が1,000万円以上の保険関係が成立する保証及び農業近代化資金等の元本につき保険価額が1,000万円以上の保険が成立する保証であって、当該保証をすることにより、その被保証者が大口保険被保証者に該当するもの。</p> <p>(注2) 大口保険被保証者とは、次に該当するものをいう。 保険関係が成立している保証に係る農業近代化資金等の元本額（極度貸付の場合は、極度額）の合計額が1億円以上である者又は畜産特別資金、農家負担軽減支援特別資金、農業経営負担軽減支援資金、家畜飼料特別支援資金及び畜産経営維持緊急支援資金の合計額が5,000万円以上である者。</p> <p>(注3) 大口保険金請求対象案件とは、次に該当するものをいう。 保険金額が3,000万円以上の代位弁済及びび一の被保証者について同時又は関連する一定の期間内に行う複数の代位弁済であって、これらの代位弁済の保険金額の合計額が3,000万円以上となるもの。</p>

	<p>(3) 事業費の削減に向けての取組（林業信用保証業務）</p> <p>○ 引受審査の厳格化 保証引受審査に当たっては、定量要因については、当該申請企業の財務諸表（新規の者は直近3年分、継続利用の者は直近5年分、更に必要に応じて試算表徴求）を詳細に分析するとともに当基金が保有する資産査定データ等も活用して的確に評価している。</p> <p>さらに、定性要因として、林業・木材産業者等の特性を踏まえ、規模・生産性・経営体制・品質管理・融資機関の融資姿勢などの要因を細分化した上で的確に行っている。</p> <p>これにより、新規・増額案件、財務内容不良案件等について、総括調整役（林業担当）等を構成員とする審査協議会で、業況や財務状況の今後の見通し、担保等による保全の可否等を踏まえた厳格な保証審査を行った（全体の審査件数1,765件、うち審査協議件数632件（23年度429件）。この結果、保証審査による減額等93件（14.7%）。</p> <p>(4) 事業費の削減に向けての取組（漁業信用保証業務）</p> <p>○ 引受審査の厳格化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口保険引受対象案件（注1）（58件）についてすべて事前協議を実施した（23年度51件）。</li> <li>・ 大口保険引受対象案件について基金協会との間で、被保証人の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に検討した事前協議を行い、事業費の削減に向けての取組みを実施した。</li> </ul> <p>○ 大口保険請求対象案件（注2）の事前協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成25年3月末日までに受付した大口保険請求対象案件（33件）について基金協会からの提出資料等によりすべて事前協議を実施した（23年度215件）。</li> <li>・ 事前協議内容については、記載事項の検証や代位弁済の妥当性や回収見込について審査を行っている。</li> </ul> <p>(注1) 大口保険引受対象案件とは、次に該当するものをいう。</p> <p>ア 保証の額が次の額を超えるもの</p> <table border="0"> <tr> <td>① 遠洋かつお・まぐろ漁業</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td>② その他漁業</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>③ 水産業協同組合</td> <td>3億円</td> </tr> </table> <p>ただし、借替緊急融資資金については、上記基準額の2分の1</p> <p>イ 保証を行った後の被保証者に係る保証残高が、次の額を超えるもの</p> <table border="0"> <tr> <td>① 遠洋かつお・まぐろ漁業</td> <td>6億円</td> </tr> <tr> <td>② その他漁業</td> <td>3億円</td> </tr> <tr> <td>③ 水産業協同組合</td> <td>6億円</td> </tr> </table> <p>(注2) 大口保険請求対象案件とは、次に該当するものという。</p> <p>ア 代位弁済額が5千万円以上</p> <p>イ 基金協会が事務処理の困難性が高いと判断したもの</p>	① 遠洋かつお・まぐろ漁業	2億円	② その他漁業	1億円	③ 水産業協同組合	3億円	① 遠洋かつお・まぐろ漁業	6億円	② その他漁業	3億円	③ 水産業協同組合	6億円	<p>(3) 共済団体等に対する貸付業</p> <p>(6) 共済団体等への貸付における信用基金の役割の周知</p>
① 遠洋かつお・まぐろ漁業	2億円													
② その他漁業	1億円													
③ 水産業協同組合	3億円													
① 遠洋かつお・まぐろ漁業	6億円													
② その他漁業	3億円													
③ 水産業協同組合	6億円													
		<p>(3) 共済団体等に対する貸付業</p>												
		<p>(3) 共済団体等に対する貸付業</p>												

<p>務については、民間金融機関による融資を促すために、セーフティネットとしての法人の役割について周知を行う。</p>	<p>務については、民間金融機関による融資を促すために、セーフティネットとしての法人の役割について周知を行う。</p>	<p>(農業災害補償関係業務) ○ セーフティネットとしての信用基金の役割について、農業災害補償運営協議会（農業災害補償関係業務）に関する重要事項の説明や業務に対する意見を聴くために、政府以外の出資者である農業共済組合連合会の代表、(社) 全国農業共済協会（現（公社）全国農業共済協会）及び学識経験者を構成員とする会議）や、(社) 全国農業共済協会が主催する全国会長会議及び全国参事会議の場において周知を図ったほか、同役割について（社）全国農業共済協会が運営するNOSAIインターネットに掲示し更なる周知を図った。</p> <p>(漁業災害補償関係業務) ○ 24年9月に漁業共済組合に対して23年度の共済支払資金に係る借入実績のアンケートを実施するとともに、「漁業災害補償制度における独立行政法人農林漁業信用基金（漁業災害補償関係業務）の役割について」を配布し、民間金融機関による融資を促すため、セーフティネットとしての信用基金の役割について周知を図った。</p> <p>また、24年10月にアンケートの集計結果及び「独立行政法人農林漁業信用基金（漁業災害補償関係業務）の短期貸付金について」を漁業共済組合へ配布し、更なる周知を図った。</p> <p>○ 24年10月に全国漁業共済組合が主催する「総務・経理研修会」の場において、漁業共済団体に対してセーフティネットとしての法人の役割について周知を図った。</p>
<p>(4) 農業の低利預託原資貸付業務については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「独法見直し基本方針」という。）に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額（12,500百万円）を平成23年度中に国庫納付する。</p>	<p>(6) 低利預託原資貸付業務の廃止及び当該業務に係る政府出資金全額の23年度中の国庫納付（農業信用保険業務） <b>23年度措置済み</b> ○ 22年12月7日に閣議決定された、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に従い、低利預託原資貸付業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金（125億円）については、23年9月13日に全額国庫納付を行ったところである。</p>	<p>(6) 低利預託原資貸付業務の廃止及び当該業務に係る政府出資金全額の23年度中の国庫納付（農業信用保険業務） <b>23年度措置済み</b> ○ 22年12月7日に閣議決定された、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に従い、低利預託原資貸付業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金（125億円）については、23年9月13日に全額国庫納付を行ったところである。</p>
<p>(5) 林業の低利預託原資貸付業務については、独法見直し基本方針に基づき、ニーズに応じた規模に縮減し、林業者がより使いやすい運転資金制度に再設計するとともに、当該業務に係る政府出資金171億円のうち、当該運転資金制度において活用する見込みのない73億円を平成23年度中に国</p>	<p>(7) 低利預託原資貸付業務の再設計に伴う政府出資金（7,256百万円）の23年度中の国庫納付（林業信用保証業務） <b>23年度措置済み</b> ○ 22年12月7日の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の閣議決定を受け、ニーズに応じた規模に縮減し、より使いやすい運転資金制度（協調倍率の見直し等）に再設計を行った（23年4月）。 また、当該業務に係る政府出資金170億56百万円のうち、新しい運転資金制度で活用する見込みのない政府出資金（72億56百万円）を23年9月13日に国庫納付を行ったところである。 なお、借受者サイドの新制度への切り替えは徐々に進んでいくものと思われるが、これらが円滑に実施されるよう努めるとともに、24年度における都道府県からの借入れの申込に対しては、着実に貸付けを実施した（ピーク時残高 6,604百万円）。</p>	<p>(7) 低利預託原資貸付業務の再設計に伴う政府出資金（7,256百万円）の23年度中の国庫納付（林業信用保証業務） <b>23年度措置済み</b> ○ 22年12月7日の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の閣議決定を受け、ニーズに応じた規模に縮減し、より使いやすい運転資金制度（協調倍率の見直し等）に再設計を行った（23年4月）。 また、当該業務に係る政府出資金170億56百万円のうち、新しい運転資金制度で活用する見込みのない政府出資金（72億56百万円）を23年9月13日に国庫納付を行ったところである。 なお、借受者サイドの新制度への切り替えは徐々に進んでいくものと思われるが、これらが円滑に実施されるよう努めるとともに、24年度における都道府県からの借入れの申込に対しては、着実に貸付けを実施した（ピーク時残高 6,604百万円）。</p>

<p>庫納付する。</p> <p>④ 漁業の低利預託原資貸付業務については、独法見直し基 本方針に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資 金全額(50億円)を平成23年 度中に国庫納付する。</p>	<p>年度中に国庫納付する。</p> <p>(6) 漁業の低利預託原資貸付業 務については、独法見直し基 本方針に基づき、業務を廃止 し、当該業務に係る政府出資 金全額(6,000百万円)を平 成23年度中に国庫納付する。</p>	<p>(8) 低利預託原資貸付業務の廃止及び当該業務に係る政府出資金全額の23年度中の国庫納付(漁業信用保険 業務)</p> <p><b>23年度措置済み</b></p> <p>○ 22年12月7日に閣議決定された、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に従い、低利預託原 資貸付業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金(60億円)については、23年9月13日に全額国庫納付を行 ったところである。</p>
<p>⑦ 農業災害補償関係業務につ いては、独法見直し基本方針 に基づき、中期の融資に対処 するために必要な資金規模ま で縮減するとともに、業務の 見直しに伴い政府出資金3,800 百万円のうち2,000百万円及 び利益剰余金1,976百万円を 平成23年度中に国庫納付す る。</p>	<p>(7) 農業災害補償関係業務につ いては、独法見直し基本方針 に基づき、中期の融資に対処 するために必要な資金規模ま で縮減するとともに、業務の 見直しに伴い政府出資金3,800 百万円のうち2,000百万円及 び利益剰余金1,976百万円を 平成23年度中に国庫納付す る。</p>	<p>(9) 農業災害補償関係業務の見直しに伴う政府出資金(2,000百万円)及び利益剰余金(1,976百万円)の23 年度中の国庫納付</p> <p><b>23年度措置済み</b></p> <p>○ 22年12月7日に閣議決定された、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に従い、利益剰余金 (19億76百万円)については23年7月8日に、政府出資金(20億円)については23年9月13日に全額国庫 納付を行ったところである。</p>
<p>⑧ 林業寄託業務については、 貸付枠の縮減及び民間からの 長期借入方式から政府の出資 方式への段階的な移行につい て、着実に実施する。</p>	<p>(4) 林業寄託業務については、 貸付枠を引き続き17億円とす るとともに、寄託原資につい て、8.8億円を政府出資によ り調達し、長期借入金を抑制 する。</p>	<p>(10) 林業寄託業務の見直しの着実な実施</p> <p>○ 日本政策金融公庫からの森林整備活性化資金の貸付に必要な寄託原資の調達は、20年度から民間からの 長期借入方式から政府の出資方式へ段階的に移行(20年度5億円、21年度11億円、22年度16億円)して きており、21年度から長期借入金は既存借入分の借換分のみに限定し、全額政府出資方式へ移行したとこ ろである。</p> <p>○ 24年度においても引き続き、寄託原資8.8億円を全額政府出資金で調達、同額を寄託しており、また、 民間からの長期借入金(既存借入金の借換分)として、14億83百万円を措置した。</p> <p>○ 民間からの借入金に対する利払い(24年度62百万円(23年度108百万円))については、全額、政府から の利子補給金を充てた。</p>
<p>⑨ 林業寄託業務については、 貸付枠の縮減及び民間からの 長期借入方式から政府の出資 方式への段階的な移行につい て、着実に実施する。</p>	<p>(4) 林業寄託業務については、 貸付枠を引き続き17億円とす るとともに、寄託原資につい て、8.8億円を政府出資によ り調達し、長期借入金を抑制 する。</p>	<p>(10) 林業寄託業務の見直しの着実な実施</p> <p>○ 日本政策金融公庫からの森林整備活性化資金の貸付に必要な寄託原資の調達は、20年度から民間からの 長期借入方式から政府の出資方式へ段階的に移行(20年度5億円、21年度11億円、22年度16億円)して きており、21年度から長期借入金は既存借入分の借換分のみに限定し、全額政府出資方式へ移行したとこ ろである。</p> <p>○ 24年度においても引き続き、寄託原資8.8億円を全額政府出資金で調達、同額を寄託しており、また、 民間からの長期借入金(既存借入金の借換分)として、14億83百万円を措置した。</p> <p>○ 民間からの借入金に対する利払い(24年度62百万円(23年度108百万円))については、全額、政府から の利子補給金を充てた。</p>

寄託原資の調達状況等 (単位：百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
寄託額	1,400	1,400	1,590	1,400	880
うち政府出資金	500	1,100	1,600	1,400	880
うち長期借入金	648	—	—	—	—
うち手持ち資金 (公庫からの借入金)	252	300	90	—	—
借換額	2,843	2,626	599	4,047	1,483
長期借入金残高	14,194	14,166	12,590	11,063	9,055
利払い費用	149	162	153	108	62

<p>④ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることとは」という考え方を踏まえつつ、検討を行う。</p>	<p>(9) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることとは」という考え方を踏まえつつ、検討会を設置し、検討を行う。</p>	<p>(5) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることとは」という考え方を踏まえつつ、検討会において、その役割、保険収支等の状況を踏まえ検討を行う。</p>	<p>(11) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における「民でできることとは民で」の検討(農業信用保険業務)  ○ 「農業信用保険業務あり方検討会」を21年3月に設置し、保険対象資金の役割、保険収支の状況等を踏まえつつ、対象資金のあり方について、24年度までに11回、検討を行ってきたところである。  24年度においては、本年度が中期目標の最終年度に当たることから、これまでの検討状況の取りまとめを行うに際しての参考とするため、4月から5月にかけて「農業者に対する貸出に係る保証機関の利用状況」に関するアンケート調査を実施し、24年12月及び25年3月に検討会を開催した。  検討会のとりまとめにおいては、アンケート調査結果も参考にして、  ① 農業資金については、農業経営は自然条件に左右されること、生産サイクルが長く低収益であること等の特性から民間による保証の事例は殆ど無い。  ② 農家経営安定資金については、農業の低収益でリスクが高い等の特性に加え、担保となる物件等の価値が低く、流動性も低いことから、民間による保証では十分対応できない実態があり、これらを補完する形で公的保証の必要性が求められていることから、対象資金を狭めることは適当でない。  なお、本件については、第3期中期目標において、「引き続き検討を行う」こととされ、農業信用保証保険制度が農業者等の円滑な資金調達を果たす役割を求められていることを基本に、引き続き検討を行うこととしている。</p>
<p>2 業務運営体制の効率化  ① 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。</p>	<p>2 業務運営体制の効率化  (1) 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。</p>	<p>2 業務運営体制の効率化  (1) 組織体制・人員配置の見直し  ○ 23年度定例監事監査における農業部門と同様に引受部署と債権管理部署の分離が必要との指摘を踏まえ、24年8月、林業、漁業部門について、融資・引受部署と債権管理部署を分離するための組織の見直しを行った。</p>	<p>(漁業信用保険業務)  ○ 「漁業信用保険業務あり方検討会」を21年3月に設置し、保険対象資金の役割、保険収支の状況等を踏まえつつ、対象資金のあり方について、これまでに5回、検討を行ってきたところである。24年度においては、25年3月に検討会を開催した。  検討会のとりまとめにおいては、  ① 漁業保証保険業務については、国による交付金により低位な保険料を維持する等の政策的措置が中小漁業者等への融資の円滑化には依然として不可欠であり、対象資金の見直しを行える状況にはない。  ② しかしながら、今後とも経営安定対策としての漁業共済の充実の影響及び漁業経営の動向に注視しつつ、事故率の変動、保証保険業務の収益性を精査し、状況の変化を踏まえた見直しに努める。  こととされた。  なお、本件については、第3期中期目標において、「引き続き検討を行う」こととされ、農業信用保証保険制度が中小漁業者等の円滑な資金調達を果たす役割を求められていることを基本に、引き続き検討を行うこととしている。</p>
<p>2 業務運営体制の効率化  ① 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。</p>	<p>2 業務運営体制の効率化  (1) 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。</p>	<p>2 業務運営体制の効率化  (1) 組織体制・人員配置の見直し  ○ 23年度定例監事監査における農業部門と同様に引受部署と債権管理部署の分離が必要との指摘を踏まえ、24年8月、林業、漁業部門について、融資・引受部署と債権管理部署を分離するための組織の見直しを行った。</p>	<p>○ 幅広い業務に対応できる人材育成を図るため、部門を超えた人事配置等を進めるとともに、職員の効率</p>

的な配置を踏まえ、必要に応じて非常勤職員を活用し雇用することとしている。  
採用から2～3年後に他部門へ異動する人事ローテーションのルールを策定し、21年度採用者から適用。  
24年4月までに21年度採用者4人全員を他部門に異動済み。

○ 日常の業務及び研修等による、資格取得や能力向上、適性の見極めを通じ、専門家等の育成に配慮することとしている。

(2) 組織体制・人員配置の見直しによる人員の削減

○ 中期計画期末の常勤職員の見込み(113名)を踏まえ、退職による欠員の範囲内で新規採用を行っている(24年度3名採用)。

(3) 研修計画の策定

○ 中期計画に基づき、24年度は以下のとおり研修計画を策定し、研修を効果的に実施した。

種別	内容	対象
養成研修	階層別に必要な基礎知識を習得	採用者、一般職員、課長級別に実施
能力開発研修	業務に必要な専門的知識の習得	研修の受講希望者を募集し、外部機関の研修を受講
法令遵守意識啓発研修	コンプライアンス	全役職員必須

(4) 研修の効果的实施

○ 24年度において、以下のとおり研修を実施した。

年度	種別	内容	対象者	受講者数
24	養成 (階層別)	採用者研修(1日間) ※	採用・出向者	8名
		管理職研修(半日×2回)	課長級	延べ31名
		保険教理(半日)	課長補佐以下	32名
	能力開発	財務会計(半日) ※	採用者等 (宗計基礎)	10名
独法英務担当者財務会計 給与等実務研修(半日)		各部推薦者	1名 延べ2名	
法令遵守意識啓発研修			全役職員	全役職員

※ 無償で実施したもの  
※ その他、一般職員1名が農林業信用基金協会で実務研修(24.10～25.3)

(2) 職員の能力の向上を図るため、研修計画に基づき各種研修を効果的に実施する。

ア、養成研修

- ・新規採用研修
- ・一般職員研修
- ・現地研修

イ、能力開発研修

- ・課長級研修
- ・能力開発研修
- ・支援研修
- ・実践研修
- ・専門研修

ウ、法令遵守意識啓発研修

(2) 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。

(2) 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。

<p>○ 研修の実効性の確保や今後の研修の充実の観点から、研修受講者から受講報告を提出させ、研修内容が職員の能力向上や業務運営の効率化等に資する内容かどうか検証を行い、毎年度の研修実施計画作成に役立てた。</p> <p>また、これらにより職員の能力向上を図り、勤務実績等も踏まえ、適材適所の人事配置に努めた。</p> <p>なお、実施に当たっては、内部講師等を活用し、費用の節減も考慮している。</p> <p>○ 研修により職員の能力向上を図り、勤務実績等を踏まえ、適材適所の人事配置に努めている。</p>																	
<p>(5) 23年度中の災害補償関係部門の統合 23年度措置済み (農業災害補償関係業務・漁業災害補償関係業務)</p> <p>○ 平成23年10月1日付けで農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合して2室1部3課体制から1部2課制を実現した。</p>		<p>(3) 平成23年度中に農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。</p> <p>また、両部署の統合に当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を図る観点から、統合効果を最大限発揮させるものとする。</p>															
<p>3 経費支出の抑制</p> <p>(1) 一般管理費の削減割合</p> <p>○ 一般管理費(人件費及び公租公課を除く。)については、4億12百万円の支出であり、19年度予算対比で41.4%の削減(削減目標16.0%)となった(19年度決算対比では18.2%の削減となった)。</p> <table border="1" data-bbox="869 347 1005 1153"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">19年度 予算(A)</th> <th rowspan="2">24年度決算 実績(B)</th> <th rowspan="2">増減率 (B-A)÷A</th> <th colspan="2">増減率 (参考)</th> </tr> <tr> <th>19年度決算 (C)</th> <th>(B-C)÷C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>702</td> <td>412</td> <td>△ 41.4%</td> <td>503</td> <td>△ 18.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位：百万円)</p>	区分	19年度 予算(A)	24年度決算 実績(B)	増減率 (B-A)÷A	増減率 (参考)		19年度決算 (C)	(B-C)÷C	一般管理費	702	412	△ 41.4%	503	△ 18.2%	<p>3 経費支出の抑制</p> <p>(1) すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。)の節減を行う。</p>	<p>3 経費支出の抑制</p> <p>(1) すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%以上の節減を行う。</p>	<p>3 経費支出の抑制</p> <p>① 一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%以上抑制する。</p>
区分					19年度 予算(A)	24年度決算 実績(B)	増減率 (B-A)÷A	増減率 (参考)									
	19年度決算 (C)	(B-C)÷C															
一般管理費	702	412	△ 41.4%	503	△ 18.2%												
<p>○ なお、震災対応関連経費(システム修正費等)を除いた一般管理費は4億円の支出であり、19年度予算対比で43.1%の削減となった(19年度決算対比では20.6%の削減となった)。</p> <table border="1" data-bbox="1133 347 1268 1153"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">19年度 予算(A)</th> <th rowspan="2">24年度決算 実績(B)</th> <th rowspan="2">増減率 (B-A)÷A</th> <th colspan="2">増減率 (参考)</th> </tr> <tr> <th>19年度決算 (C)</th> <th>(B-C)÷C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>702</td> <td>400</td> <td>△ 43.1%</td> <td>503</td> <td>△ 20.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位：百万円)</p> <p>○ 公益法人等に対する会費の支出については、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)及び「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年</p>	区分	19年度 予算(A)	24年度決算 実績(B)	増減率 (B-A)÷A	増減率 (参考)		19年度決算 (C)	(B-C)÷C	一般管理費	702	400	△ 43.1%	503	△ 20.6%			
区分					19年度 予算(A)	24年度決算 実績(B)	増減率 (B-A)÷A	増減率 (参考)									
	19年度決算 (C)	(B-C)÷C															
一般管理費	702	400	△ 43.1%	503	△ 20.6%												

<p>6月1日行政改革実行本部決定)を踏まえ、23年度支出分の点検・見直しを行い、24年度から支出先・金額の見直しを実施した(24年度は、公表対象となる年間10万円以上の支出なし)。</p>		
<p>(2) 予算の適正な執行管理 ○ 予算の効率的かつ適正な執行を図るため、各勘定ごとに、業務計画や過去の支出実績等を勘案して予算執行見込を策定し、部署別の予算配分を行った。 また、毎月の支出実績をとりまとめ、期中においても支出実績を勘案しつつ、必要に応じて予算執行見込みの見直しを行うなど、適正な期中管理を行った。</p>	<p>① 部署別の予算配分、予算執行の期中管理など予算の適正な執行管理を徹底する。</p>	
<p>(3) 減損会計の情報に基づく適正な資産の評価 ○ 25年5月に、24年度末現在において保有する貸付金、求償権、保証債務見返、有価証券及び土地・建物等固定資産について、資産査定実施要領に基づき、事務所、宿舍等の固定資産の利用状況等の把握も含め、その回収の又は価値の毀損の懸念の度合を判定し、これら査定対象資産の評価を行った。 なお、当該査定結果については、監理室が検証した上で、「問題なし」との通知を受け、適切性を確認している。</p>	<p>② 減損会計の情報に基づき、適正な資産の評価を行う。</p>	
<p>○ 更に、会計監理人による監査においても資産査定検証が行われている。</p>		<p>・ 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。</p>
<p>(4) 役職員のコスト意識の徹底 ○ 役職員のコスト意識を徹底させるため、部署別予算配分・適切な期中管理を行うとともに、担当理事が参加する定例会(毎月開催)において、予算の執行状況や年度中の執行の見直し、決算状況を説明し、周知を図った。</p>		
<p>○ 支出の無駄を削減するための自律的な取組を促進する「支出点検プロジェクトチーム」の第8回会合を24年6月27日に開催し、23年度の取組目標に対する取組状況について報告を行うとともに、24年度の取組目標の設定について検討を行った。 24年度取組目標については職員掲示板に掲示することにより、効率的な予算執行・無駄な支出の削減への取組について周知を図った。</p>		
<p>(5) 業務実施方法の見直し ○ 東日本大震災への対応として各業務において23年度に引き続き、利用者の事務負担が過大とならないよう事務手続き等の見直しに努めた。 (農業信用保険業務) ○ 24年5月30日に、融資保険付保案件の自動更新極度貸付案件の延長に係る手続き等を明確化し、事務処理の円滑化を図るため、農業保険取扱要領(銀行・信用金庫・信用協同組合)の一部を改正した。 ○ 24年6月14日に、東日本大震災に起因する求償権の放棄・免除に係る事務処理の明確化を図るため、農業保険取扱要領の改正を行った。</p>	<p>④ 外部委託の推進を図るなど業務実施方法を見直す。</p>	<p>・ 業務実施方法を見直す。</p>

(林業信用保証業務)

○ 24年度予算成立を受けて24年度における東日本大震災復興旧緊急保証を実施するに当たり、「東日本大震災復興に対するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則」を一部改正し、47都道府県、全相談員、業界関係団体及びすべての約定融資機関に対し、書面で周知させた。

23年度に引き続き信託基金ホームページにおいて、地震被害に係る相談窓口を開設し、具体的な対応として、受付等の簡素化、契約変更手続き（期間延長、弁済方法の変更等）の迅速化など、被災者等の負担軽減が図られるようにした。

(漁業信用保証業務)

○ 23年5月に第1次補正予算により措置された「漁業者等緊急保証対策事業」及び「保証保険資金等緊急支援事業」を、基金協会が迅速かつ円滑に実施できるよう、24年度も引き続き、大口保険に係る事前協議については、保証決定予定日まで1ヵ月を切る場合であっても協議を受け付けることとする等、漁業保証保険取扱要領の特例を設けた。

(農業災害補償関係業務)

○ 機関誌「信用基金だより」について、冊子の配布から電子媒体による提供とし、経費支出の抑制・効率化を図った。

4 人件費の抑制

(1) 人件費の17年度決算対比の削減割合

○ 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し及び人員の削減等により8億81百万円の支出であり、17年度決算対比で27.3%の削減（削減目標6%）となった。

(単位：百万円)

区 分	17年度 決算(A)	24年度 実績(B)	削減率 (B-A)÷A
人件費	1,212	881	△ 27.3%

(2) 人件費削減に向けた取組

○ 24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく、国家公務員の給与見直しと同様の内容で24年3月に給与の改定を行った（24年4月1日施行）。

- ① 人事院勧告に係る改定
  - ・ 開始時期：24年4月分給与
  - ・ 23年度分の扱い：24年6月期の期末手当で調整

(2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。

(2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度以降5年間にわたって人件費削減を行うとともに、5%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費削減を平成23年度まで継続

(2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降5年間にわたって国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、5%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費削減を平成23年度まで継続

<p>する。</p>	<p>員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p>	<p>② 臨時特例に係る改定        ・実施期間：24年4月分給与～26年3月分給与        ・実施内容：俸給月額（▲9.77%等）等の減額</p>																											
<p>③ 給与水準については、平成18年度の対国家公務員学歴別・地域別指数（学歴別地域別法人基準年齢階層ラスパイルス指数）104.6について、中期目標期間の終了時までに100まで低下させる。</p>	<p>③ 給与水準については、平成18年度の対国家公務員学歴別・地域別指数（学歴別地域別法人基準年齢階層ラスパイルス指数）104.6について、中期目標期間の終了時までに100まで低下させる。</p>	<p>(3) ラスパイレス指数の引下げ        24年度のラスパイルス指数（地域別・学歴別）は96.0となった。</p> <table border="1" data-bbox="399 1680 558 1926"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度(A)</th> <th>24年度(B)</th> <th>24年度(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対国家公務員指数 (地域別・学歴別)</td> <td>104.6</td> <td>102.0</td> <td>100.5</td> <td>97.3</td> <td>98.7</td> <td>96.2</td> <td>96.0</td> <td>△ 0.2</td> </tr> <tr> <td>(参考) 対国家公務員指数</td> <td>121.4</td> <td>118.0</td> <td>117.0</td> <td>113.7</td> <td>115.4</td> <td>112.9</td> <td>112.8</td> <td>△ 0.1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度(A)	24年度(B)	24年度(B-A)	対国家公務員指数 (地域別・学歴別)	104.6	102.0	100.5	97.3	98.7	96.2	96.0	△ 0.2	(参考) 対国家公務員指数	121.4	118.0	117.0	113.7	115.4	112.9	112.8	△ 0.1
区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度(A)	24年度(B)	24年度(B-A)																					
対国家公務員指数 (地域別・学歴別)	104.6	102.0	100.5	97.3	98.7	96.2	96.0	△ 0.2																					
(参考) 対国家公務員指数	121.4	118.0	117.0	113.7	115.4	112.9	112.8	△ 0.1																					
<p>③ 給与水準については、平成18年度の対国家公務員学歴別・地域別指数（学歴別地域別法人基準年齢階層ラスパイルス指数）104.6について、中期目標期間の終了時までに100まで低下させる。</p>	<p>(4) ラスパイレス指数の引き下げに向けた取組        ○ 国家公務員の地域手当に相当する特別都市手当の抑制。        国家公務員18%（18年度以降5年間で6%引上げ）、信用基金8%        ○ 業務体制の見直し、非管理職のスタッフ職の導入等により管理職割合を中期目標期間の終了時までに4割から3割まで引き下げた（25年4月現在）。        ○ 昇任・昇格ベースについて、19年度前と比較して、1～2年遅らせることとし、20年度からその運用を開始した。        ○ 職務手当について、19年度から国家公務員に準じて定額化を行い、引き下げを行った。        ○ 21年度から国家公務員に導入されている本府省業務調整手当の導入を見送った。        ○ 24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づき、国家公務員の給与見直しと同様の内容で24年3月に給与の改定を行った（24年4月1日施行）。</p>	<p>② 人事院勧告に係る改定        ・開始時期：24年4月分給与        ・23年度分の扱い：24年6月期の期末手当で調整        ③ 臨時特例に係る改定        ・実施期間：24年4月分給与～26年3月分給与        ・実施内容：俸給月額（▲9.77%等）等の減額</p>																											
<p>また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や国家公務員と比べて給与水</p>	<p>また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や国家公務員と比べて給与水</p>	<p>(6) ラスパイレス指数の対外的説明        ○ 信用基金のホームページで公表している。</p>																											

<p>準が高い理由及び適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p>	<p>準が高い理由及び適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p>	<p>て公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p>
<p>4 内部監査の充実</p> <p>業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。</p>	<p>4 内部監査の充実</p> <p>業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。</p> <p>また、内部監査の実施にあたっては、内部監査チェックリストを準備するとともに、指摘事項（要改善事項）のフォローアップを適切に実施する。</p>	<p>4 内部監査の充実</p> <p>業務の適正化を図るため、内部監査規程及び内部監査マニュアルに基づき、常勤監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い信用基金の各業務について内部監査を適切に実施する。</p> <p>また、内部監査の実施にあたっては、内部監査チェックリストを準備するとともに、指摘事項（要改善事項）のフォローアップを適切に実施する。</p>
<p>4 内部監査の充実</p> <p>業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。</p>	<p>4 内部監査の充実</p> <p>業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。</p> <p>また、内部監査の実施にあたっては、内部監査チェックリストを準備するとともに、指摘事項（要改善事項）のフォローアップを適切に実施する。</p>	<p>5 内部監査の充実</p> <p>(1) 内部監査年度計画の策定</p> <p>○ 24年度内部監査年度計画について内部監査の効率的な実施を図ることとして、監事と連絡・調整しつつ、①内部監査基本方針、②内部監査の対象、③重点項目、④実施時期等を内容とした計画を24年3月19日に策定した。</p> <p>(2) 内部監査の実施</p> <p>○ 24年度内部監査年度計画に基づき、次の業務に係る内部管理態勢等の適切性と有効性の観点から内部監査を実施した。</p> <p>① 24年4月に林業信用保証業務（寄託業務及び貸付業務）に関する事務について、貸付計画の策定、貸付審査の適正性、貸付状況の把握等を監査項目として、3日間内部監査を実施した結果、特に重要な問題点は見受けられなかった。</p> <p>② 24年7月～8月に余裕金の運用・管理に関する事務及び契約に関する事務について、内部けん制機能の有効性、取引の検証、運用状況の管理の適正性等を監査項目としてそれぞれ3日間内部監査を実施した結果、特に重要な問題点は見受けられなかった。</p> <p>③ 24年9月に契約に関する事務について、競争入札の適正性、随意契約の妥当性、予定価格の作成等を監査項目として3日間内部監査を実施し、検査調書の作成について、検査担当者の錯誤により、検査担当者と検査調書作成者の名義が異なった手続をしていたことについて指摘を行った。</p> <p>④ 24年10月2日に現金・預金通帳等を保管している5ヶ所の金庫内の保管物を確認する現物実査を実施するとともに、24年9月末現在の現金・預金・有価証券及び借入金残高を銀行等の残高証明書と突合した結果、特に重要な問題点は見受けられなかった。</p> <p>⑤ 24年10月中旬から下旬にかけて情報セキュリティ及び保有個人情報情報の管理状況について、情報の格付け、情報の取扱い、情報システムにおけるセキュリティ機能、外部委託を監査項目として、15日間内部監査を実施した結果、機密性情報を明示していない法人文書について注意喚起を行った。</p> <p>⑥ 24年12月に法人文書の適正な管理及び維持の観点から、6日間法人文書監査を実施した結果、印刷後、完結日等未記載について注意喚起を行った。</p> <p>⑦ 25年2月に林業信用保証業務（債務保証に関する業務）に関する事務について、内部監査（11日間）を実施した結果、保証審査マニュアルにおいて、最終信用格付判定表の実質自己資本の算定に関し、役員借入金がある場合は、役員が返済を求めないことへの融資機関からの確認結果を同判定表に記載することとなっているが、同判定表に記載漏れとなっている案件について注意喚起を行った。</p> <p>(3) 内部監査チェックリストの整備</p> <p>○ 内部監査の実施に当たり、事前に監査項目毎にチェックリストを整備し、効果的な実施を図っている。</p>

<p>24年度においては、上記(2)の監査⑥を除く)についてチェックリストの検討・見直しを行った。</p> <p>(4) 内部監査における要検討事項のフォローアップの実施  ○ 25年2月において、22年度内部監査で改善指摘した漁業信用保険業務に関する事務についてフォローアップを行った結果、全ての指摘事項において改善措置が講じられていることを確認した。  また、一掃、改善途中の事項については、引き続きフォローアップを行っていく。</p> <p>(5) 監査能力の向上のための取組  ○ 24年4月～25年3月の期間中に監理室職員が出席した研修等は以下のとおりであり、監査業務の遂行に必要な知識の習得に努め、内部監査の充実強化に取り組んだ。  ① 独立行政法人、国立大学法人等セミナー(24年7月にあずさ監査法人主催、3名出席。)  ② 公会計監査意見交換会議(24年7月に会計検査院主催、1名出席。)  ③ 第31回政府出資法人等内部監査業務講習会(24年11月に会計検査院主催、1名出席。)  ④ 平成24年度評価・監査中央セミナー(25年2月に総務省行政評価局主催、1名出席。)</p> <p>○ 監事と内部監査部門との定例会(四半期ごとの開催、第1回・24年4月、第2回・7月、第3回・9月、第4回・25年1月)を設け、情報交換等を行い内部監査の充実強化に取り組んでいる。</p> <p>○ 会計監査人からの監事に対する期末監査説明(24年6月)、24年度監査計画説明(24年10月)及び24年度期中監査の実施状況等の説明(25年4月)に監理室3名が同席し、情報交換等を行い内部監査能力の向上に努めている。</p>	<p>5 内部統制機能の強化</p> <p>① 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス(法令等遵守)への取組を充実・強化する。</p>	<p>5 内部統制機能の強化</p> <p>(1) 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス・プログラムの基、外部の有識者の専門的知見も活用しつつ、コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンスの推進に向けた取組を適切に実施する。  特にコンプライアンス・マニユアルの職員への一層の周知に努めるとともに、コンプライアンス・チェックの適切な実施・フォローに努める。</p>	<p>5 内部統制機能の強化</p> <p>(1) 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス(法令等遵守)への取組を充実・強化する。</p>	<p>6 内部統制機能の強化</p> <p>(1) コンプライアンスの推進に向けた取組  ○ 信用基金は、公的機関として債務保証や債務保証の保険等金融的業務を行っており、法令を遵守することとはもとより、顧客情報保護の見地から、個人情報保護の徹底すること等が求められていることから、このような点を中心にコンプライアンスに取り組んでいるところである。</p> <p>○ 24年3月27日に策定した24年度コンプライアンス・プログラムに基づき、以下のコンプライアンスの推進に計画的に取り組んだ。  ① 信用基金が保有する情報資産の取扱いの基本方針及び対策を定めた情報セキュリティ規程に基づき、毎年度1回行うこととされている保有情報資産のセキュリティ対策実施状況の自己点検を24年4月に最高情報セキュリティ責任者の指示により全職員が実施し、その実施結果を25年1月に開催された総括理事を構成員とする個人情報管理委員会に報告した。  ② 信用基金が業務上保有する個人情報及び職員個人情報保護と適正な利用方法を定めた個人情報取扱規程に基づき、毎年4月に保有個人情報管理チェックリストにより行うこととされている保有個人情報のアクセス権限を有する者等による管理状況についての点検を24年4月に保有個人情報管理する保護管理者4名により実施し、その実施結果を25年1月に開催された総括理事を構成員とする情報化推進委員会に報告した。</p>
--	--	---	--	---

<p>③ 24年4月～25年3月において、諸規程の改正変更等について、役職員に周知するためメール送付及び職員専用情報サイトに掲載した。</p> <p>④ 24年11月に組織におけるリスク管理及び内部統制強化の観点から、外部から講師を招きコンプライアンス研修を全役職員を対象に実施した。</p>	<p>(2) コンプライアンス・マニュアルの改善及び職員への周知</p> <p>○ 新規採用職員に対し、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス基本方針等を記載した小冊子を配布し説明を行い、コンプライアンスの取組のための周知を行った。</p> <p>○ コンプライアンス・マニュアルの見直しの一環として、昨年引き続き、25年2月に24年度第1回コンプライアンス委員会、コンプライアンスチェックリストのチェック項目見直しについて審議した結果、業務の適正執行の観点から、新規にチェック項目（「監事監査及び内部監査での指摘事項についての認識し、適正に業務を遂行している。」）の追加を行い、チェック項目の拡充を図った。</p> <p>(3) コンプライアンスに係る取組状況のチェックの実施・フォロー</p> <p>○ 役員又は職員からの法令違反行為等の通報又は相談をやり易くするための職員専用情報サイトの3本の窓口「コンプラホットライン」（以下①～③参照）の相談・通報等及び業務改善提案は4月～3月においてはなかった。</p> <p>① 法令違反行為等に関する相談又は通報窓口【通報窓口・相談窓口】</p> <p>② 職員個人情報等の処理等に関する苦情及び相談窓口【職員個人情報受付窓口】</p> <p>③ 業務処理方法の効率化、経費の節減等に関する提案窓口【業務改善提案窓口】</p>	<p>○ コンプライアンスチェックの実施及び次年度コンプライアンス・プログラムの策定</p> <p>① 25年2月から3月にかけて、上記6(2)に記述のとおり、チェック項目を追加したコンプライアンスチェックリスト（全35項目）により、信用基金全職員を対象にコンプライアンスチェックを実施した。</p> <p>② 25年3月に24年度第2回コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスチェックの集計結果等を審議したが、チェック結果に特段の問題はなかった。</p> <p>また、同委員会において、上記の他「25年度コンプライアンス・プログラム」について審議を経て、理事長決裁により決定した。</p>	<p>(4) 事務リスク自主点検等の実施及び業務改善への反映</p> <p>○ 内部統制の充実・強化に向けた取組について</p> <p>1. 理事長は、信用基金のミッションや運営方針について、創立記念式典（10月）・年末・年始の場や、第3期中期計画のスタートに当たる25年4月において講話を実施し、その内容を職員専用サイトに掲載して全役職員に周知したところである。また、月1回開催される役員懇談会や、同懇談会とは別に毎月開催される各業務の定例会等にも出席し、事業運営について必要な指示を行い、役職員全体に周知を行っている。</p> <p>2. 業務における諸リスクに対応するため、コンプライアンス委員会、業務改善委員会、情報化推進委員</p>
<p>(2) 業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。</p>	<p>(2) 業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。</p>	<p>(2) 業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。</p>	<p>(2) 業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。</p>

会、個人情報管理委員会、余裕金運用委員会、契約監視委員会等を開催し、モニタリングの実施状況、コンプライアンス・チェック、事務リスク自主点検等の結果を基に審議を行った。審議結果については理事長に報告されている。また、監事監査や会計監事監査により、会計処理の合理性、業務の運営・執行の正当性、効率性等についてチェックが行われ、結果については理事長に報告されている。

○ 監事監査、内部監査及び会計監査人等において指摘等された事項及び前年度の事務リスク自主点検において改善事項となったものの改善状況を点検項目に入れ、以下のリスク管理の観点から、24年9月に事務リスク自主点検を行ったが、特段、問題となる点は見受けられなかった。

1) 事務の適正執行の担保（事務リスク）

(1) 決裁手続きが適正か（決裁権者の決裁を得て、事務を進めているか）。

(2) 事務規程に則し、事務を行っているか。

(3) 法人文書管理規則に基づき、適切に事務処理が行われているか。

等について、下記①～③の業務等に係る稟議書、契約書、金銭消費貸借証書等の書類点検等を行った。

① 農業信用保険、漁業信用保険、林業債務保証の契約締結

② 農業・漁業災害補償関係業務の基本契約書の締結

③ 農業、林業及び漁業の融資資金の貸付、管理及び回収

2) 内部統制強化のための法令遵守リスク（不正の防止）

以下の業務等に係る稟議書、契約書等の書類点検と重要文書・郵便切手等の保管状況の確認等を行った。

(1) 年度計画の届出、重要文書等の保管

(2) 物品購入等の契約に関する事務

(3) 登記事項の保管

(4) 郵便切手等の金庫内保管物の保管

10月23日開催の業務改善委員会において、上記等の点検結果をもとに改善策の検討を行い、その結果を理事長に報告した。

○ 自然災害等に関するリスクへの対応

東日本大震災の発生（23年3月）や首都直下地震等による被害想定見直し公表（24年4月）を受け、「事務所における帰宅困難者ガイドライン」（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会（24年9月10日））に基づき、帰宅困難者の発生に備えヘルメット125個とサバイバルブランケット125枚を24年12月に購入し、全役員に配布した。

また、火災・地震その他災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため消防計画を策定しているが、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）の制定、東京都震災対策条例（平成24年東京都条例第5号）の公布に伴い、新たに帰宅困難者対策や震災時の活動計画を規定する等全面的に改正し、ビル管理会を通じて東京消防庁（神田消防署長）に届出を行った。

改正後の消防計画については、職員専用サイトに掲示し周知を図った（25年4月）。

<p>③ 役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。</p>	<p>(3) 役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。</p>	<p>(3) 業務遂行へのインセンティブの向上を目指して、業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させるよう努める。</p>	<p>(5) 目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映  ○ 目標管理の導入による人事評価制度については、24年4月から実施。  人事評価の方法については、国の制度を参考として、能力評価（判断力、業務への取組み方等）及び業績評価（年度計画に則した業務目標を策定する等）並びにこれらを総合的に評価する方法により行うこととし、直風の課長等による一次評価、理事・部長等による不均衡等調整を経て、理事長が最終評価することとし、職員給与に反映させた。  ○ 役員の期末特別手当や退職手当については、業務実績評価結果に応じた業績奨励金等を踏まえて支給している。</p>
<p>6 評価・分析の実施  事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を確実に業務運営に反映させる。</p>	<p>6 評価・分析の実施  事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を確実に業務運営に反映させる。</p>	<p>6 評価・分析の実施  事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を期中及び事業年度終了後に行い、その結果を確実に業務運営に反映させる。</p>	<p>7 評価・分析の実施  (1) 事業ごとの評価・分析の実施  ○ 事業ごとに客観的な立場から評価を行い、その結果を業務運営に的確に反映させるため、20年11月に制定した事業評価分析実施要領に基づき、評価分析を実施している。  この制度においては、事業年度終了後に実施する年度評価分析に加えて、期中に2回（10月、1月）評価分析を行うとともに、理事長、理事等が参加する役員懇談会において、評価分析、今後の対応方針及び重要な情報等について意見交換し、理事長が決定することとなっており、決定した評価分析結果等については、職員へ通知し、信用基金全体で共有することとしている。  ○ 24年度の評価分析については、同要領に基づき、24年10月期及び25年1月期に期中評価分析、25年4月期に年度評価分析を行うなど年3回実施し、役員懇談会の意見交換を経て理事長が決定し、職員へ徹底した。  (2) 事業ごとの評価・分析結果の業務運営への反映  ○ 評価・分析結果や今後の対応方針及び重要な情報等については、役員懇談会で意見交換の後、決定され、理事長の指示の下、職員に周知されるとともに、その後毎月開催される役員懇談会においてもその業務運営への反映状況について検討・報告されている。さらに、各職員に対しても、業務運営へ反映するよう業務目標を策定させて、理事長が最終評価する目標管理の導入による人事評価制度を24年4月より実施している。</p>
<p>7 情報システムの整備  主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの見直しに努める。</p>	<p>7 情報システムの整備  主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの見直しに努める。</p>	<p>7 情報システムの整備  主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの見直しに努める。</p>	<p>8 情報システムの整備  (1) 情報システムの見直し  以下の情報システムの見直し・修正を行い、コスト削減・業務運営の効率化・合理化等に取り組みんだ。  （総合文書管理システム）  ○ 総合文書管理システムについて、ソフトウェア使用許諾契約等の契約期間が25年3月末に終了することから、更新対応検討を行い、経費削減のため現行システムを精査して不要と思われれば機能を削除すること</p>

<p>とし、次の条件で一般競争入札（総合評価方式）により開選を行い、25年3月30日に新システムへの移行を完了し、25年4月1日から新システムの運用を開始している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行システム（不要と思われる機能を除く。）と同レベルの処理が行えること。</li> <li>・ 現行システムのデータを全て移行できること。</li> </ul> <p>（農業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災等による被災農業者等の再生を支援するため、求償値の放棄若しくは免除又は譲渡が可能となったことに伴い、当該措置の実施状況等を管理するためのシステム修正等を実施した。</li> </ul> <p>（漁業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 漁業信用保険業務において、24年度については、       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」等により措置された保証保険資金等緊急支援事業を区分して集計するためのシステム修正</li> <li>② 無保証人型漁業融資促進事業に、うなぎ養殖業運転資金が追加されたことに対応するためのシステム修正を実施した。</li> </ol> </li> </ul> <p>（農業災害補償関係業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業共済団体の経理処理要領の改正に伴い、農業共済団体等の財務状況調査に係る集計システムについて、25年3月に所要の修正を実施した。</li> </ul> <p>（人事システム）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行システムが25年1月でリース契約満了となることから、リース料より費用負担の少ないシステムを開発し、24年12月より新システムの運用を開始している。</li> </ul>	<p>併せて、個人情報保護、情報管理の観点から信用基金における情報システムに係る情報セキュリティの確保に努める。</p> <p>併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を図る。</p> <p>併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を図る。</p> <p>併せて、個人情報保護、情報管理の観点から信用基金における情報システムに係る情報セキュリティの確保に努める。</p> <p>併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を図る。</p> <p>併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を図る。</p>
<p>とし、次の条件で一般競争入札（総合評価方式）により開選を行い、25年3月30日に新システムへの移行を完了し、25年4月1日から新システムの運用を開始している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行システム（不要と思われる機能を除く。）と同レベルの処理が行えること。</li> <li>・ 現行システムのデータを全て移行できること。</li> </ul> <p>（農業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災等による被災農業者等の再生を支援するため、求償値の放棄若しくは免除又は譲渡が可能となったことに伴い、当該措置の実施状況等を管理するためのシステム修正等を実施した。</li> </ul> <p>（漁業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 漁業信用保険業務において、24年度については、       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」等により措置された保証保険資金等緊急支援事業を区分して集計するためのシステム修正</li> <li>② 無保証人型漁業融資促進事業に、うなぎ養殖業運転資金が追加されたことに対応するためのシステム修正を実施した。</li> </ol> </li> </ul> <p>（農業災害補償関係業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業共済団体の経理処理要領の改正に伴い、農業共済団体等の財務状況調査に係る集計システムについて、25年3月に所要の修正を実施した。</li> </ul> <p>（人事システム）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行システムが25年1月でリース契約満了となることから、リース料より費用負担の少ないシステムを開発し、24年12月より新システムの運用を開始している。</li> </ul>	<p>併せて、個人情報保護、情報管理の観点から信用基金における情報システムに係る情報セキュリティの確保に努める。</p> <p>併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を図る。</p> <p>併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を図る。</p> <p>併せて、個人情報保護、情報管理の観点から信用基金における情報システムに係る情報セキュリティの確保に努める。</p> <p>併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を図る。</p> <p>併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を図る。</p>

アクセス制限、情報の取得制限等、③信用基金の情報システムに係るセキュリティ要件、対策等を定めている（なお、個人情報取扱規程に定めていた取扱制限等のうち、本規程と重複する部分については、本規程に一本化した）。

8 調達方式の適正化

調達に係る契約については、国における取組（「平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知」）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。

- ① 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）への移行を着実に実施する。

8 調達方式の適正化

調達に係る契約については、国における取組（「平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知」）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。

- (1) 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）への移行を着実に実施する。

8 調達方式の適正化

調達に係る契約については、国における取組（「平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知」）及び独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成21年11月17日付け閣議決定）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。

- (1) 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）への移行を着実に実施する。

9 調達方式の適正化

- (1) 随意契約見直し計画の達成に向けた取組

○ 24年度に締結した契約は、件数12件、金額65百万円で、契約方式別にみると、23年度に引き続き、全て一般競争等となっている。

○ 全契約数に占める一般競争等の件数割合は、18年度の18%から、19年度の41%、21年度の67%へと上昇し、22年度で100%となり、23年度も100%、24年度でも引き続き100%となっている。

区分	一般競争等		随意契約		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
24年度	12	65	0	0	12	65
	100%	100%	0%	0%	100%	100%

（単位：件、百万円）

注1. 支出原因に基づくもので、予定価格が工事・製造250万円、財産の購入160万円、物件の借入80万円、役務の提供100万円以上の契約を対象とした。

注2. 一般競争等については、企画競争、公募を含む。

○ 24年度に実施した一般競争は8件で、応札者数は1者が5件、4者が1件、5者以上が2件であった。

○ 一者応札・応募解消の改善策として、24年2月28日開催の契約監視委員会において、委員から提案があった毎年予定されている契約の事前公表について、信用基金ホームページの「契約関連情報」に掲載を行った（24年10月3日）。

また、入札等公告の際に仕様書等も併せて掲載することとし、入札参加者の利便性の向上を図った（24年10月18日）。

一般競争入札に係る応札者数調べ (単位：件)

区分	応札者数	1者	2者	3者	4者	5者以上	合計
平成23年度	件数	4	0	0	0	4	8
平成24年度	件数	5	0	0	1	2	8

一般競争入札に係る落札率調べ (単位：件)

区分	落札率	90%台	80%台	70%台	60%台	50%台	40%台	30%台	合計
平成23年度	件数	1	1	1	1	2	1	1	8
平成24年度	件数	2	1	1	1	1	1	2	8

(2) 情報システム等の総合評価落札方式による一般競争入札導入のためのマニュアルの作成への取組

**21年度措置済み**

○ 23年2月に本格稼働した「農業保証保険システムオープン化開発業務」に関し、21年6月に総合評価落札方式による一般競争入札を実施した。

○ 総合評価落札方式の拡大を図るため、「総合評価による契約手続きマニュアル」を21年8月に制定した。

(3) 適正な契約の実施

○ 契約の適正化を図るため、次のような①契約審査会、②競争参加者資格審査会、③契約監視委員会を設置している。

① 契約審査会

総括理事、財務担当理事、総括調整役及び参事をもって構成し、随意契約（少額随意契約及び公募して行う随意契約を除く）の審査を行う。

② 競争参加者資格審査委員会

総括理事、財務担当理事、総括調整役及び参事をもって構成し、競争参加者の資格審査を行う。

③ 契約監視委員会

弁護士、公認会計士、税理士、及び信用基金監事をもって構成し、契約案件について、真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行うもので、その構成委員名、議事結果については、信用基金ホームページで公表している。

○ 上記①、②の審査会については、24年度に締結した契約は12件あるが、検討対象とすべき契約案件がなかったため、開催実績はない。

○ ③の契約監視委員会については、年1回以上開催することとしており、25年2月21日に開催した。その際、委員から、システム保守の複数年契約導入検討等について提案があった（議事概要は信用基金ホームページに公表済み）。

(4) 取組状況の公表

(2) 契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等により、随意契約の理由が妥当か、契約価格が妥当か、一般競争入札価格が真に競争性・透明性が確保されているか等契約の適正な実施を図る。

(2) 契約審査委員会の活用等により、随意契約の理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保されるか等法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。

(2) 契約審査委員会の活用等により、随意契約の理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保されるか等法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。

(3) 随意契約見直し計画を踏ま

(3) 随意契約見直し計画を踏ま

(3) 随意契約見直し計画を踏ま

<p>えた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>えた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>えた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。</p>
<p>④ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>(4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>○ 契約情報取扱公表要領に基づき、予定価格が以下の一定額以上となる契約について、信用基金ホームページで公表した。 【公表する契約】 工事又は製造・・・・・・・・・・予定価格250万円以上 財産の購入・・・・・・・・・・予定価格160万円以上 賃貸・・・・・・・・・・予定価格 80万円以上 その他の役務・・・・・・・・・・予定価格100万円以上</p> <p>○ 20年度契約実績に対する随意契約等見直し計画（22年4月公表）に基づく契約状況のフォローアップについては、毎年度実施しており、22年度において競争性のない随意契約はなくなり、全て競争性のある契約へ移行し、23年度も引き続き全て競争性のある契約であった。そのフォローアップ状況については、24年8月に信用基金ホームページで公表している。</p>
<p>④ 監事及び会計監査人による監査の実施 下記監査において、契約の適正な実施についてチェックを受けている。 (監事による監査の実施) ○ 監事と理事長等とのディスカッション ① 24事業年度臨時監事監査に関して24年9月に実施方法等について、24年12月に同結果の取りまとめについて実施された。 ② 25年3月に25年度監事監査計画について実施された。 ③ 25年度定例監事監査（期末監査）については25年3月に実施方法等について、25年6月に同結果の取りまとめについて実施された。</p>	<p>(5) 監事及び会計監査人による監査の実施 下記監査において、契約の適正な実施についてチェックを受けている。 (監事による監査の実施) ○ 監事と理事長等とのディスカッション ① 24事業年度臨時監事監査に関して24年9月に実施方法等について、24年12月に同結果の取りまとめについて実施された。 ② 25年3月に25年度監事監査計画について実施された。 ③ 25年度定例監事監査（期末監査）については25年3月に実施方法等について、25年6月に同結果の取りまとめについて実施された。</p>	<p>○ 監事と会計監査人とのディスカッション ① 24年10月に24年度監査計画等について実施された。 ② 25年4月に24年度期中監査の実施状況等について実施された。 ③ 25年6月に24年度監査結果の取りまとめについて実施された。</p> <p>○ 内部監査担当部門との連携 ① 内部監査部門との定例会（四半期ごとの開催、第1回・24年4月、第2回・7月、第3回・9月、第4回・1月）を設け、情報交換等を行った。 ② 25年3月に25年度の内部監査計画及び監事監査計画を主な議題に意見交換を実施した。</p> <p>○ 監事による24事業年度の日常監査、臨時監査及び定例監査 ① 日常監査 監事が役員懇談会その他重要な会議に出席するとともに重要な決裁書類の稟議過程において日常的に監査が行われた。なお、監事監査実施要領第12条に基づき、契約に関する決裁文書について、契約の適切性等のチェックが行われている。 ② 臨時監査</p>

臨時監査の一環として現物実査立会（24年10月2日）、予備調査（10月29日～31日）及び本調査（11月12日～16日）が実施された。

今回の臨時監査では、年度計画上半期の業務運営状況、次期中期計画及び25年度年度計画の検討状況、政府予算により措置された東日本大震災に係る復旧・復興対策事業への取組状況、過去の外部検査・監事監査結果への対応状況、独法の制度及び組織の見直しの基本方針への対応状況、公益法人等に対する会費支出の見直し及び公表状況、職員宿舍の廃止に向けた検討状況、組織改正を受けた業務運営状況等の事項について監査が行われ、法令違反等の重大な事実は認められなかった旨の報告がなされている。

また、監査報告書を職員専用情報サイトに掲載し、職員へ周知し、職員の法令遵守等への意識を高めるとともに、情報の共有化を図った。

③ 定例監査

定例監査（現物実査：25年4月2日、予備調査及び本調査：5月8日～13日及び同月15日～21日）が実施され、重要な決裁書類等を確認し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取及び必要に応じて書面、証憑書類等の提出を求める等により主要な業務及び財産の状況を監査し、財務諸表、利益の処分又は損失の処理に関する書類、決算報告書、事業報告書が適正に作成されていること、役職員の職務遂行に関する不正の行為又は関係諸法令に違反する重大な事実は認められないこと、会計監査人による監査の方法及び結果は相当であること等の監査結果が示された。

○ 25年3月に監事監査の透明性等を確保するために、監事監査報告書及び監査調査書の作成について明文化するとともに、監事監査報告書を公表する等、監事監査実施要領の改正を行い、名称も監事監査実施要領から監事監査規程に改正した。

（会計監査人による監査の実施）

○ 会計監査人による期中監査（24年10月1日～12日、25年2月4日～8日及び3月4日～8日）、理事長等とのデイスカッション（24年11月14日）及び期末監査（25年4月2日及び5月20日～6月12日）が実施された。

① 期中監査

各勘定ごとに24年4月から25年2月までの期中取引について、各種証憑類の金額突合等により、取引の真实性、帳簿記入の正確性、全般的内部統制の有効性等についての検証が行われたが、指摘はなかった。

また、農業保証保険システム、林業業務システム及び漁業保証保険システムの概況に関する監査により、各情報システムに関する全般的統制及び業務処理統制について検証が行われたが、指摘はなかった。

② 理事長等とのデイスカッション

会計監査の実施に際しての監査リスクの特定・評価に役立て、効率的な会計監査の実施につなげることを目的として、信用基金の概要、運用方針及び内部統制に対する取組みや運営上の課題、財務諸表に重要な影響を与える不正及び隠蔽等の発生状況及びその防止についての取組状況等について、理事長等とのデイスカッションが行われた。

③ 期末監査

資産の真实性を確かめるため、各勘定ごとに現金、預金通帳・証書、有価証券、切手印紙類について、現物の実査が実施されるとともに、相手方に対しての残高確認が行われ、実在性が確認された。

<p>また、各勘定ごとに25年3月の期中取引及び決算整理事項について、各種証券類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、内部統制の有効性等についての検証が行われたが、指摘はなかった。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>信用基金は、国の政策の重点化に適切に対応しつつ、かつ農林漁業を取り巻く経済的な状況の変化、災害その他の突発的な事象により緊急の対応が必要となる場合があること等も踏まえつつ、利用者のニーズに的確に対応して質の高いサービスを提供する必要がある。このため、国民一般の理解が得られるよう留意しつつ、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>信用基金は、国の政策の重点化に適切に対応しつつ、かつ農林漁業を取り巻く経済的な状況の変化、災害その他の突発的な事象により緊急の対応が必要となる場合があること等も踏まえつつ、利用者のニーズに的確に対応して質の高いサービスを提供する必要がある。このため、国民一般の理解が得られるよう留意しつつ、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>信用基金は、国の政策の重点化に適切に対応しつつ、かつ農林漁業を取り巻く経済的な状況の変化、災害その他の突発的な事象により緊急の対応が必要となる場合があること等も踏まえつつ、利用者のニーズに的確に対応して質の高いサービスを提供する必要がある。このため、国民一般の理解が得られるよう留意しつつ、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。</p>	<p>1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。</p> <p>① 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査</p>
	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p>	<p>1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。</p> <p>(1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査</p>
	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p>	<p>1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。</p> <p>(1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査</p>

(1) 標準処理期間の達成度  
○ 標準処理期間内の処理について、25年3月末時点で以下のように目標は達成されている。

付審査等の業務内容に応じ、利用者  
の利便性の向上に資する観点  
から、標準処理期間内  
に案件の8割以上を処理す  
る。

等の業務内容に応じ、利用者  
の利便性の向上に資する観点  
から、以下の標準処理期間内  
に案件の8割以上を処理す  
る。なお、処理期間の検証を  
行い、必要に応じて見直し  
を要する。保険通知の処理・保険料  
徴収

イ 月次処理  
保険金支払審査  
27日  
ウ 納付回収金の受納  
月次処理  
エ 保証審査  
7日  
オ 代位弁済  
150日  
カ 貸付審査  
農業長期資金  
償還日と同日付貸付  
農業短期資金  
月3回(5のつく日)  
農業災害補償  
4日  
林業  
3日  
漁業長期資金  
償還日と同日付貸付  
漁業短期資金  
8日  
漁業災害補償  
4日

等の業務内容に応じ、利用者  
の利便性の向上に資する観点  
から、以下の標準処理期間内  
に案件の8割以上を処理す  
る。なお、処理期間の検証を行  
い、必要に応じて見直し  
を要する。保険通知の処理・保険料  
徴収

イ 月次処理  
保険金支払審査  
27日  
ウ 納付回収金の受納  
月次処理  
エ 保証審査  
7日  
オ 代位弁済  
150日  
カ 貸付審査  
農業長期資金  
償還日と同日付貸付  
農業短期資金  
月3回(5のつく日)  
農業災害補償  
4日  
林業  
3日  
漁業長期資金  
償還日と同日付貸付  
漁業短期資金  
8日  
漁業災害補償  
4日

(処理状況)

(単位：件)

区分	平成24年度			標準処理期間 内の処理割合 (B÷A)
	全処理件数 (A)	標準処理期間 内の処理件数 (B)		
農業信用 保険業務	保険通知の処理・保険料徴収	69,598	69,598	100.0%
	保険金支払審査	1,543	1,538	99.7%
	納付回収金の受納	69,780	69,780	100.0%
	農業長期資金の貸付審査	115	115	100.0%
林業信用 保証業務	農業長期資金の貸付審査	58	58	100.0%
	保証審査	1,365	1,245	91.2%
	代位弁済	90	79	87.8%
	貸付審査	41	41	100.0%
漁業信用 保険業務	保険通知の処理・保険料徴収	45,731	45,731	100.0%
	保険金支払審査	272	262	96.3%
	納付回収金の受納	9,675	9,675	100.0%
	漁業長期資金の貸付審査	350	350	100.0%
農業災害 補償関係業務	漁業長期資金の貸付審査	8	8	100.0%
	貸付審査	7	7	100.0%
漁業災害 補償関係業務	貸付審査	16	16	100.0%

○ 林業部門では、代位弁済の免責事項に関する調査で1年を超える事案も発生したが、目標である150日以内の事務処理に注力した結果、事務処理目標は達成できた。

(2) 標準処理期間の検証・見直し

○ 標準処理期間については、達成状況を踏まえ、第3期中期計画において見直すこととした。

	標準処理期間の見直しの検討
ア 保険通知の処理・保険料徴収	保険通知の処理・保険料徴収の処理は、「月次処理」が定量的(日数)には46日であることから、基金協会の事務処理負担等を考慮し、第3期中期計画においては37日に見直し。
・標準処理期間 月次処理 ・24年度実績 月次処理	

<p>イ 保険金支払審査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準処理期間 27日</li> <li>・24年度実績 農業17.8日 漁業18.6日</li> </ul>	<p>保険金支払審査の処理は、法令等により受付の日から30日以内に保険金を支払うこととされているところ、3日前倒しで標準処理期間を設定していた。</p> <p>第3期中期計画においては、更なる事務処理の迅速化に努め、利用者の利便性の向上を図る観点から、24年度の平均支払期間（農業17.8日、漁業18.6日）も踏まえ、25日に見直す。</p>
<p>ウ 納付回収金の受納</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準処理期間 月次処理</li> <li>・24年度実績 月次処理</li> </ul>	<p>納付回収金の受納の処理は、「月次処理」が定量的（日数）には40日であることから、基金協会の事務負担等を考慮し、第3期中期計画においては29日に見直す。</p>
<p>エ 保証審査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準処理期間 7日</li> <li>・24年度実績 4.7日</li> </ul>	<p>23年度に引き続き、標準処理期間内に9割超の処理ができたものの、約1割は7日を超えている。これは、新規案件にかかる事業・財務内容等の確認時間及び増額案件や財務悪化先に係る担保・分割弁済交渉時間の増加、審査協議件数の増加などにより、事務処理期間が長期化するものが見受けられることによるものであるが、今後とも標準処理期間は7日を維持することとし、標準処理期間内での処理に努める。</p> <p>24年度実績（7日を超えた案件：120件（8.8%））</p>
<p>オ 代位弁済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準処理期間 150日以内</li> <li>・24年度実績 101.1日</li> </ul>	<p>金融機関からの代位弁済請求受付後、免責事項や将来の債権回収のための保全措置等の確認に一定の時間を要するところであるが、標準処理期間内の処理となるようにしている。</p> <p>第3期中期計画においては、更なる事務処理の迅速化に努め、利用者の利便性の向上を図る観点から、標準処理期間を135日以内と見直すこととした。</p> <p>24年度平均処理日数 平均101.1日、150日を超えた案件：11件（12.2%）</p>
<p>カ 貸付審査</p> <p>農業長期資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準処理期間 償還日と同日貸付</li> </ul>	<p>審査は貸付前に済ませており、償還日と同日付で貸し付けており、これ以上短縮できない。</p>

<p>・24年度実績 償還日と 同日貸付</p>	<p>短期資金については、基金協会の代位弁済の支払財源として貸し付けるもので、融資機関は延滞発生から原則3ヶ月を経過した後でない と基金協会に対する代位弁済の請求権は発生しないため、借入希望日 の7日前までに申し込まれた案件について、月3回（5のつく日）の 貸付けで対応は可能である。また、基金協会から更なる迅速化の要望 もない。</p>
<p>農業短期資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準処理期間 月3回 (5のつく日)</li> <li>・24年度実績 月3回 (5のつく日)</li> </ul> <p>農業災害補償</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準処理期間 4日</li> <li>・24年度実績 1.3日</li> </ul>	<p>平成24年度の平均処理期間は1.3日となった。なお、案件によっては 農林水産省への確認を要する等、更に日数を要することから、今後と も標準処理期間として4日は必要である。</p>
<p>林業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準処理期間 3日</li> <li>・24年度実績 1.7日</li> </ul>	<p>24年度の平均処理期間は1.7日となった。なお、受付のタイミングや 案件の内容により3日かかるものもあることから、今後とも標準処理 期間としては3日を維持するが、出来るだけ2日以内とするよう迅速 な事務処理に努める。</p>
<p>漁業長期資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準処理期間 償還日と 同日貸付</li> <li>・24年度実績 償還日と 同日貸付</li> </ul>	<p>審査は貸付前に済ませており、償還日と同日付で貸し付けており、 これ以上短縮できない。</p>
<p>漁業短期資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準処理期間 8日</li> </ul>	<p>漁業短期資金の平成24年度の実績は4.8日となった。 今年度受付のタイミングや案件の内容により、標準処理期間以上の 案件も想定されることから、今後とも標準処理期間として8日は必要 である。</p>

<p>・ 24年度実績 4. 8日</p> <p>漁業災害補償</p> <p>・ 標準処理期間 4日</p> <p>・ 24年度実績 1. 9日</p> <p>24年度平均処理期間は1.9日となった。なお、案件によっては短期借入金による資金調達等により更に1～2日を要することから、今後とも標準処理期間として4日は必要である。</p>		<p>・ 24年度実績 4. 8日</p> <p>漁業災害補償</p> <p>・ 標準処理期間 4日</p> <p>・ 24年度実績 1. 9日</p> <p>24年度平均処理期間は1.9日となった。なお、案件によっては短期借入金による資金調達等により更に1～2日を要することから、今後とも標準処理期間として4日は必要である。</p>	
<p>② 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。</p>	<p>(2) 基金協会等関係機関との間で、保険引受、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。</p>	<p>(2) 農薬信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。</p>	<p>(3) 基金協会等との情報の共有、意見調整（農薬信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議</li> <li>○ 保証要綱等の制定・改正を行った全193件について、基金協会からの提出資料又は対面により協議を実施した（23年度192件）。 なお、当該協議のうち、東日本大震災に対処するための資金への対応協議を13件実施した（23年度55件）。</li> <li>○ 大口保険引受対象案件等の事前協議</li> <li>○ 大口保険引受対象案件（357件（案件変更含む））について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（23年度333件）。このうち、基金協会との対面での協議は、12件であった（23年度11件）。</li> <li>○ 大口保険金請求対象案件の事前協議</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口保険金請求対象案件（21件）について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（23年度24件）。このうち、基金協会との対面での協議は、5件であった（23年度9件）。</li> <li>・ 基金協会から提出された協議資料の内容について記載事項の検証を行っており、代位弁済の妥当性や回収見込み等について当該基金協会との間で認識の共有に努めることにより、適切な代位弁済の実施を図っている。</li> </ul> <li>○ 大口保険引受対象案件に関する情報の共有</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現地協議において、大口保険引受対象案件についての経営状況及び期中管理等について、信用基金が基金協会からのヒアリングを通じて、事故防止に関する認識の共有化を図っている（現地協議実施協会：11協会）。</li> <li>○ 求償権に関する情報の共有</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現地協議において、保険金残高が1千万円以上の大口求償債務者の回収見込額及び回収経過について、信用基金が基金協会からのヒアリングを通じて、回収向上に関する認識の共有化を図っている（現地協議実施協会：8協会）。</li> </ul> </ul> </ul>
<p>③ 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。</p>	<p>(3) 基金協会等との情報の共有、意見調整（漁業信用保険業務）</p>	<p>(4) 基金協会等との情報の共有、意見調整（漁業信用保険業務）</p>	<p>(3) 漁業信用保険業務において</p>

<p>て、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件に関する事前協議や求償権に関する情報の共有化を実施する。</p>	<p>○ 大口保険引受対象案件等の事前協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口保険引受対象案件についてすべて事前協議を実施し、件数は58件であった（23年度51件）。</li> <li>・ 大口保険引受対象案件に係る基金協会との事前協議に際し、基金協会から提出された協議資料の内容について照会・確認しながら協議を実施し、当該基金協会との間で認識の共有、情報の蓄積に努めることにより審査の一層の効率化・厳格化に活用している。</li> <li>・ 大口保険引受対象案件の事前協議を通じて得られた情報及び知見を各基金協会にフィードバックすることにより、基金協会の保証審査能力の向上、事故の回避に繋がった。</li> </ul> <p>○ 大口保険金請求対象案件の事前協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口保険金請求対象案件（33件）について基金協会からの提出資料等によりすべて事前協議を実施した（23年度215件）。なお、事前協議件数の大幅な減少については、東日本大震災による案件が減少したためである（23年度184件→24年度2件）。</li> <li>・ 大口保険金請求対象案件の代弁事前協議審査に係る情報の共有、意見調整については、基金協会から提出された協議資料の内容について基金協会と電話等により記載事項の検証を行っており、代位弁済の妥当性や回収見込み等について当該基金協会との間で認識の共有に努めている。</li> </ul> <p>事前協議及び保険金支払いに係る審査を通じて得られた情報及び知見について整理・蓄積し、活用することによって、事故の回避に繋がるなど保証保険の適切な運営が図られた。</p>	<p>○ 求償権に関する情報の共有</p> <p>24年3月末現在の「求償権分類管理表」及び9月末現在の「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報の共有に努めている（個別協議実施協会：延べ39協会）（23年度延べ24協会）。</p>
<p>(4) 事務手続の明確化・簡素化など、業務処理の方法の見直しを行う。</p>	<p>(5) 業務処理の方法の見直し（農業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 24年5月30日に、融資保険付保案件の自動更新極度貸付案件の延長に係る手続き等を明確化し、事務処理の円滑化を図るため、農業保険取扱要領（銀行・信用金庫・信用協同組合）の一部を改正した。</li> <li>○ 24年6月14日に、東日本大震災に起因する求償権の放棄・免除に伴う償却通知の追加等に伴い、農業保険取扱要領の改正を行った。</li> </ul> <p>(林業信用保証業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 23年度の対応を踏まえ引き続き24年度においても、東日本大震災復興旧緊急保証の受付等の簡素化、契約変更手続き（期間延長、弁済方法の変更等）の迅速化など、被災者等の負担軽減が図られるよう対応している。</li> <li>・ 関係業界団体、融資機関等に出向いて保証内容について再度説明・相談等を行った。</li> </ul> </li> <li>・ 東日本大震災による事故・代位弁済抑制として、 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 決算書等による財務内容の把握から、財務内容が著しく悪化した場合は財務改善計画の策定を求め、</li> </ol> </li> </ul>	<p>(3) 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。</p>
<p>(3) 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。</p>	<p>○ 東日本大震災に起因する求償権の放棄・免除に伴う償却通知の追加等に伴い、農業保険取扱要領の改正を行った。</p>	<p>○ 東日本大震災への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 23年度の対応を踏まえ引き続き24年度においても、東日本大震災復興旧緊急保証の受付等の簡素化、契約変更手続き（期間延長、弁済方法の変更等）の迅速化など、被災者等の負担軽減が図られるよう対応している。</li> <li>・ 関係業界団体、融資機関等に出向いて保証内容について再度説明・相談等を行った。</li> <li>・ 東日本大震災による事故・代位弁済抑制として、 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 決算書等による財務内容の把握から、財務内容が著しく悪化した場合は財務改善計画の策定を求め、</li> </ol> </li> </ul>

<p>計画と実績の進捗管理</p> <p>2) 必要に応じ求償権発生防止対策事業交付金の有効活用により、現地調査の実施による財務改善に向けた指導・助言等の強化等を実施しているところである。</p> <p>(漁業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 23年5月に第1次補正予算により措置された「漁業者等緊急保証対策事業」及び「保証保険資金等緊急支援事業」を、基金協会が迅速かつ円滑に実施できるよう、24年度も引き続き、大口保証に係る事前協議については、保証決定予定日まで1ヵ月を切る場合であっても協議を受け付けることとする等、漁業保証保険取扱要領の特例を設けた。</li> <li>・ 24年9月13日に、いわゆる二重債務問題に係る東日本大震災被災漁業者等の支援の促進のため、新たに「東日本大震災事業者再生支援機構」等の支援に限り、求償権の放棄又は譲渡を可能とするため「漁業保証保険約款」及び「漁業保証保険取扱要領」の一部を改正した。</li> <li>・ 東日本大震災により事務所の流出、崩壊等によって取扱要領に定める代位弁済請求資料を整えることが出来ない金融機関において基金協会の事務の円滑化を図る観点から24年度も引き続き代位弁済請求資料の簡素化等、漁業保証保険取扱要領の特例を設けた。</li> </ul> </li> </ul>	<p>2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>(1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知する。情報開示の充実を促進する。</p>	<p>2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>(1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知する。情報開示の充実を促進する。</p>	<p>2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>(1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知する。情報開示の充実を促進する。</p>
<p>(農業災害補償関係業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年度に実施した部署統合に伴う業務運営の合理化を図るため、平成24年度より機関誌「信用基金だより」について、冊子の配布から電子媒体により提供することとして、事務の効率化を図った。</li> </ul> <p>2 情報の提供・開示</p> <p>(1) ホームページ等における情報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 独立行政法人が支出する会費の見直しについて（平成24年3月23日行政改革実行本部決定）及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づき公表に当たっては、ユーザビリティの観点から公表資料をPDF形式に加えExcel形式でも公表を行った（24年8月24日）。</li> <li>○ 「契約関連情報」について、毎年予定されている契約の一覧表を掲載（24年10月3日）するとともに、24年10月18日掲載の入札公告から仕様書等も併せて掲載することとし、情報の充実を図った。</li> <li>○ 信用基金のディスタログロージャーの推進を図る観点から、新たに各業務ごとに実績数値を表にまとめた「業務実績」を「信用基金とは」のページに掲載（25年3月26日）し、情報の充実を図った。</li> </ul>	<p>2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>(1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知する。情報開示の充実を促進する。</p>	<p>2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>(1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知する。情報開示の充実を促進する。</p>	<p>2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>(1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知する。情報開示の充実を促進する。</p>

○ 上記を含め、ホームページの更新等を71回行った。上記以外の主な内容は下記のとおり。

区分	事項	掲載日
24年度	「東日本大震災に関する情報」を更新	4月5日
	「林材業の業況動向調査結果の概要（平成24年度上期）」を公表	5月9日
	「組織図」を更新	7月27日
	「林材業の業況動向調査結果の概要（平成24年度下期）」を公表	8月2日
	「漁業信用保証制度のご案内」のパンフレットを更新	12月26日
		2月28日

(2) 迅速な情報の提供（1週間以内の更新）  
公表すべき事項9件すべて1週間以内に掲載した。

区分	事項	基準日	掲載日
24年度	「役員の状況」の変更	4月1日	4月2日
	「平成23年度分役員報酬・給与等について」の掲載	6月29日	6月29日
	「農林水産省独立行政法人評価委員会による評価 平成23年度」の掲載	8月31日	8月31日
	「平成22事業年度評価結果の主要な反映状況」の掲載	8月31日	8月31日
	「財務諸表等 平成23年度」の掲載	8月31日	9月3日
	「財務省独立行政法人評価委員会の評価 平成23年度」の掲載	9月10日	9月12日
	「役員の給与及び退職手当の支給基準」の変更	1月30日	2月4日
	「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保証業務、林業信用保証業務及び漁業信用保証業務に関する業務方法書」の変更	3月29日	4月4日
	「第三期中期目標」、「第三期中期計画」及び「年度計画 平成25年度」の掲載	3月29日	4月5日

(3) アクセス分析の実施

24年度のホームページアクセス件数（トップページに最初に訪れた件数）は、57,888件（23年度 55,211件）であった。

なお、利用者からの要望、意見等はなかった。

○アクセス件数 (単位：件)

区分	23年度 (A)	24年度 (B)	増減 (B/A)	(参考)	
				19年度	21年度
アクセス件数	55,211	57,888	104.8%	53,574	81,596
					55,062

○ ホームページで提供する情報の一層の充実を図るため、アクセスした閲覧者の検索ワード、コンテンツ

ごとのアクセス件数の把握などアクセス内容の分析を行った。  
この結果、利用者に関心のあるページは、信用基金の業務内容に関するコンテンツや契約関連情報であることが判明した。

今後、利用者に関心のあるページをより見やすく分かりやすい内容にするなど、利用しやすいホームページとなるように改善を図っていくこととした。

○レビュー数の多いページ（分析例 24年度実績）

ページの内容	レビュー数
農業信用保証保険制度のご案内（パンフレット）	208,947
トップページ	98,809
契約関連情報	49,787
農業融資保険の利用について（融資機関の皆様へ）（パンフレット）	33,630
農業信用基金協会一覧	12,463

(4) 各業務における情報提供

関係機関への情報提供は各業務ごとに以下のとおり実施した。

(農業信用保険業務)

○ 機関誌「農業信用保証保険」により、農業信用保証保険の保険引受、保険金支払・回収状況といった業務に関する情報や、経済・金融動向、農業情勢などの一般情報を提供するほか、「農業信用基金協会の現状と課題」について基金協会からの情報を掲載した（5月、8月、11月、1月）。

また、6月に、当信用基金の農業信用保証事業概要を取りまとめた「保険事業概況」を、12月に農業信用保証保険事業の動向や当該年度の特徴を取りまとめた「農業信用保証保険年報」を作成し、基金協会等関係機関へ配布した。

(林業信用保証業務)

○ 林業信用保証業務においては、パンフレットの活用等によりPR活動を推進した。

特に、東日本大震災復興緊急保証の実施に当たっては、パンフレットにより、業界団体等への説明を行うなど速やかな実施、周知に努めた。

また、7月に「都道府県林業信用保証担当者及び相談員会議」を実施し、参加者に対し東日本大震災復興緊急保証等についての情報提供を行った。

○ 7月及び10月の大型台風災害に伴い、被災保証者への償還条件の緩和など相談窓口を設置し、ホームページ掲載による情報提供を行った。

○ 12月は木材産業等高度化推進資金の貸付金利の軽減につき、ホームページ上で情報提供を行った。また、「林材業の業況動向調査」を実施し、その調査結果についてホームページ等で情報提供を行った。

(2) 各業務において、保険引受

等の情報・データの取りまとめ、基金協会等関係機関への提供、パンフレット等を活用したPR活動の推進などの情報提供に取り組む。

<p>(漁業信用保険業務)</p> <p>○ 事業概要をとりまとめた「業務報告書」を作成し、24年10月に基金協会をはじめ関係機関に配布した。また、引受・弁済・回収状況等を取りまとめた「業務統計年報」を作成し、25年3月に基金協会をはじめ関係機関に配布した。</p> <p>(農業災害補償関係業務)</p> <p>○ 24年9月、(社)全国農業共済協会が運営するNOSAIインターネットを活用して、信用基金の役割について周知を行ったほか、貸付けに係る事務手続きや関連諸要領についても掲示した。また24年10月及び25年1月には、農業共済団体等(連合会及び組合等)の財務状況調査結果について掲示し、利用者の便に供した。そのほか、25年3月には、信用基金の業務統計や農業共済団体等の財務状況調査結果等を収録した「農業共済財務主要統計」を作成し、農業共済団体他関係機関に配布した。</p> <p>(漁業災害補償関係業務)</p> <p>○ 業務の概況や貸付・回収状況等を取りまとめた「業務報告書」(7月)及び漁業共済団体の概況等を取りまとめた「業務統計年報」(9月)を作成し、漁業共済団体、都道府県及び関係機関に配布した。</p>	<p>(3) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、ホームページを活用して、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p>	<p>(2) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p>	<p>(2) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保するため、24年9月3日に信用基金ホームページにおいて、以下の情報を掲載した。</p> <p>○ 財務内容等の一層の透明性を確保するため、24年9月3日に信用基金ホームページにおいて、以下の情報を掲載した。</p> <p>① 財務諸表について、セグメントごとの財務諸表と併せて、決算概要を説明をした資料</p> <p>② 決算情報について、経年比較や財務分析指標</p> <p>③ 事業報告書について、セグメント事業損益の経年比較・分析、セグメント総資産の経年比較・分析、セグメントごとの財源構造、セグメントごとの財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明</p> <p>(6) 就業規則の公表</p> <p><b>20年度措置済み</b></p> <p>○ 20年4月から信用基金のホームページに掲載している。一般的な就業規則であり、特に反響は見当たらない。</p>
<p>(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件を規定した就業規則を公表する。</p> <p>(5) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見を聴取するとともに、潜在的利用者等についても意向を把握し、業務運営に適切に対応させるよう努める。また、</p>	<p>(4) 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。</p> <p>(3) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見を幅広く定期的に収集し、業務運営に適切に対応させる。また、苦情への適切な対応を行う。</p>	<p>(4) 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。</p> <p>(3) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見を幅広く定期的に収集し、業務運営に適切に対応させる。また、苦情への適切な対応を行う。</p>	<p>3 意見の収集</p> <p>(1) アンケート調査等の実施及び業務への反映</p> <p>各業務における関係機関へのアンケート調査等による意見の収集は以下のとおりである。</p> <p>(農業信用保険業務)</p> <p>○ 農業信用保険業務に関する重要事項の説明や業務に対する意見を聴くために、政府以外の出資者である</p>

独立行政法人農林漁業信用基金苦情対応要領に基づき、苦情への適切な対応を行う。

農業信用基金協会及び農林中央金庫を構成員とする「農業信用保険運営協議会」を24年6月及び25年3月に開催し、23年度決算、第3期中期目標・中期計画（案）及び農業信用保険業務の状況等について説明を行った。

○ 「農業信用保険業務あり方検討会」を21年3月に設置し、保険対象資金の役割、保険収支の状況等を踏まえつつ、対象資金のあり方について、23年度までに9回、検討を行ってきたところである。

24年度においては、本年度が中期目標の最終年度に当たることから、これまでの検討状況の取りまとめを行うに際しての参考とするため、4月から5月にかけて「農業者に対する貸出に係る保証機関の利用状況」に関するアンケート調査を実施し、同検討会における検討の参考とした。

○ 農業信用基金協会に、今後の保証引受動向・保証案件の延滞動向に係るアンケート及び農協別の基金協会保証利用の状況調査を24年12月に実施し、取りまとめ結果の報告書を作成し、25年3月に関係機関に配付した。

（林業信用保証業務）

○ 6月及び12月に林業者等を対象に「林材業の業況動向調査」を実施した。これは、6月及び12月時点での関係業界における売上げ、資金繰り、設備投資等の現況・見通し及び24年度上期（24年4月～9月）の実績を把握するとともに、特別調査として、林業信用保証制度についての要望等について調査したものである。

この結果、前回調査まで改善傾向であった「北海道」、「東北」、「関東」及び「北陸」の「売上げ」の指標が下回り、東海以西の地域で改善幅が上昇した。また、「純利益」が、前回調査に比べ、「東海」で指標が下回ったものの、全国的には改善傾向がみられた。

調査結果については、資金需要に応じた保証拡大に向けての業務の参考にするとともに、信用基金ホームページに掲載するほか、保証利用者、都道府県等に配布して広く情報の共有を図っているところである。

（漁業信用保険業務）

○ 漁業信用保険業務に関する現況等の説明や業務に対する意見を聴くために（社）漁業信用基金中央会（現（一社）漁業信用基金中央会）、農林中央金庫等を構成員とする「漁業信用保険連絡協議会」を24年7月に開催し、23年度決算や漁業信用保険業務の現況等について説明し、意見交換を行った。出席者からは、要改善JFへの対応状況や東日本大震災の被害を受けた漁協の復興に対する状況等について情報提供があり、意見交換が行われた。

○ 24年10月～11月に開催された基金協会主催のブロック会議に出席し、23年度決算や漁業信用保険業務の状況等について説明した。会議では、東日本大震災対策の継続の必要性や第三者連帯保証人の原則徴収禁止への対応の課題等に関して意見交換を行った。

（農業災害補償関係業務）

<p>○ 農業災害補償関係業務に関する重要事項の説明や業務に対する意見を聴くために、政府以外の出資者である農業共済組合連合会の代表、(社)全国農業共済協会及び学識経験者を構成員とする「農業災害補償運営協議会」を24年6月及び25年3月に開催し、平成23年度決算、第3期中期目標・中期計画(案)及び農業災害補償関係業務の状況等について説明し意見交換を行った。</p> <p>○ 農業共済団体を対象に、農業共済団体等の財務状況調査の集計に関するアンケートを24年11月に実施し、当該調査対象となる農業共済組合等の合併状況等や調査手法等に係る改善要望等を聴取した。</p> <p>(漁業災害補償関係業務)</p> <p>○ 漁業共済団体に対して23年度の共済金支払資金に係る借入実績、借入条件等についてのアンケート調査等を実施し、実績の把握を行った(24年9月)。</p> <p>(2) 苦情への対応・体制の整備</p> <p>○ 24年度に発生した苦情1件について、適切に対応するとともに、今後の対応策についても整理した。また、25年2月に開催したコンプライアンス委員会で報告した。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るといふ政策的な見地から、継続的に実施されることから、継続的に実施されるため、健全な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。</p> <p>このため、信用基金は、中期の収支の均衡に向けて、中期目標期間の最終年度までに単年度の業務収支を黒字化させることを目指すこととし、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因を受けることについて配慮する。</p>
<p>○ 農業災害補償関係業務に関する重要事項の説明や業務に対する意見を聴くために、政府以外の出資者である農業共済組合連合会の代表、(社)全国農業共済協会及び学識経験者を構成員とする「農業災害補償運営協議会」を24年6月及び25年3月に開催し、平成23年度決算、第3期中期目標・中期計画(案)及び農業災害補償関係業務の状況等について説明し意見交換を行った。</p> <p>○ 農業共済団体を対象に、農業共済団体等の財務状況調査の集計に関するアンケートを24年11月に実施し、当該調査対象となる農業共済組合等の合併状況等や調査手法等に係る改善要望等を聴取した。</p> <p>(漁業災害補償関係業務)</p> <p>○ 漁業共済団体に対して23年度の共済金支払資金に係る借入実績、借入条件等についてのアンケート調査等を実施し、実績の把握を行った(24年9月)。</p> <p>(2) 苦情への対応・体制の整備</p> <p>○ 24年度に発生した苦情1件について、適切に対応するとともに、今後の対応策についても整理した。また、25年2月に開催したコンプライアンス委員会で報告した。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るといふ政策的な見地から、継続的に実施されることから、継続的に実施されるため、健全な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。</p> <p>このため、信用基金は、中期の収支の均衡に向けて、中期目標期間の最終年度までに単年度の業務収支を黒字化させることを目指すこととし、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因を受けることについて配慮する。</p>

<p>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p> <p>① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p>	<p>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p> <p>(1) 保険料率・保証料率については、農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水準に設定する。</p>	<p>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p> <p>(1) 保険料率・保証料率については、農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水準に設定する。</p>
<p>ア 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、業務収支の改善に向け、制度資金の政策効果の発揮や農業者・漁業者の負担増加にも配慮しつつ、保険事故の発生状況や保険収支の実績等に関する保険料率算定委員会での検討結果を踏まえ、平成20年度から保険料率の見直しを実施する。</p>	<p>① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、業務収支の改善に向け、制度資金の政策効果の発揮や農業者・漁業者の負担増加にも配慮しつつ、保険事故の発生状況や保険収支の実績等に関する保険料率算定委員会での検討結果を踏まえ、平成20年度から保険料率の見直しを実施する。</p>	<p>① 新たな保険料率の適用（農業信用保険業務） <u>20年度措置済み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 18年度の保険料率算定委員会と19年度の農業信用保証保険事業・組織問題検討会（3回開催）における検討、主務省評価委員会における審議を経て、20年3月に業務方法書の変更の主導大臣認可を得て、リスクを勘案した保険料率の改定が行われ、20年7月の新規引受分から新たな保険料率を適用した。</li> </ul> <p>(2) 新たな保険料率の適用（漁業信用保険業務） <u>20年度措置済み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、制度資金の効果の発揮や漁業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の収支改善努力と併せて収支が均衡するよう、20年3月に業務方法書を主務大臣の認可を得て変更し保険料率の改定を行い、20年4月の新規引受分から新たな保険料率を適用した。</li> </ul>
<p>イ 上記アの見直しの実施後においても、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行う。</p>	<p>② 上記①の見直しの実施後においても、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行う。</p>	<p>(3) 保険料率算定委員会の開催及び検討（農業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 25年3月21日に開催した保険料率算定委員会では、「20年7月に改定した保険料率の基礎とした理論値」と「23年度保険事業実績を加えて算定した理論値」について比較検証を行った。その結果、農業経営維持資金等の一部において乖離がみられたが、畜産関係の特別対策や金融円滑化法による対策の効果と今後の影響を考慮する必要があることから、現段階において保険料率を変更することは適当でないとした。</li> </ul> <p>○ また、24年11月27日に開催された行政刷新会議の規制・制度改革委員会「集中討議」において、「農業者の経営努力を反映した個々の信用リスクに応じた段階別保証料率の導入について、24年度中に一定の方向性に向けて結論を出す」とされたことから、農業信用基金協会等関係機関と今後のスケジュールやデータ収集の方法などについて協議・検討を行い、25年度からの次期中期目標期間内の速やかな導入に向けて、引き続き、検討することとした。</p>
<p>イ 上記アの見直しの実施後においても、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行う。</p>	<p>(4) 保証料率算定委員会の開催及び検討（林業信用保証業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 25年3月に保証料率算定委員会を開催し、19年の保証料率改定時の考え方に即して、現行の保証料率の点検とその妥当性の検討をした。</li> </ul> <p>この結果、現在の中期計画中の収支相等を図る点では震災等の影響も踏まえた上で、分析値として保証料率（理論値）を算出したが、これを実際に適用することは、信用力が相対的に低い林材業者等に対し大</p>	<p>(4) 保証料率算定委員会の開催及び検討（林業信用保証業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 25年3月に保証料率算定委員会を開催し、19年の保証料率改定時の考え方に即して、現行の保証料率の点検とその妥当性の検討をした。</li> </ul> <p>この結果、現在の中期計画中の収支相等を図る点では震災等の影響も踏まえた上で、分析値として保証料率（理論値）を算出したが、これを実際に適用することは、信用力が相対的に低い林材業者等に対し大</p>

	<p>きな混乱や影響を及ぼすことから現実的ではなく、厳しい運営事情が続く被保証者の負担（保証料）がこれ以上に増えないよう、当面は現行の保証料率の体系及び水準を維持することとし、信用保証の需要、代位弁済及び財務状況、さらには中小企業金融円滑化法終了後の動向等を注視していく方向で対応する方針とした。</p> <p>(6) 保険料率算定委員会の開催及び検討（漁業信用保険業務）  ○ 25年3月に保険料率算定委員会を開催し、「20年4月に改定した保険料率の基礎とした理論値」と「23年度保険事業実績を加えて算定した理論値」について比較分析を行った。  その結果、  ① 全体的な傾向としては、震災分を除くと、理論値保険料率は「20トン以上」の区分で減少し、「その他」の区分で増加しているが、この傾向については震災の影響が少なくなるまで確定的なものとして判断することは困難であり、今後の推移を注視する必要がある。  ② 近年の厳しい経済情勢を背景にした政府全体の経済対策の一環として、水産業経営についても特別の政策措置として21、22年度に燃油高騰等を背景として漁業情勢悪化の影響により資金繰りに窮している中小漁業者等に対し漁業緊急保証対策事業が実施され、23年度からは東日本大震災による影響を受けた中小漁業者等に対して、漁業者等緊急保証対策事業が実施されている。さらに昨今の厳しい漁業経営環境下にある漁業者の設備資金の更新等を目的とした無保証人型融資促進事業が実施されている。</p> <p>等から、現状において保険料率を引き上げることとは適当でないと考えられ、現時点において保険料率は据置くこととし、引続きその状況を注視することとした。</p>
<p>(2) 基金協会及び共済団体等に  対する貸付金利（低利預託原  資貸付に係るものを除く。）  については、貸付目的、市中  金利等を考慮した適切な水準  に設定する。</p>	<p>(6) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業信用保険業務）  基金協会の保証能力の維持増大及び保証償還の円滑な履行に資するために行っている基金協会への融資資金に係る貸付金利については、市中金利の動向等を参考として以下の利率で貸付を実行した。  ・ 農業信用保険業務：0.0125%～0.016%、貸付件数173件（23年度：0.013%～0.023%、貸付件数248件）  ・ 漁業信用保険業務：0.013%～0.016%、貸付件数358件（23年度：0.013%～0.022%、貸付件数380件）</p> <p>(7) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業災害補償関係業務）  ○ 市中金利等を勘案した金利で貸付を行った。  3月以内 0.300%</p>
	<p>(2) 基金協会及び共済団体等に  対する貸付金利（低利預託原  資貸付に係るものを除く。）  については、貸付目的、市中  金利等を考慮した適切な水準  に設定する。</p> <p>① 農業信用保険業務及び漁業  信用保険業務における貸付金  利は、日本銀行が作成する「預  金種類別店頭表示金利の平均  年利率等について」における  預入期間ごとの利率のうち、  貸付期間に対応するものに1/2  を乗じて得た率とする。</p> <p>② 農業災害補償関係業務及び  漁業災害補償関係業務におけ  る貸付金利は、短期プライム</p>

<p>3月超6月以内 0.500%</p> <p>6月超1年以内 0.800%</p>	<p>2 引受審査の厳格化等</p>	<p>レート等市中金利を勘案した適切な率とする。</p>
<p>2 引受審査の厳格化等</p>	<p>2 引受審査の厳格化等</p> <p>(1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の事前協議の徹底を図る。</p> <p>① 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。</p>	<p>2 引受審査の厳格化等</p> <p>(1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の事前協議の徹底を図る。</p> <p>① 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。</p>
<p>2 引受審査の厳格化等</p>	<p>2 引受審査の厳格化等</p> <p>(1) 基金協会との事前協議の徹底(農業信用保険業務)</p> <p>○ 基金協会の保証要綱等の制定・改正を行った全183件について、基金協会からの提出資料又は対面により協議を実施した(23年度192件)。</p> <p>なお、当該協議のうち、東日本大震災に対処するための資金への対応協議を13件実施した(23年度55件)。</p> <p>○ 大口保険引受案件の協議</p> <p>・ 大口保険引受対象案件及び大口保険金請求対象案件に係る基金協会との事前協議について、一層の徹底を図ることとして次のとおり19年度より実施している。</p> <p>① 大口保険引受対象案件の事前協議について、農業経営負担軽減支援資金・畜特資金・家畜飼料特別支援資金の対象金額を1億円から5千万円に引下げた。</p> <p>② 21年6月に畜産経営維持緊急支援資金を事前協議対象案件として追加した。</p> <p>③ 大口保険金請求案件の事前協議の対象案件の要件について、従前の「法人5千万円以上、個人3千万円以上」から、法人・個人を問わず「一律3千万円以上」とし、審査対象案件の範囲を広げた</p> <p>・ 大口保険引受対象案件(357件(条件変更含む))について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した(23年度333件)。このうち、基金協会との対面での協議は、12件であった(23年度11件)。</p> <p>対面に要した日数等は次のとおりである(平均)。</p> <p>① 人数:相手方2人、当方3人</p> <p>② 1回当たりの協議時間:半日</p> <p>③ 1案件当たりの協議回数:1回、その後、電話、書面及び電子メールにより協議</p> <p>・ 個別案件については、被保証人の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施しており、大口保険引受対象案件事前協議357件(条件変更含む)のうち、取り下げ等15件となった(23年度19件)。</p> <p>○ 部分保証の実施</p> <p>・ 大口保険引受対象案件事前協議357件のうち部分保証の対象となる大家畜特別支援資金54件、養豚特別支援資金2件、農業経営負担軽減支援資金3件について、部分保証が的確に実施されているか確認した(23年度は、大家畜特別支援資金7件、家畜飼料特別支援資金1件)。</p> <p>・ なお、24年度は、大家畜特別支援資金及び養豚特別支援資金の貸付期間の最終年度であり、借換対象資金の残高借換えがあったため、当該資金の大口保険引受事前協議の件数が大幅に増加した(当該資金</p>	<p>2 引受審査の厳格化等</p> <p>(1) 基金協会との事前協議の徹底(農業信用保険業務)</p> <p>○ 基金協会の保証要綱等の制定・改正を行った全183件について、基金協会からの提出資料又は対面により協議を実施した(23年度192件)。</p> <p>なお、当該協議のうち、東日本大震災に対処するための資金への対応協議を13件実施した(23年度55件)。</p> <p>○ 大口保険引受案件の協議</p> <p>・ 大口保険引受対象案件及び大口保険金請求対象案件に係る基金協会との事前協議について、一層の徹底を図ることとして次のとおり19年度より実施している。</p> <p>① 大口保険引受対象案件の事前協議について、農業経営負担軽減支援資金・畜特資金・家畜飼料特別支援資金の対象金額を1億円から5千万円に引下げた。</p> <p>② 21年6月に畜産経営維持緊急支援資金を事前協議対象案件として追加した。</p> <p>③ 大口保険金請求案件の事前協議の対象案件の要件について、従前の「法人5千万円以上、個人3千万円以上」から、法人・個人を問わず「一律3千万円以上」とし、審査対象案件の範囲を広げた</p> <p>・ 大口保険引受対象案件(357件(条件変更含む))について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した(23年度333件)。このうち、基金協会との対面での協議は、12件であった(23年度11件)。</p> <p>対面に要した日数等は次のとおりである(平均)。</p> <p>① 人数:相手方2人、当方3人</p> <p>② 1回当たりの協議時間:半日</p> <p>③ 1案件当たりの協議回数:1回、その後、電話、書面及び電子メールにより協議</p> <p>・ 個別案件については、被保証人の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施しており、大口保険引受対象案件事前協議357件(条件変更含む)のうち、取り下げ等15件となった(23年度19件)。</p> <p>○ 部分保証の実施</p> <p>・ 大口保険引受対象案件事前協議357件のうち部分保証の対象となる大家畜特別支援資金54件、養豚特別支援資金2件、農業経営負担軽減支援資金3件について、部分保証が的確に実施されているか確認した(23年度は、大家畜特別支援資金7件、家畜飼料特別支援資金1件)。</p> <p>・ なお、24年度は、大家畜特別支援資金及び養豚特別支援資金の貸付期間の最終年度であり、借換対象資金の残高借換えがあったため、当該資金の大口保険引受事前協議の件数が大幅に増加した(当該資金</p>

<p>は、毎年の約定償還金の借換資金を融通するものであるが、貸付期間の最終年度に限り、残高一括借換えが認められている。)</p>	<p>○ 大口保険金請求対象案件の事前協議 大口保険金請求対象案件 (21件) について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した (23年度24件)。このうち、基金協会との対面での協議は、5件であった (23年度9件)。</p>	<p>○ 大口保険金請求対象案件の事前協議 大口保険金請求対象案件 (21件) について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した (23年度24件)。このうち、基金協会との対面での協議は、5件であった (23年度9件)。</p>	<p>は、毎年の約定償還金の借換資金を融通するものであるが、貸付期間の最終年度に限り、残高一括借換えが認められている。)</p>
<p>② 漁業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえた、よりの確かな引受審査の実現に取り組むとともに、基金協会と大口保険引受案件及び大口保険金請求案件について事前協議や求償権に関する情報の共有化を実施する。</p>	<p>② 基金協会との事前協議の徹底 (漁業信用保険業務) 大口保険引受案件の事前協議 大口保険引受対象案件に係る基金協会との事前協議について、一層の徹底を図ることとして次の通り実施している。 ① 借換緊急資金については、19年度から保証額が業種別の基準額の2分の1を超えるものとした。 ② 20年度から、保険引受リスクの高い経営安定資金及び緊急融資資金については、信用基金と基金協会との年度当初の保証保険契約から除外し、該当案件が生じる度に個別に審査を行ったうえで、保証保険契約金額の変更により対応することとした。 大口保険引受対象案件 (58件) についてすべて事前協議を実施した (23年度51件)。 大口保険引受対象案件に係る基金協会との事前協議において照会・確認しながら協議を実施し、当該基金協会との間で認識の共有、情報の蓄積に努めることにより審査の一層の効率化・厳格化に活用している。 大口保険引受対象案件事前協議について、保証保険取扱要領においては、基金協会は信用基金に「保証決定予定日の一月前までに」協議書を提出する旨が規定されているが、緊急保証に係る案件については、早急に対応できるよう1ヵ月を切る案件においても協議の受付をする旨を基金協会に通知している。</p>	<p>○ 大口保険金請求対象案件の事前協議 大口保険金請求対象案件 (33件) について基金協会からの提出資料等によりすべて事前協議を実施した (23年度215件)。 大口保険金請求対象案件の代弁事前協議審査に係る情報の共有、意見調整については、基金協会から提出された協議資料の内容について基金協会と電話等により記載事項の検証を行っており、代位弁済の妥当性や回収見込み等について当該基金協会との間で認識の共有に努めている。 事前協議及び保険金支払いに係る審査を通じて得られた情報及び知見について整理蓄積し、活用することによって、事故の回避に繋がるなど保証保険の適切な運営が図られた。</p>	<p>○ 大口保険金請求対象案件の事前協議 大口保険金請求対象案件 (33件) について基金協会からの提出資料等によりすべて事前協議を実施した (23年度215件)。 大口保険金請求対象案件の代弁事前協議審査に係る情報の共有、意見調整については、基金協会から提出された協議資料の内容について基金協会と電話等により記載事項の検証を行っており、代位弁済の妥当性や回収見込み等について当該基金協会との間で認識の共有に努めている。 事前協議及び保険金支払いに係る審査を通じて得られた情報及び知見について整理蓄積し、活用することによって、事故の回避に繋がるなど保証保険の適切な運営が図られた。</p>
<p>② 漁業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえた、よりの確かな引受審査の実現に取り組むとともに、基金協会と大口保険引受案件及び大口保険金請求案件について事前協議や求償権に関する情報の共有化を実施する。</p>	<p>○ 大口保険引受対象案件、大口保険金請求対象案件の事前協議による信用基金と基金協会の認識の共有、情報の蓄積により、保険金支払の増加が抑制されている。 ○ 求償権回収に関する事前協議 基金協会から24年3月末現在の「求償権分類管理表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報を共有し、求償権の管理・回収を図った (個別協議実施協会：12協会) (23年度9協会)。 求償権回収の一層の促進を図るため、上半期の求償権回収実績が一定割合 (過去3年間の年間回収見込額と過去3年間の上半期求償権回収実績割合：24年度64%) に満たない基金協会の対象に求償権回収</p>	<p>○ 大口保険引受対象案件、大口保険金請求対象案件の事前協議による信用基金と基金協会の認識の共有、情報の蓄積により、保険金支払の増加が抑制されている。 ○ 求償権回収に関する事前協議 基金協会から24年3月末現在の「求償権分類管理表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報を共有し、求償権の管理・回収を図った (個別協議実施協会：12協会) (23年度9協会)。 求償権回収の一層の促進を図るため、上半期の求償権回収実績が一定割合 (過去3年間の年間回収見込額と過去3年間の上半期求償権回収実績割合：24年度64%) に満たない基金協会の対象に求償権回収</p>	<p>○ 大口保険引受対象案件、大口保険金請求対象案件の事前協議による信用基金と基金協会の認識の共有、情報の蓄積により、保険金支払の増加が抑制されている。 ○ 求償権回収に関する事前協議 基金協会から24年3月末現在の「求償権分類管理表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報を共有し、求償権の管理・回収を図った (個別協議実施協会：12協会) (23年度9協会)。 求償権回収の一層の促進を図るため、上半期の求償権回収実績が一定割合 (過去3年間の年間回収見込額と過去3年間の上半期求償権回収実績割合：24年度64%) に満たない基金協会の対象に求償権回収</p>
<p>② 漁業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえた、よりの確かな引受審査の実現に取り組むとともに、基金協会と大口保険引受案件及び大口保険金請求案件について事前協議や求償権に関する情報の共有化を実施する。</p>	<p>○ 大口保険引受対象案件、大口保険金請求対象案件の事前協議による信用基金と基金協会の認識の共有、情報の蓄積により、保険金支払の増加が抑制されている。 ○ 求償権回収に関する事前協議 基金協会から24年3月末現在の「求償権分類管理表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報を共有し、求償権の管理・回収を図った (個別協議実施協会：12協会) (23年度9協会)。 求償権回収の一層の促進を図るため、上半期の求償権回収実績が一定割合 (過去3年間の年間回収見込額と過去3年間の上半期求償権回収実績割合：24年度64%) に満たない基金協会の対象に求償権回収</p>	<p>○ 大口保険引受対象案件、大口保険金請求対象案件の事前協議による信用基金と基金協会の認識の共有、情報の蓄積により、保険金支払の増加が抑制されている。 ○ 求償権回収に関する事前協議 基金協会から24年3月末現在の「求償権分類管理表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報を共有し、求償権の管理・回収を図った (個別協議実施協会：12協会) (23年度9協会)。 求償権回収の一層の促進を図るため、上半期の求償権回収実績が一定割合 (過去3年間の年間回収見込額と過去3年間の上半期求償権回収実績割合：24年度64%) に満たない基金協会の対象に求償権回収</p>	<p>○ 大口保険引受対象案件、大口保険金請求対象案件の事前協議による信用基金と基金協会の認識の共有、情報の蓄積により、保険金支払の増加が抑制されている。 ○ 求償権回収に関する事前協議 基金協会から24年3月末現在の「求償権分類管理表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報を共有し、求償権の管理・回収を図った (個別協議実施協会：12協会) (23年度9協会)。 求償権回収の一層の促進を図るため、上半期の求償権回収実績が一定割合 (過去3年間の年間回収見込額と過去3年間の上半期求償権回収実績割合：24年度64%) に満たない基金協会の対象に求償権回収</p>

<p>(2) 信用基金職員及び基金協会向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。</p>	<p>(2) 信用基金職員及び基金協会向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。</p>	<p>の進捗に係る協議を実施（個別協議実施協会：27協会（23年度15協会））。</p> <p>(3) 保証審査・求償権管理回収に係る研修の実施 以下の基金協会職員向けの保証審査・求償権管理に係る研修を開催し、信用基金職員も受講し資質の向上を図った。</p> <p>(農業信用保険業務)</p> <p>○ 求償権管理回収等事務研修会を東京都のコープビルにて9月27日～28日の2日間にわたり実施（参加者：基金協会職員55名。参加率87%（41協会/47協会））し、研修内容は、①基礎知識の整理（支払督促、仮差押等）、②求償権の回収事例研究、③サービサーの活用と回収実務であり、求償権の回収事例研究では、グループ討議を取り入れたこともあり、満足度95%であった。</p> <p>また、保証審査実務担当者研修会を東京都のコープビルにて10月4日～5日の2日間にわたり実施（参加者：基金協会職員47名。参加率81%（38協会/47協会））した。研修内容は、担保評価の実務であり、満足度90%であった。</p> <p>なお、基金協会のニーズも高く、継続希望もあることから、職員の資質向上に寄与しているものと考えられる。</p>
<p>(3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。</p>	<p>(3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。</p>	<p>(漁業信用保険業務)</p> <p>○ 基金協会及び信用基金の職員を対象として、（一社）漁業信用基金中央会との共催で「全国研修会」を25年1月に東京都で開催（参加者：基金協会職員51名。参加率90%（38協会/42協会））した。研修内容は協会運営を適切に実施するための保証審査・求償権管理等の適切な実施方法についてであった。また、保証審査及び求償権回収等に関する今後の研修についての要望を調査した結果、求償権管理等の研修要望があったことから職員の資質向上に寄与しているものと考えられる。</p>
<p>(3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。</p>	<p>(3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。</p>	<p>(4) 信用基金の相談機能の強化 (農業信用保険業務)</p> <p>○ 電話等により随時、基金協会からの保証保険に関する相談に対応し、主要相談件数は57件であった（23年度49件）。</p> <p>○ 大口保険引受案件についての経営状況及び期中管理等を把握するため11協会について現地協議を実施した（23年度5協会）。</p> <p>保険金の支払・回収に関しては、求償権の管理・回収等の強化及び事故防止等を図るため現地協議を8協会実施した（23年度10協会）。</p> <p>なお、基金協会からの申し出に基づく基金協会との個別協議については延べ17協会実施（23年度延べ10協会）。</p> <p>(林業信用保証業務)</p> <p>○ 東日本大震災関係</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 24年度予算成立により東日本大震災復興旧緊急保証を継続実施する旨の案内を24年4月5日付で基金ホームページに掲載した。</li> <li>・ 23年度の対応を踏まえ引き続き24年度においても、受付等の簡素化、契約変更手続き（期間延長、代位弁済方法の変更等）の迅速化など、被災者等の負担軽減が図られるよう対応を行った。また、基金を訪問され相談を受けた場合などにも丁寧な説明にて対応を行った。</li> <li>・ 書面による通知だけでなく、関係業界団体、融資機関等に直接出向いて面談により保証内容について再度説明・相談等を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 24年台風第4号関係 24年台風第4号による被害に係る相談窓口を設けし（24年6月22日付で基金ホームページ掲載）、必要資金の保証、既保証貸付金の償還猶予等の相談・照会に応じた。</li> <li>○ 九州北部豪雨関係 24年7月九州北部豪雨による被害に係る相談窓口を設けし（24年7月13日付で基金ホームページ掲載）、必要資金の保証、既保証貸付金の償還猶予等の相談・照会に応じた。</li> <li>○ 24年台風第15、16及び17号関係 24年台風第15、16及び17号による被害に係る相談窓口を設けし（24年10月23日付で基金ホームページ掲載）、必要資金の保証、既保証貸付金の償還猶予等の相談・照会に応じた。</li> </ul>	<p>(漁業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大口保険引受等に係る基金協会との個別協議を実施し、現地協議の推進等により信用基金の相談機能を強化した。</li> <li>○ 相談機能強化のため、求償債管理回収等事務研修会や保証審査実務者研修会に信用基金職員を参加させ、職員の資質の向上を図った。</li> </ul>	<p>(5) 林業信用保証業務における引受審査の厳格化等への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引受審査の厳格化 保証引受審査に当たっては、定重要因については、当該申請企業の財務諸表（新規の者は直近3年分、継続利用の者は直近5年分、更に必要に応じて試算表徴求）を詳細に分析するとともに当該基金が保有する資産査定データ等も活用して的確に評価している。</li> <li>○ さらに、保証審査マニュアルの改訂を行い、定重要因として、林業・木材産業者等の特性を踏まえ、規模・生産性・経営体制・品質管理・融資機関の融資姿勢などについて、総括調整役（林業担当）等を構成員とする審査協議会で、業況や財務状況の今後の見通し、担保等による保全の可否等を踏まえた厳格な保証審査を行った（全体の審査件数1,765件、うち審査協議件数632件（23年度429件）。この結果、保証審査による減額等93件（14.7%））。</li> </ul>
<p>(4) 林業信用保証業務において、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、専門家を交えた経営診断・指導に取り組む。</p>	<p>(4) 林業信用保証業務において、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、専門家を交えた経営診断・指導に取り組む。</p>	<p>(4) 林業信用保証業務において、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、専門家を交えた経営診断・指導等を実施することにより抜本的な見直しを行う。</p>	<p>(4) 林業信用保証業務において、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、専門家を交えた経営診断・指導等を実施することにより抜本的な見直しを行う。</p>

<p>合には、信用基金職員が優良事業体に対して直接訪問をし、保証利用の働きかけを行った。</p> <p>○ 適切な期中管理 このほか、新規保証予定企業の現地調査や既保証先の適切な期中管理等を目的とした現地での経営診断・指導（現地調査等55件（23年度は年間64件）、経営悪化がみられる保証先について融資機関等との協議による経営健全化への支援等の審査の厳格化に関連する取組を引き続き行っている。</p> <p>○ 東日本大震災への対応 東日本大震災による事故・代位弁済抑制として、 ・ 決算書等による財務内容の把握から、財務内容が著しく悪化した場合は財務改善計画の策定を求め、計画と実績の進捗管理 ・ 必要に応じて震災保証に対して、現地調査の実施による財務改善に向けた指導・助言等を強化等を実施しているところである。</p>		<p>3 モラルハザード対策 ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティ方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザードの防止対策を国との連携を図りながら総合的に検討する。</p>	<p>3 モラルハザード対策 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティ方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザードの防止対策を国との連携を図りながら総合的に検討する。</p>	<p>3 モラルハザード対策 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティ方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザードの防止対策を国との連携を図りながら総合的に検討する。</p>
<p>3 モラルハザード対策 (1) モラルハザード防止対策の検討（農業信用保険業務） ○ モラルハザード対策として、19年度より農業経営負担軽減支援資金、畜特資金について借入者の負債比率に応じた部分保証の導入を実施し、また、家畜飼料特別支援資金についても、モラルハザード防止策を考慮して、20年度から70%の保証の取扱いを導入しているところである。 モラルハザード防止対策については、24年12月21日及び25年3月21日に開催した「農業信用保険業務あり方検討会」において検討し、保険収支の悪い資金を中心に部分保証や代位弁済時等に融資機関に負担を求め等の措置を実施しており、現時点では対象を拡大する必要は低いと考えられるが、第3期中期目標において、「モラルハザード防止対策に關して、導入効果を検証の上、引き続き検討していくこととした。ことと踏まえ、国及び基金協会との連携を図りながら、引き続き検討していくこととした。</p>	<p>3 モラルハザード対策 (1) 農業信用保険業務について、部分保証やペナルティ方式などモラルハザードの防止対策を農業者等の負担の増加を避けることに留意しつつ、国との連携を図りながら総合的に検討する。</p>	<p>(2) 漁業信用保険業務について、平成20年度から経営安定資金に部分保証を導入する。</p>	<p>(2) 漁業信用保険業務について、平成20年度から経営安定資金に部分保証を導入する。</p>	<p>(2) 経営安定資金（漁業信用保険業務）への部分保証の導入 <u>20年度措置済み</u> ○ 漁業信用保険業務においては、20年2月に、主務大臣の認可を得て漁業信用基金協会の業務方法を改正し、モラルハザード防止の観点から、経営安定資金について部分保証（保証割合80%）を導入した。20年4月から、新規引受分について適用を開始したところである。</p>
<p>○ モラルハザード防止対策の検討（漁業信用保険業務） ○ 金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、昭和57年度以降、緊急融資資金について、代位弁済事故があった際に、金融機関が代位弁済額の5～15%を基金協会に対し出資する「特別出資制度」を導入</p>	<p>(3) モラルハザード防止対策の検討（漁業信用保険業務） ○ 金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、昭和57年度以降、緊急融資資金について、代位弁済事故があった際に、金融機関が代位弁済額の5～15%を基金協会に対し出資する「特別出資制度」を導入</p>			

<p>③ 林業信用保証業務について、平成20年度から100%保証の対象を法定計画認定者に係る資金、間伐の実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。併せて、メニューの統合を行う。</p>	<p>(3) 林業信用保証業務について、平成20年度から100%保証の対象を法定計画認定者に係る資金、間伐の実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。併せて、メニューの統合を行う。</p>	<p>(3) 林業信用保証業務について、20年度に実施した部分保証対象の拡大等の措置後の状況について点検を行う。</p>	<p>してきている。 また、20年4月から経営安定資金に部分保証（保証割合80%）を導入したところである。</p> <p>○ これを踏まえ、25年3月に「漁業信用保証業務あり方検討会」を開催し、現状のモラルハザード防止対策の効果等の検討を行った。検討の結果、現行のモラルハザード対策が収支均衡に一定の効果をもたらしていると考えられること、震災により水産界に甚大な被害が生じており、地域の水産業の早期復興が大きな課題となっていることなど円滑な資金供給の必要があること等から、現状においては、保険収支や漁業金融の情勢等を注視しつつ、引き続き総合的に分析、検討していくこととした。</p>
<p>④ 林業信用保証業務における100%保証の対象資金の限定</p> <p><b>20年度措置済み</b></p> <p>○ 20年4月に、主務大臣の認可を得て、業務方法書、林業信用保証業務細則等の見直しを行い、100%保証の対象を制度資金、間伐材資金等の政策性のより高いものに限定し、20年6月1日の保証申込受付分から適用しているところである。</p> <p>(5) 林業信用保証業務における対象資金のメニューの統合</p> <p><b>20年度措置済み</b></p> <p>○ 20年4月に、主務大臣の許可を得て、業務方法書、林業信用保証業務細則等の見直しを行い、林業を取り巻く状況の変化等に対応するため、従来9メニューの100%保証の対象を4メニューに統合（組合資金等の資金メニューを廃止し、林業・木材産業支援資金を創設）し、20年6月1日の保証申込受付分から適用したところである</p> <p>(6) 部分保証対象の拡大等の措置状況の点検</p> <p>○ 25年3月の「保証利率算定委員会」において、20年度に実施した部分保証対象の拡大等の措置後の状況についてその執行状況の点検を行った。</p>	<p>(4) 保証利率算定委員会における点検結果は次のとおり。 (1) 20年度の100%保証のメニュー再構築後の状況として、近年の低迷する経済状況等に加え、東日本大震災などにより、100%保証の保証引受（シェア）が増加している実態にある。 (2) また、部分保証拡大への寄与が期待された原則部分保証のきのこ生産資金については、原簿事故による風評被害等により、その利用は低位に止まっている。 (3) このようことから、相対的に信用力が低い林業・木材産業界への支援を勘案すると、単純に100%保証を抑制するのではなく、慎重な対応が必要である。しかしながら、モラルハザード対策の重要性に鑑み、部分保証が妥当なもの、可能なものについては、引き続きこれに取り組んでいく。</p>	<p>4 求償権の管理・回収の強化等 (1) 回収金の実績</p> <p>○ 24年度の回収金収入の目標は45億3百万円で、回収実績は39億60百万円となり、達成率は88.0%となった。 農業信用保証業務、林業信用保証業務の業務別回収目標額、回収実績額、達成率は</p>	<p>してきている。 また、20年4月から経営安定資金に部分保証（保証割合80%）を導入したところである。</p> <p>○ これを踏まえ、25年3月に「漁業信用保証業務あり方検討会」を開催し、現状のモラルハザード防止対策の効果等の検討を行った。検討の結果、現行のモラルハザード対策が収支均衡に一定の効果をもたらしていると考えられること、震災により水産界に甚大な被害が生じており、地域の水産業の早期復興が大きな課題となっていることなど円滑な資金供給の必要があること等から、現状においては、保険収支や漁業金融の情勢等を注視しつつ、引き続き総合的に分析、検討していくこととした。</p>
<p>4 求償権の管理・回収の強化等 基金協会、債権回収業者(少一ピサー)等との連携等による求償権の強化</p>	<p>4 求償権の管理・回収の強化等 基金協会、債権回収業者(少一ピサー)等との連携等による求償権の強化</p>	<p>4 求償権の管理・回収の強化等 (1) 7. 求償権の管理・回収については、現地回収交渉</p>	<p>してきている。 また、20年4月から経営安定資金に部分保証（保証割合80%）を導入したところである。</p> <p>○ これを踏まえ、25年3月に「漁業信用保証業務あり方検討会」を開催し、現状のモラルハザード防止対策の効果等の検討を行った。検討の結果、現行のモラルハザード対策が収支均衡に一定の効果をもたらしていると考えられること、震災により水産界に甚大な被害が生じており、地域の水産業の早期復興が大きな課題となっていることなど円滑な資金供給の必要があること等から、現状においては、保険収支や漁業金融の情勢等を注視しつつ、引き続き総合的に分析、検討していくこととした。</p>

し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。

し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。

や返送押え、競売等の法的措置を講じるほか、基金協会、債権回収業者(サブサー)等との連携等により、回収実績の向上に努める。  
イ、平成24年度における回収金収入については、4,503百万円を見込む。

下表のとおりである。

(単位：百万円)

区 分	目 標 (A)	24年度 実績(B)	達成率 (B ÷ A)
回収金収入	3,075	2,910	94.6%
農業信用保険業務			
求償権回収収入	377	339	89.8%
林業信用保証業務			
回収金収入	1,050	712	67.8%
漁業信用保険業務			
合 計	4,503	3,960	88.0%

(実績の検証)

- 農業信用保険業務  
近年の保険金支払額が遞減傾向となっており、及び担保処分の困難化から大口の回収が減少したことが要因であるが、今後は、各協会との現地協議等を通じ回収実績の向上に努める。
  - 林業信用保証業務  
サブサーへ回収業務の委託を行うなど回収促進を図ってきたが、市況の低迷のため、山林担保を含めた不動産担保の任意売却・競売が低調であったことや売却代金が低かったこと、また、求償債務者の資力の低下等により、回収実績は目標を下回るものとなった。
  - 漁業信用保険業務  
求償債務者等の高齢化に伴う資力の低下、経済情勢の悪化や漁村の過疎化等により担保処分が難しくなっていること及び東日本大震災の影響等が要因であるが、今後は各協会との現地協議等を通じ回収実績の向上及び強化に努める。
- (2) 回収実績向上のための取組 (農業信用保険業務)
- 保険収支が赤字、回収率が低位等の基金協会から選定した8協会との現地協議を実施し、保険金残高が1千万円以上の大口求償債務者の回収見込額及び回収経過についてヒアリングを行い、回収強化を働きかけた (23年度10協会)。
  - 求償権管理回収助成  
基金協会の求償権が590億円 (23年度末) となり、その回収が喫緊の課題となっていることから、回収等の実績に応じ各基金協会に交付しているところである。  
本助成金は、近年、求償権回収のために法的措置等に要した債権管理費が増加傾向にある中、基金協会における求償権の行使及び保全に係る費用として効果的に活用するとともに、基金協会の求償権管理回収におけるインセンティブを高める効果が期待される。

(単位：百万円)

区分	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
回収金収入	2,949	3,124	2,982	3,222	3,029	3,118	3,062	3,119	3,075	2,910

(3) 回収実績向上のための取組 (林業信用保証業務)

○ 15年度以降、求償権回収業務の一部を債権回収業者(サービサー)に委託することにより、専門的な債権回収交渉等を行い、回収実績の向上に取り組んでいるところである。24年度は2社に回収業務の一部を委託したところ、回収実績、支払った委託経費は次のとおりとなった。

回収総額 (A)	うちサービサー回収額 (B)		サービサー委託経費 (C)	サービサーによる回収割合 (E/A)		回収率 (C/B)
	目標	実績		目標	実績	
338,519	44,428	44,428	13,254	13.1%	29.8%	

(単位：千円)

(4) 回収実績向上のための取組 (漁業信用保険業務)

○ 求償権を有する38の基金協会から、24年3月末現在の「求償権分類管理表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等について情報を共有するとともに、求償権回収方針や求償権業者の現況等について12の基金協会との個別協議(うち現地協議10協会)の実施を通じ、基金協会との連携強化に努めた(23年度9協会のうち現地協議8協会)。

○ また、求償権回収の一層の促進を図るため、上半期の求償権回収実績が一定割合(24年度64%)に満たない基金協会を対象に求償権回収の進捗に係る協議を実施(個別協議実施協会：27協会)(23年度15協会)。さらに、従来を取り組みに加え、新たに本年度より求償権残高の多い協会を対象に個別協議を実施(9協会)するなど早期回収に努めているところである。

○ 回収奨励金

近年、求償権回収のために法的措置等に要した債権管理費が増加傾向にある中、本奨励金を基金協会における求償権の行使及び基金に係る費用として効果的に活用するとともに、基金協会の求償権管理回収におけるインセンティブを高める効果が期待され、回収奨励金の交付額は前年度の回収金額に対して、一定率で各協会に交付している。24年度の交付額は23年度の回収金額が21年度より約21億円増加したことから、21,753千円となり、前年度より4,108千円増加した。

(単位：百万円)

区分	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
回収金収入	985	1,246	959	1,173	1,052	877	1,094	1,084	1,050	712

(2) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収の確実な徴収に努める。

(5) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収

○ 保険料、保証料及び貸付金利息については、定められた金額を定められた期日に確実に回収した。

		24年度
農業信用保険業務	保険料	3,557
	貸付金利息	13
漁業信用保険業務	保険料	1,072
	貸付金利息	6
林業信用保証業務	保証料	411

(単位：百万円)

5 代位弁済率・事故率の低減  
2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてははその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

5 代位弁済率・事故率の低減  
2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてははその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

5 代位弁済率・事故率の低減  
代位弁済率及び事故率については、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件についての代位弁済率及び事故率を指標として、中期目標の達成に向けての進捗状況の把握に努める。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

5 代位弁済率・事故率の低減

(1) 農業信用保険業務における事故率

○ 24年度末における事故率は0.18%であった（中期目標期間中に0.12%以下）。  
中期目標期間中に保険契約した案件について、20年度から23年度末までの保険金支払額が956,756千円であったのに対し、24年度においては、1,607,933千円の保険金支払が発生しており、合計2,564,689千円の保険金支払となった。

この保険金支払額1,607,933千円のうち、約7割（1,089,146千円）が、20～22年度にかけて国の緊急経済対策の一環で財政措置された畜産農家対策（飼料価格高騰等）の資金（家畜飼料特別支援資金（417,072千円）と畜産経営維持緊急支援資金（672,073千円））であり、これが事故率の増加につながったものである。

(2) 林業信用保証業務における代位弁済率

○ 24年度末における代位弁済率は3.12%であった（中期目標期間中に2.94%以下）。

なお、24年度においては大口の代位弁済が発生したことにより、代位弁済額全体で2,344百万円と前年度（1,822百万円）を上回ったが、中期目標期間中の東日本大震災による影響を除くと2.82%となる。

(3) 漁業信用保険業務における事故率

○ 24年度末における事故率は2.07%であった（中期目標期間中に1.15%以下）。

これは、東日本大震災の津波被害等による代位弁済額7,741,927千円の事故率1.48%が大きく影響しているものであり、東日本大震災による影響を除くと0.59%となる。

【通常集計した場合】

(単位：千円、%)

区分	24年度実績		代位弁済率・事故率
	今期引受額	今期代弁・支払額 (今期引き受けた案件のみ)	
代弁率・事故率	1,988,281,688	2,564,689	0.18%
代位弁済率	208,812,673	6,506,729	3.12%
事故率	524,239,365	10,855,896	2.07%

(注) 計数は、現中期目標期間(20年度)からのものである。

【震災に係る事故率を控除した場合】

(単位：千円、%)

区分	24年度実績		代位弁済率・事故率
	今期引受額	今期代弁・支払額 (今期引き受けた案件のみ)	
代弁率・事故率	1,988,281,688	2,564,689	0.18%
代位弁済率	208,812,673	5,879,796	2.82%
事故率	524,239,365	3,113,969	0.59%

(注) 計数は、現中期目標期間(20年度)からのものである。

6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け  
基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収に努める。

6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け  
基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。

6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け  
基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。

6 基金協会及び共済団体等に対する貸付けの回収  
(農業信用保険業務・漁業信用保険業務)

○ 基金協会に対する貸付けについては、借入申込書・金銭消費貸借証書及び代位弁済実施計画書の審査を迅速・的確に処理するとともに、貸付金の回収については、基金協会に対して予め償還期限、回収額及び利息を通知することにより、期日どおり全額回収した。

(農業災害補償関係業務・漁業災害補償関係業務)

○ 共済団体等に対する貸付けについては、貸付けに係る借入申込書及び償還計画書等の審査を迅速・的確に処理するとともに、貸付金の回収については、共済団体等に対して予め償還期限、回収額及び利息を通知

知することにより、期日とおり金額回収した。

区	分	期中貸付額		期中回収額		期末貸付残高	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業信用保険業務	長期資金	115	24,480	255	24,480	293	49,137
	短期資金	58	752	66	971	30	320
	長期資金	350	18,411	350	18,411	545	27,250
漁業信用保険業務	短期資金	8	792	9	1,511	3	366
	特別資金	0	0	0	0	2	150
農業災害補償関係業務		7	2,284	10	2,131	3	1,124
漁業災害補償関係業務		16	4,663	16	6,550	14	3,798

(単位：件、百万円)

7 資産の有効活用

○ 24年度の借舎利用率は73%(全30戸中22戸)、うち共同利用は1戸である。

区分	20年度				21年度				22年度				23年度				24年度			
	利用戸数	利用率	うち、共同利用		利用戸数	利用率	うち、共同利用		利用戸数	利用率	うち、共同利用		利用戸数	利用率	うち、共同利用		利用戸数	利用率	うち、共同利用	
区	20	67%	0		21	70%	1		23	77%	1		21	70%	1		22	73%	1	

(単位：戸)

(注) 各年度とも4月1日現在の実績である。

○ 第3期中期計画において、「信用基金の保有する職員宿舎について、独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定)等を踏まえ、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ職員宿舎の廃止に関する計画を策定の上、中期目標期間中に、廃止する。」とした。

第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 経費(業務経費及び一般管理費)削減に係る取組

○ 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、88億85百万円の支出であり、19年度予算対比で35.3%の削減となった。一般管理費(人件費及び公租公課により増減する経費を除く)については、4億12百万円の支出であり、19年度予算対比で41.4%の削減となった。

7 資産の有効活用

他の独立行政法人や国に対し、信用基金の保有する職員宿舎の共同利用について、積極的な周知を図り、共同利用を推進する。

7 資産の有効活用

信用基金の保有する職員宿舎について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加や経費の削減を図る観点から、他の独立行政法人や国との共同利用を推進する。

7 資産の有効活用

信用基金の保有する職員宿舎について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加や経費の削減を図る観点から、他の独立行政法人や国との共同利用を推進する。

第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

【別紙】

第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

【別紙】

(単位：百万円)

区分	19年度 予算(A)	24年度 決算(B)	増減率 (B-A)÷A	(参考)	
				19年度決算 (C)	増減率 (B-C)÷C
事業費	13,727	8,885	△ 35.3%	12,483	△ 28.8%
一般管理費	702	412	△ 41.4%	503	△ 18.2%

- 当期損益は、法人全体で63億71百万円の当期総利益を計上し、利益剰余金は161億39百万円となった。これを勘定ごととみると、農業信用保険勘定では、畜産関係対策や金融円滑化法により保険金の支払額が減少したこと等により、26億97百万円の当期総利益を計上した。
- 林業信用保証勘定では、緊急分の保証引受が減少したこと等による保証残高の減少により保証債務損失引当金戻入が発生したことにより、19億37百万円の当期総利益を計上した。そのため、繰越欠損金は前年度23億3百万円から3億66百万円の計上となった。
- 漁業信用保険勘定では、漁業者等緊急保証対策事業の実施等により保険料収入が昨年度と同程度あったこと、支払備金及び責任準備金を戻入れたこと等により、17億11百万円の当期総利益を計上した。
- 農業災害補償関係勘定では、一般管理費の減少等により、26百万円の当期総利益を計上した。
- 漁業災害補償関係勘定では、貸付金利息収入の減少等により、14百万円の当期純損失を計上した。このため、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。
- この結果、利益剰余金は、農業信用保険勘定では120億2百万円、漁業信用保険勘定では42億34百万円、農業災害補償関係勘定では1億10百万円、漁業災害補償関係勘定では1億59百万円となった。

(単位：百万円)

区分	農業信用 保険勘定	林業信用 保証勘定	漁業信用 保険勘定	農業災害補 償関係勘定	漁業災害補 償関係勘定	合計
当期損益	2,697	1,937	1,711	25	-	6,371
利益剰余金	12,002	△ 366	4,234	110	159	16,139

- 農業信用保険勘定、漁業信用保険勘定及び農業災害補償関係勘定において損益計算により生じた利益は、積立金として計上し、目的積立金は計上しなかった。これは、保険事故等の発生によって生じた損失の補てんに充てて必要があることによるものである。
- 信用基金における有価証券の運用方針、運用管理体制等は、余裕金運用管理要領（理事長決裁）に基づいて実施しており、主な内容は以下のとおりである。
- ① 社債に関する投資適格基準は、格付機関のすべての格付けがシングルAマイナス以上とし、1発行体当たりの保有限度額は、各勘定の債券運用総残高の5%相当額以内で、1回1銘柄当たりの取得限度額は5億円を上限。
  - ② 運用役として、10年を超える債券の購入決定は理事長が、それ以外の運用事務を総括理事又は副理

理事長等が担当。

③ 運用役は、保有債券について、毎月末の格付け及び時価を確認し、著しい下落のあったものについて必要な対応を検討。

④ 余剰金運用委員会（構成：総括理事、財務担当理事等）が運用状況実績を検証。

⑤ 早期警戒対応として、運用監視役は、保有債券のうち時価が100円未満又は格付機関のいずれかの格付けがトリプルBプラス以下の銘柄を対象に、日々の価格及び格付けの動向を確認し、理事長等に報告。

⑥ 格付機関のいずれかの格付けがトリプルBプラス以下の水準になったとき又は時価が取得価額に比べて5%以上下落したときは、運用役が必要な対応措置を検討。更に、下落したときは、余剰金運用委員会に理事長及び副理事長の出席を求め、同委員会で必要な対応措置を検討。

また、経済情勢の変化に適切に対応するため、24年10月24日開催の余剰金運用委員会において、より厳格なリスク抑制方針を検討し、保有債券のうち変動利付債について、利率算定の基礎となる長期金利及び短期金利の水準について運用監視役への報告を義務付けるとともに、表面利率に著しい下落があった場合の対応措置について検討を行うことを追加規定するため、余剰金運用管理要領の一部変更（24年10月31日施行）を行う等、常に見直し、改善を図っているところである。

2 法人運営における資金の配分状況

○ 運営費交付金の交付を受けていないことから、該当なし。

第5 長期借入金の条件

極力有利な条件での借入れ

（林業信用保証業務）

○ 24年10月に既存の長期借入金の償還及び新規借入（いずれも借入期間は4年）を行った。23年度からは借入金利に加えて借入金額も入札の対象とした「コンベンショナル方式」を導入し、極力有利な条件での借入れを図った。

区分	借入時期	借入金額	借入利率	（参考）	
				入札銀行数	固定利率
23年度	上期	1,579百万円	0.340%	18社	0.332%
	下期	2,468百万円	0.263%	19社	0.266%
24年度	上期	—	—	—	—
	下期	1,483百万円	0.137%	19社	0.135%

（注）1. 固定利率は5年物、残存4年程度。

2. 借入利率は平均借入利率。

第5 その他業務運営に関する

重要事項

長期借入金の条件

独立行政法人森林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第1項（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

<p>第5 短期借入金の限度額 中期目標期間中の短期借入金は、農業災害補償関係勘定において1,230億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。 (想定される理由) 農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するため。</p>	<p>第6 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額 (農業災害補償関係業務) ○ 農業共済団体にに対する貸付原資とするため、24年12月に1件、2.4億円の短期借入れを行った。なお、この短期借入れは、中期計画に定める限度額(1,230億円)の範囲内であった(なお、全額を年度内に償還したことから、3月末の借入残高はない)。  (漁業災害補償関係業務) ○ 実績なし。</p>	<p>第6 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額 (農業災害補償関係業務) ○ 実績なし。</p>
<p>第6 不要財産又は不要財産と なることが見込まれる財産 の処分に関する計画  (1) 農業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金について、当該業務の廃止に伴い不要財産となるため、以下とおり国庫に納付する。 ① 国庫納付の額 農業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金金額(12,500百万円)とする。 ② 国庫納付の時期 平成23年度中の可能な限り早い時期とする。 ただし、国庫納付の時期の決定に当たっては、現に農業経営改善促進資金を借り入れている農業者に不利益が生じないよう十分に配慮する。 ③ 国庫納付の方法 金銭による納付とする。</p>	<p>第7 不要財産又は不要財産となる ことが見込まれる財産の処分に関する計画  1 低利預託原資貸付業務に係る政府出資金の23年度中の国庫納付(農業信用保証業務) <u>23年度措置箇所</u> ○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、23年度中に国庫納付することとされた低利預託原資貸付業務に係る政府出資金125億円については、23年9月13日に国庫納付した。  ○ なお、農業信用基金協会に対する貸付金については、「平成23年度決算検査報告」(平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛報告)を踏まえ、同協会がその機能を十分に發揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額(123億83百万円)について、同協会の業務運営への影響を考慮しつつ、平成25年12月までに国庫に納付することとなった。</p>	<p>第7 不要財産又は不要財産となる ことが見込まれる財産の処分に関する計画  1 低利預託原資貸付業務に係る政府出資金の23年度中の国庫納付(農業信用保証業務) <u>23年度措置箇所</u> ○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、23年度中に国庫納付することとされた低利預託原資貸付業務に係る政府出資金125億円については、23年9月13日に国庫納付した。  ○ なお、農業信用基金協会に対する貸付金については、「平成23年度決算検査報告」(平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛報告)を踏まえ、同協会がその機能を十分に發揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額(123億83百万円)について、同協会の業務運営への影響を考慮しつつ、平成25年12月までに国庫に納付することとなった。</p>

<p>(2) 林業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金について、当該業務の再設計に伴いその一部が不要財産となるため、以下のとおり国庫に納付する。</p> <p>① 国庫納付の額 林業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金17,056百万円のうち、新しい運転資金制度において活用する見込みのない7,256百万円とする。</p> <p>② 国庫納付の時期 平成23年度中の可能な限り早い時期とする。ただし、国庫納付の時期の決定に当たっては、現に木材産業等高度化推進資金を借り入れている林業者等に不利益が生じないよう十分に配慮する。</p> <p>③ 国庫納付の方法 金銭による納付とする。</p>	<p>2. 低利預託原資貸付業務に係る政府出資金の23年度中の国庫納付（林業信用保証業務） <u>23年度措置済み</u></p> <p>○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、23年度中に国庫納付することとされた低利預託原資貸付業務に係る政府出資金72億56百万円については、23年9月13日に国庫納付した。</p>
<p>(3) 漁業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金について、当該業務の廃止に伴い不要財産となるため、以下のとおり国庫に納付する。</p> <p>① 国庫納付の額 漁業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金全額（6,000百万円）とする。</p> <p>② 国庫納付の時期</p>	<p>3. 低利預託原資貸付業務に係る政府出資金の23年度中の国庫納付（漁業信用保証業務） <u>23年度措置済み</u></p> <p>○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、23年度中に国庫納付することとされた低利預託原資貸付業務に係る政府出資金60億円については、23年9月13日に国庫納付した。</p>

<p>平成23年度中の可能な限り早い時期とする。</p> <p>ただし、国庫納付の時期の決定に当たっては、現に漁業経営改善促進資金を借り入れている漁業者に不利益が生じないよう十分に配慮する。</p> <p>③ 国庫納付の方法 金銭による納付とする。</p>		
<p>(4) 農業災害補償関係業務に係る政府出資金について、当該業務の見直しに伴いその一部が不要財産となるため、以下のとおり国庫に納付する。</p> <p>① 国庫納付の額 農業災害補償関係業務に係る政府出資金3,800百万円のうち、活用する見込みのない2,000百万円とする。</p> <p>② 国庫納付の時期 平成23年度中の可能な限り早い時期とする。</p> <p>③ 国庫納付の方法 金銭による納付とする。</p>	<p>4 農業災害補償関係業務に係る政府出資金の23年度中の国庫納付 23年度措置済み</p> <p>○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、23年度中に国庫納付することとされた農業災害補償関係業務に係る政府出資金20億円については、23年9月13日に国庫納付した。</p>	
<p>第7 剰余金の使途 農林漁業金融のセーフティ・ネット機関としての役割の向上のため、 ・金融業務に精通した人材の育成・研修 ・業務運営の効率化・合理化を図る観点からの情報システムの充実</p>	<p>第8 剰余金の使途 中期計画に定めた使途に充てた結果、当該年度に得られた成果 ○ 目的積立金を積み立てていないことから、24年度実績なし。</p>	

<p>・コンプライアンス（法令等遵守）への取組の充実等の内部統制機能の強化</p> <p>・債権管理強化のため連携する県単位機関等の能力の向上の使途に使用</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 方針</p> <p>農林漁業金融をめぐる情勢の変化に即応して、信用基金の業務の円滑な実施を担うことができない人材を確保するたため、職員に対する各種研修を効果的に実施していくとともに、高度な専門知識を有する職員を採用する。</p> <p>また、業務の質や量に対応した適切な人員配置を実現する。</p>	<p>第5 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>
<p>(2) 人員に係る指標</p> <p>期末の常勤職員数は期初を上回らないものとする。</p> <p>(参考1)</p> <p>期初の常勤職員数 123名</p> <p>期末の常勤職員数の見込み 113名</p> <p>(参考2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み 5,664百万円。</p> <p>ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相</p>		<p>1 人員に関する指標</p> <p>○ 中期計画期末の常勤職員の見込み（113名）を踏まえ、業務体制、信用基金の年齢構成、信用基金の年齢構成、退職者数及びそれを補う新規採用者数等を勘案した。24年度は3名を採用した。</p>	

<p>当する範囲の費用である。</p> <p>(3) 人材の確保及び養成に関する計画</p> <p>① 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。</p>	<p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する人材の確保に努める。</p>	<p>2 人材の確保及び養成</p> <p>(1) 専門性を有する人材の確保 ○ 金融機関において資産査定等に精通し、また融資業務等の経験も有する者を外部から登用した。 ○ 19年度より国家公務員に準じた再雇用制度を実施して、豊富なキャリアを持つ人材の活用を図っている。 ○ これらの人材については、その専門知識を生かした配置等を行っている。</p>
<p>② 人材の養成 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用(交流)した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。</p>	<p>(2) 人材の養成 民間金融機関からの採用者によるOJTにより、職員の専門性の育成を図る。また、自主研修支援を行うなど研修を充実させることにより専門性の高い人材育成を図る。</p>	<p>(2) 専門性の育成に配慮した人事管理 ○ 研修の実施等による職員の能力向上、日常業務における適正の見極めを行い、適材適所の配置を行う人事管理に努めた。 (3) 研修制度の充実 ○ 研修の実効性の確保や今後の研修の充実と反映させる観点から、研修受講者から受講報告を提出させ、研修内容が職員の能力向上や業務運営の効率化等に資する内容かどうか検証を行い、毎年度の研修実施計画作成に役立てた。 また、これらにより職員の能力向上を図り、勤務実績等も踏まえた適材適所の人事配置に努めた。</p>
<p>2 積立金の処分にに関する事項</p>	<p>2 積立金の処分にに関する事項</p>	<p>3 積立金の処分にに関する事項</p>

年度	種別	内容	対象者	受講者数
24	養成 (階層別)	採用者研修(1日間) ※	採用・出向者	8名
		管理職研修(半日×2回)	課長級	延べ11名
		保険数理(半日)	課長補佐以下	32名
		財務会計(半日) ※	採用者等 (会計基礎)	10名
	能力開発	独法実務担当者財務会計 給与等実務研修(半日)	各部推薦者	1名
	法令遵守意識啓発研修		全役職員	延べ2名

※ 無償で実施したもの

※ その他、一般職員1名が農業信用基金協会で実務研修(24.10~25.3)

<p>(1) 各勘定（農業災害補償関係勘定を除く。）の前中期目標繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。</p>	<p>農業信用保険勘定及び漁業災害補償関係勘定の前中期目標繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、漁業災害補償関係業務に充てることとする。</p>	<p>○ 前中期目標繰越積立金を計上している農業信用保険勘定において、農業信用保険勘定では積立金の処分は行わなかったが、漁業災害補償関係勘定では当期純損失14百万円の補填に充てた。</p>
<p>(2) 農業災害補償関係勘定の前中期目標繰越積立金については、独法見直し基本方針に基づき1,976百万円を平成23年度中の可能な限り早い時期に国庫納付するとともに、当該国庫納付する額を除いた額を農業災害補償関係業務に充てることとする。</p>	<p><b>23年度措置済み</b></p>	<p>○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、23年度中に国庫納付することとされた農業災害補償関係勘定の利益剰余金19億76百万円については、23年7月8日に国庫納付した。</p>

1. 平成24事業年度予算及び決算

(1) 収入

(単位：百万円)

科目	総計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
受入事業交付金	5,697	8,652	964	964	766	766	3,967	6,922	-	-	-	-
政府補給金受入	104	62	-	-	104	62	-	-	-	-	-	-
政府出資金	880	880	-	-	880	880	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	10	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-
民間出資金	15	-	-	-	15	-	0	-	-	-	-	-
事業収入	137,755	70,114	33,651	31,930	10,756	7,734	23,521	21,721	52,770	2,138	17,057	6,591
受託事業収入	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
運用収入	1,651	1,508	592	555	368	362	627	539	64	51	1	1
借入金	69,300	1,723	-	-	3,491	1,483	-	-	50,168	240	15,641	-
その他の収入	14	123	11	7	3	2	0	114	-	0	0	0
合計	215,429	83,061	35,218	33,456	16,395	11,289	28,115	29,295	103,002	2,429	32,699	6,592

(2) 支出

(単位：百万円)

科目	総計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
事業費	213,582	70,899	37,032	29,887	16,264	12,719	23,678	21,106	103,938	2,524	32,669	4,663
一般管理費	1,928	1,462	832	621	539	462	425	289	73	49	59	41
直接業務費	315	198	184	143	75	30	45	22	8	2	3	0
管理業務費	278	224	98	68	75	94	77	43	18	10	11	9
人件費	1,335	1,040	551	410	389	338	303	225	47	36	45	32
合計	215,509	72,361	37,864	30,509	16,803	13,181	24,103	21,395	104,011	2,573	32,728	4,704

2. 平成24事業年度収支計画及び実績

(1) 収益

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
政府事業交付金収入	3,652	3,094	890	1,156	975	1,115	1,787	822	-	-	-	-
政府補給金収入	104	62	-	-	104	62	-	-	-	-	-	-
事業収入	10,266	8,889	7,172	6,452	400	583	2,613	1,811	22	9	60	35
受託事業収入	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
財務收益	1,717	1,507	587	548	403	364	666	544	60	51	1	1
引当金等戻入	2,926	3,577	2,926	195	-	2,594	-	775	-	14	-	-
雑益	10	9	7	7	3	2	0	0	-	0	0	0
臨時利益												
償却債権取立益	15	-	-	-	15	-	-	-	-	-	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	42	14	-	-	-	-	-	-	-	-	42	14
当期総損失	-	-	-	-	1,416	-	-	-	-	-	-	-
合 計	18,735	17,151	11,582	8,357	3,318	4,720	5,066	3,952	82	73	103	50

(単位：百万円)

(2) 費用

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
事業費	13,281	7,543	10,465	4,939	46	700	2,770	1,903	0	-	0	-
一般管理費	1,925	1,614	785	634	568	553	428	333	74	46	71	49
直接業務費	262	141	131	91	75	30	45	18	8	2	3	0
管理業務費	261	211	83	64	75	88	76	41	17	10	11	8
人件費	1,402	1,262	570	479	418	435	307	274	49	33	57	41
減価償却費	57	57	47	47	3	3	4	4	2	2	1	1
財務費用	141	101	0	39	104	62	-	-	5	0	31	-
引当金等繰入	2,597	1,464	-	-	2,597	1,464	-	-	-	-	-	-
雑損	-	0	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-
臨時損失												
固定資産除却損	-	1	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
当期総利益	733	6,371	286	2,697	-	1,937	1,863	1,711	1	25	-	-
合 計	18,735	17,151	11,582	8,357	3,318	4,720	5,066	3,952	82	73	103	50

(単位：百万円)

### 3. 平成24事業年度資金計画及び実績

#### (1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	145,156	80,373	35,191	33,464	11,995	8,955	28,108	29,182	52,803	2,180	17,058	6,592
投資活動による収入	62	18	35	-	△ 11	8	8	-	31	9	-	-
財務活動による収入	70,209	2,717	4	-	4,396	2,363	0	114	50,168	240	15,641	-
前年度からの繰越金	136,017	137,018	46,197	50,954	40,275	45,363	46,870	37,503	2,232	2,835	443	363
合 計	351,444	220,125	81,427	84,418	56,655	56,689	74,986	66,799	105,234	5,264	33,142	6,955

#### (2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	146,205	68,701	37,861	30,551	13,313	9,724	24,102	21,390	53,843	2,333	17,087	4,704
投資活動による支出	16	15	14	5	-	4	1	6	1	-	0	0
財務活動による支出	69,300	3,731	-	-	3,491	3,491	-	-	50,168	240	15,641	-
翌年度への繰越金	135,923	147,678	43,552	53,863	39,852	43,471	50,883	45,403	1,223	2,691	414	2,251
合 計	351,444	220,125	81,427	84,418	56,655	56,689	74,986	66,799	105,234	5,264	33,142	6,955

平成24事業年度業務収支計画及び実績

(単位：百万円)

科	目	総計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		農業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業信用保証勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
収益	政府事業交付金収入	3,652	3,077	890	1,146	975	1,108	1,787	822	-	-	-	-	-	-	-	-
	政府補給金収入	104	62	-	-	104	62	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業収入	10,262	8,872	7,159	6,440	414	583	2,607	1,805	22	9	60	35	-	-	-	-
費用	受託事業収入	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	引当金等戻入	2,926	3,563	2,926	195	-	2,594	-	775	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	16,947	15,573	10,975	7,781	1,496	4,346	4,394	3,402	22	9	60	35	-	-	-	-
費用	事業費用	13,253	6,545	10,437	4,628	46	14	2,770	1,903	-	-	-	-	-	-	-	-
	財務費用	140	62	-	-	104	62	-	-	5	0	31	-	-	-	-	-
	引当金等繰入	2,597	1,748	-	284	2,597	1,464	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収支差	合計	15,990	8,354	10,437	4,911	2,747	1,540	2,770	1,903	5	0	31	-	-	-	-	-
	収支差	957	7,219	538	2,870	△ 1,251	2,806	1,623	1,499	17	9	28	35	-	-	-	-



第2期中期目標（平成20～24年度）

# 事業報告書

独立行政法人農林漁業信用基金



## 1. 法人の概要

### (1) 法人の目的

信用基金は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としております。このほか、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的としております（独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第3条）。

### (2) 業務内容

信用基金は、上記の目的を達成するため以下の業務を行います。

- ① 農業信用保険業務……………ア 農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険を行うこと。  
イ 農業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。
- ② 林業信用保証業務……………ア 林業者等が融資機関から経営改善に資する資金等を借り入れる際の債務を保証すること。  
イ 林業者等及び木材卸売業者等が計画的に木材の生産又は流通の合理化を図るために必要な資金を供給する事業を行う都道府県に対し、これに必要な資金を貸し付けること。  
ウ 株式会社日本政策金融公庫等に対し、森林整備活性化資金の融通に必要な資金を無利子で寄託すること。
- ③ 漁業信用保険業務……………ア 漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。  
イ 漁業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。
- ④ 農業災害補償関係業務…… 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。
- ⑤ 漁業災害補償関係業務…… 漁業共済団体の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。

(3) 法人の沿革

昭和62年10月 認可法人農業信用保険協会、特殊法人林業信用基金及び認可法人中央漁業信用基金が統合し、認可法人農林漁業信用基金として設立

平成12年4月 認可法人農業共済基金の業務を承継

平成15年10月 認可法人農林漁業信用基金を解散し、独立行政法人農林漁業信用基金として設立

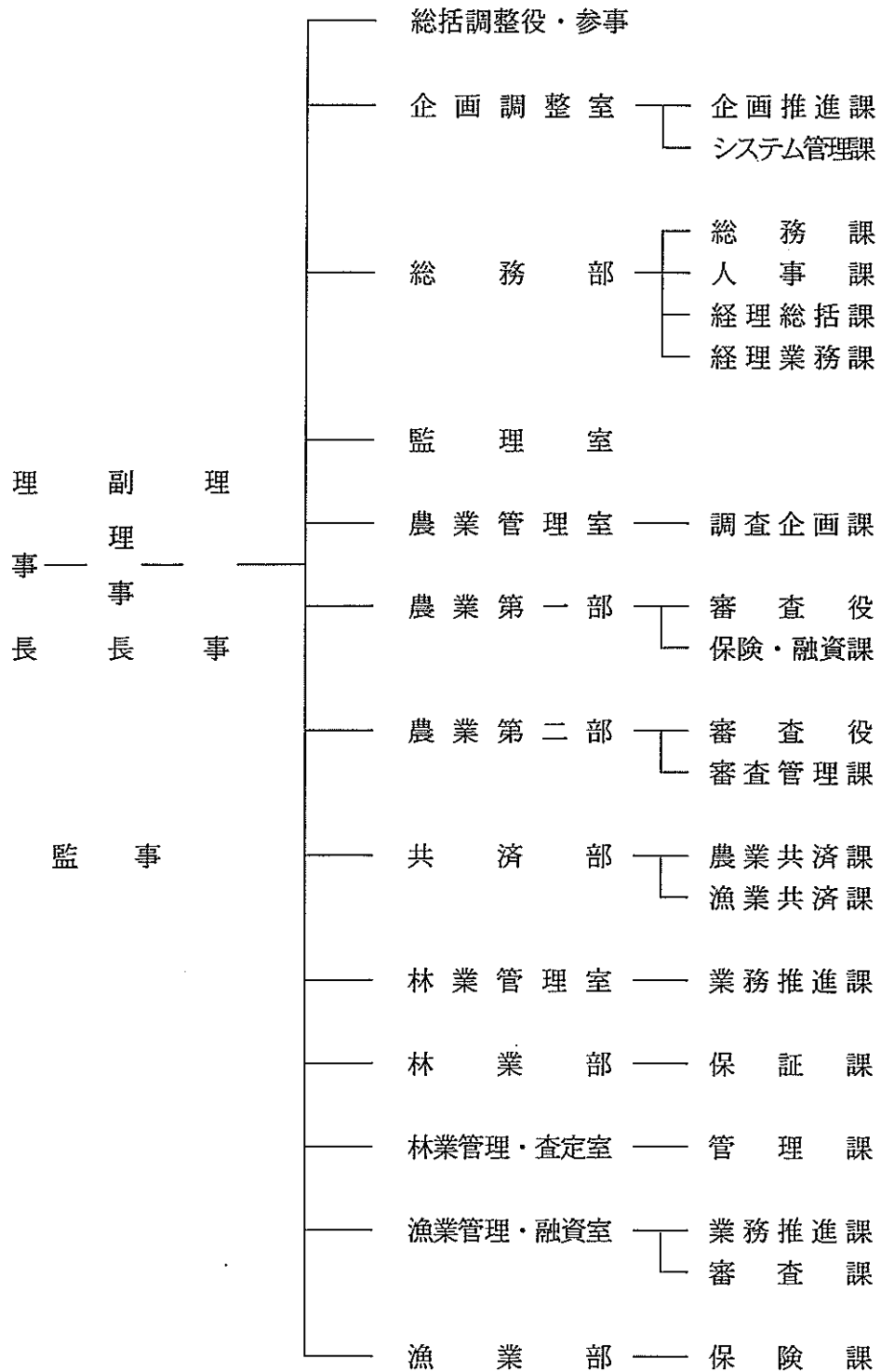
(4) 設立根拠法

独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）

(5) 主務大臣（主務省所管課等）

農林水産大臣（農林水産省経営局金融調整課・保険監理官、林野庁林政部企画課、水産庁漁政部水産経営課・漁業保険管理官）及び財務大臣（財務省大臣官房政策金融課）（農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務を除く。）

(6) 組織図 (平成25年3月31日現在)



2. 事務所の住所  
東京都千代田区内神田一丁目1番12号 コープビル

3. 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	170,138	18,058	27,756	160,439
地方公共団体出資金	5,172	2	—	5,174
民間出資金	29,926	103	97	29,932
資本金合計	205,236	18,163	27,853	195,545

4. 役員の状況 (平成25年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	堤 芳夫	自 平成23年10月1日 至 平成27年9月30日		昭和45年4月 農林中央金庫入庫 平成12年6月 農林中央金庫常務 平成15年6月 農中情報システム(株) 代表取締役社長 平成17年4月 独立行政法人農林漁業 信用基金理事長
副理事長	平尾 豊徳	自 平成23年10月1日 至 平成27年9月30日	理事長補佐、 農業管理室、 農業第一部、 農業第二部関 係業務担当	昭和53年4月 農林省採用 平成22年7月 経営局長 平成23年10月 独立行政法人農林漁業 信用基金副理事長
理事	宮崎 正義	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日	企画調整室、 総務部、監理 室、漁業管理・ 融資室、漁業 部、共済部関 係業務担当	昭和52年4月 農林省採用 平成21年7月 東北農政局長 平成22年4月 独立行政法人農林漁業 信用基金理事
理事	稲田 進	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日	財務会計担当	昭和50年4月 東京海上火災保険(株) 入社 平成23年8月 東京海上ホールディン グス(株)財務企画部長 平成23年10月 独立行政法人農林漁業 信用基金理事
理事	石井 亮一	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日	農業管理室、 農業第一部、 農業第二部関 係業務担当	昭和48年4月 農業信用保険協会採用 平成23年4月 独立行政法人農林漁業 信用基金農業第二部長 平成23年10月 独立行政法人農林漁業 信用基金理事
理事	山崎 信介	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日	林業管理室、 林業部、林業 管理・査定室 関係業務担当	昭和53年4月 農林省採用 平成21年9月 北海道森林管理局長 平成23年10月 独立行政法人農林漁業 信用基金理事

理事	成子 隆英	自 平成24年4月 1日 至 平成26年3月31日	漁業管理・融 資室、漁業部、 漁業共済関係 業務担当	昭和53年 4月 農林省採用 平成20年 7月 水産庁増殖推進部長 平成23年10月 独立行政法人農林漁業 信用基金理事
監事	泉澤 和行	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日		昭和56年4月 農林中央金庫入庫 平成20年8月 農林中央金庫JFマリ ンバンク部長 平成21年10月 独立行政法人農林漁業 信用基金監事
監事	米村 公雄	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日		昭和51年 4月 林業信用基金採用 平成23年 4月 独立行政法人農林漁業 信用基金総務部長 平成23年10月 独立行政法人農林漁業 信用基金監事

(5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成24年度末において100人（前期末比12人減少）であり、平均年齢は44歳となっています。このうち、国からの出向者は 17人です。

独立行政法人農林漁業信用基金の第2期中期目標期間に係る業務実績報告書

中期目標項目	中期計画項目	事業報告
<p>第1 中期目標の期間 信用基金の中期目標の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間とする。</p>		
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	
<p>1 事業の効率化</p> <p>① 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成19年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>1 事業の効率化</p> <p>(1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、その支出の要否を検討し、効率化を期するため、中期目標の期間中に、平成19年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>○ 中期目標期間中の事業費の19年度予算額（決算額）に対する削減率は、次表のとおりであり、中期目標期間の最終年度である24年度は、東日本大震災による影響を除くと△43.1%（△37.4%）となった。</p> <p>なお、東日本大震災による影響を含めた削減率は、△35.3%（△28.8%）となった。</p> <p>○ 20年度においては、事業費が19年度予算額（決算額）に対し3,151百万円、23.0%（4,395百万円、35.2%）増加しているが、これは、</p> <p>① 漁業信用保険業務において、漁業資源の悪化による漁獲量の減少、魚価の低迷、燃油・資材の高騰等によるかつお・まぐろ漁業者、魚類養殖業者の倒産・廃業、更に、真珠養殖業者の倒産・廃業等による保険金の増加。</p> <p>② 林業信用保証業務において、19年半ばの改正建築基準法施行以降の新設住宅着工戸数の減少、20年前半の資材価格の高騰等の外的要因、加えて20年秋口以降の全国規模の景気後退の影響による倒産の増加等によるものである。</p> <p>○ 23年度においては、東日本大震災の影響により、事業費が19年度予算額（決算額）に対し428百万円、3.1%（1,672百万円、13.4%）の増加となった。</p> <p>なお、東日本大震災を起因とするものを除いた事業費は、19年度予算額（決算額）に対し△6,288百万円、△45.8%（△5,044百万円、△40.4%）の削減となっている。</p>

(単位：百万円)

区 分	19年度		20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算
	予算	決算					
事業費総額	13,727	12,483	16,878	10,431	9,798	14,155	8,885
(内訳)							
保険金(農業)	9,328	8,066	7,084	6,114	5,986	5,176	4,628
保険金(漁業)	2,663	2,472	7,064	2,568	2,392	7,100	1,850
代位弁済費(林業)	1,540	1,864	2,652	1,681	1,362	1,822	2,344
回収奨励金(漁業)	28	30	31	25	23	18	22
求償権管理回収助成(農業)	28	28	28	28	28	28	28
求償権回収事業委託費(林業)	140	24	18	16	7	12	13
震災関係を除く事業費総額(注)	-	-	-	-	-	7,439	7,811
うち保険金(農業)	-	-	-	-	-	5,101	4,535
うち保険金(漁業)	-	-	-	-	-	941	1,014
うち代位弁済費(林業)	-	-	-	-	-	1,340	2,199
事業費総額	-	-	23.0%	△24.0%	△28.6%	3.1%	△35.3%
(内訳)							
保険金(農業)	-	-	△24.1%	△34.5%	△35.8%	△44.5%	△50.4%
保険金(漁業)	-	-	165.3%	△3.6%	△10.2%	166.6%	△30.5%
代位弁済費(林業)	-	-	72.2%	9.1%	△11.6%	18.3%	52.2%
回収奨励金(漁業)	-	-	10.2%	△12.9%	△16.9%	△37.6%	△23.1%
求償権管理回収助成(農業)	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
求償権回収事業委託費(林業)	-	-	△86.8%	△88.4%	△95.1%	△91.3%	△90.5%
震災関係を除く事業費総額(注)	-	-	-	-	-	△45.8%	△43.1%
うち保険金(農業)	-	-	-	-	-	△45.3%	△51.4%
うち保険金(漁業)	-	-	-	-	-	△64.7%	△61.9%
うち代位弁済費(林業)	-	-	-	-	-	△13.0%	42.8%
事業費総額	-	-	35.2%	△16.4%	△21.5%	13.4%	△28.8%
(内訳)							
保険金(農業)	-	-	△12.2%	△24.2%	△25.8%	△35.8%	△42.6%
保険金(漁業)	-	-	185.8%	3.9%	△3.2%	187.2%	△25.2%
代位弁済費(林業)	-	-	42.3%	△9.9%	△27.0%	△2.3%	25.7%
回収奨励金(漁業)	-	-	5.4%	△16.7%	△20.5%	△40.3%	△26.4%
求償権管理回収助成(農業)	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
求償権回収事業委託費(林業)	-	-	△21.6%	△31.1%	△70.7%	△48.2%	△43.8%
震災関係を除く事業費総額(注)	-	-	-	-	-	△40.4%	△37.4%
うち保険金(農業)	-	-	-	-	-	△36.8%	△43.8%
うち保険金(漁業)	-	-	-	-	-	△62.0%	△59.0%
うち代位弁済費(林業)	-	-	-	-	-	△28.1%	17.9%

(注) 東日本大震災による被災農林漁業者に対し、予算措置された復旧・復興対策事業対象の  
 保険金・代位弁済費を除いた事業費総額で、回収奨励金等の事業費も含む。

② 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保険業務については、「第4 財務内容の改善」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。

(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保険業務については、引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。

○ 詳細は、中期計画の「第3 財務内容の改善」に記載しているが、主な内容は次のとおり。  
 (農業信用保険業務)  
 ○ 大口保険引受対象案件(注1)(2,351件(条件変更含む。))について、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じて、基金協会と対面での協議を行った。これらにより引受ならなかった案件は108件であった。  
 大口保険引受対象案件のうち部分保証の対象である畜特資金、農業経営負担軽減支援資金及び家畜飼料特別支援資金については、事前協議時に部分保証が的確に実施されているか確認した。  
 また、19年度より大口保険引受対象案件の事前協議について、畜特資金、農業経営負担軽減支援資金及び家畜飼料特別支援資金の対象金額を1億円以上から5千万円以上に引下げているが、21年度に創設された畜産経営維持緊急支援資金についても、対象金額を5千万円以上とした。

○ 大口保険金請求対象案件(注3)(130件)については、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じて、基金協会と対面での協議を行った。

(注1) 大口保険引受対象案件とは、次に該当するものをいう。  
 既に大口保険被保証者(注2)である者に対する農業近代化資金等の元本につき保険価額が1,000万円以上の保険関係が成立する保証及び農業近代化資金等の元本につき保険価額が1,000万円以上の保険が成立する保証であって、当該保証をすることにより、その被保証者が大口保険被保証者に該当するもの。  
 (注2) 大口保険被保証者とは、次に該当するものをいう。  
 保険関係が成立している保証に係る農業近代化資金等の元本額(極度貸付の場合は、極度額)の合計額が1億円以上である者又は畜特資金、農業負担軽減支援特別資金、農業経営負担軽減支援資金、家畜飼料特別支援資金及び畜産経営維持緊急支援資金の合計額が5,000万円以上である者。

(注3) 大口保険金請求対象案件とは、次に該当するものをいう。  
 保険金額が3,000万円以上の代位弁済及び一の被保証者について同時又は関連する一定の期間内に行う複数の代位弁済であって、これらの代位弁済の保険金額の合計額が3,000万円以上となるもの。

(林業信用保険業務)

○ 保証引受審査に当たっては、定量要因については、当該申請企業の財務諸表を詳細に分析するとともに当信用基金が保有する資産査定データ等も活用して的確に評価しており、定性要因については、林業・木材産業者等の特性を踏まえた各種指標・取引先情報・融資機関より徴求することにより分析を行い、総括調整役(林業担当)等を構成員とする審査協議会において、厳格な保証審査を実施した。  
 また、100%保証の対象を9メニュから4メニュに統合し、政策性のより高い資金に限定することにより、部分保証の対象を拡大した(20年6月1日の保証申込受付分から適用)。

(漁業信用保険業務)

○ 大口保険引受対象案件(注1)(238件)については、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じて、基金協会と対面での協議を行った。これらにより、保証条件等が変更された案件(保証期間の短縮、期中管理の徹底)は4件であった。

<p>また、モラルハザード防止の観点から、経営安定資金について部分保証（保証割合80%）を導入し、20年4月の新規引受分から適用を開始した。</p> <p>○ 大口保険金請求対象案件（注2）（533件）について、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じ、基金協会と対面での協議を行った。</p> <p>（注1）大口保険引受対象案件とは、次に該当するものをいう。</p> <p>ア 保証の額が次の額を超えるもの</p> <p>① 速洋かつお・まぐろ漁業 2億円  ② その他漁業 1億円  ③ 水産業協同組合 3億円</p> <p>イ ただし、借替緊急融資資金については、上記基準額の2分の1  保証を行った後の被保証者に係る保証残高が、次の額を超えるもの</p> <p>① 速洋かつお・まぐろ漁業 6億円  ② その他漁業 3億円  ③ 水産業協同組合 6億円</p> <p>（注2）大口保険金請求対象案件とは、次に該当するものをいう。</p> <p>ア 代位弁済額が5千万円以上  イ 基金協会が事務処理の困難性が高いと判断したもの</p>	<p>（3） 共済団体等に対する貸付業務については、民間金融機関による融資を促すために、セーフティネットとして法人の役割について周知を行う。</p>	<p>また、モラルハザード防止の観点から、経営安定資金について部分保証（保証割合80%）を導入し、20年4月の新規引受分から適用を開始した。</p> <p>○ 大口保険金請求対象案件（注2）（533件）について、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じ、基金協会と対面での協議を行った。</p> <p>（注1）大口保険引受対象案件とは、次に該当するものをいう。</p> <p>ア 保証の額が次の額を超えるもの</p> <p>① 速洋かつお・まぐろ漁業 2億円  ② その他漁業 1億円  ③ 水産業協同組合 3億円</p> <p>イ ただし、借替緊急融資資金については、上記基準額の2分の1  保証を行った後の被保証者に係る保証残高が、次の額を超えるもの</p> <p>① 速洋かつお・まぐろ漁業 6億円  ② その他漁業 3億円  ③ 水産業協同組合 6億円</p> <p>（注2）大口保険金請求対象案件とは、次に該当するものをいう。</p> <p>ア 代位弁済額が5千万円以上  イ 基金協会が事務処理の困難性が高いと判断したもの</p>
<p>（4） 農業の低利預託原資貸付業務については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「独法見直し基本方針」という。）に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額（12,500百万円）を平成23年度中に国庫納付する。</p> <p>○ 農業の低利預託原資貸付業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額（12,500百万円）を平成23年度中に国庫納付する。</p>	<p>（4） 農業の低利預託原資貸付業務については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「独法見直し基本方針」という。）に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額（12,500百万円）を平成23年度中に国庫納付する。</p>	<p>（4） 農業の低利預託原資貸付業務については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「独法見直し基本方針」という。）に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額（12,500百万円）を平成23年度中に国庫納付する。</p> <p>○ 農業の低利預託原資貸付業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額（12,500百万円）を平成23年度中に国庫納付する。</p>
<p>（5） 林業の低利預託原資貸付業務については、ニーズに応じた規模への縮減及び林業者がより使</p>	<p>（5） 林業の低利預託原資貸付業務については、ニーズに応じた規模への縮減及び林業者がより使</p>	<p>（5） 林業の低利預託原資貸付業務については、ニーズに応じた規模への縮減及び林業者がより使</p>

いやすい運転資金制度（協調倍率の見直し等）への再設計が行われ、23年4月から新制度としてスタートした。

また、当該業務に係る政府出資金170億56百万円のうち、当該運転資金制度において活用する見込みのない72億56百万円を23年9月13日に国庫納付した。

いては、独法見直し基本方針に基づき、二一ズに応じた規模に縮減し、林業者がより使いやすい運転資金制度に再設計するとともに、当該業務に係る政府出資金17,056百万円のうち、当該運転資金制度において活用する見込みのない7,256百万円を平成23年度中に国庫納付する。

⑥ 漁業の低利預託原資貸付業務については、独法見直し基本方針に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額（6,000百万円）を平成23年度中に国庫納付する。

⑦ 農業災害補償関係業務については、独法見直し基本方針に基づき、中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減するとともに、業務の見直しに伴い政府出資金3,800百万円のうち2,000百万円及び利益剰余金1,976百万円を平成23年度中に国庫納付する。

⑧ 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。

⑨ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民

いては、独法見直し基本方針に基づき、二一ズに応じた規模に縮減し、林業者がより使いやすい運転資金制度に再設計するとともに、当該業務に係る政府出資金171億円のうち、当該運転資金制度において活用する見込みのない73億円を平成23年度中に国庫納付する。

⑥ 漁業の低利預託原資貸付業務については、独法見直し基本方針に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額（60億円）を平成23年度中に国庫納付する。

⑦ 農業災害補償関係業務については、独法見直し基本方針に基づき、中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減するとともに、業務の見直しに伴い政府出資金38億円のうち20億円及び利益剰余金19億76百万円を平成23年度中に国庫納付する。

⑧ 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。

⑨ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民

○ 漁業の低利預託原資貸付業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額（60億円）を23年9月13日に国庫納付した。

○ 農業災害補償関係業務については、中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減すること等により、政府出資金38億円のうち20億円を23年9月13日に、利益剰余金19億76百万円を23年7月8日に国庫納付した。

○ 日本政策金融公庫からの森林整備活性化資金の貸付に必要な寄託原資の調達は、同資金の貸付枠の縮減（年38億円→年17億円）もあり、また、長期借入金に係る利払い費用の抑制を目的として、20年度から民間からの長期借入金方式から政府の出資方式へ段階的に移行してきており、21年度から長期借入金は既存借入分の借換分のみ限定し、全額政府出資方式へ移行したところである。  
なお、民間からの長期借入金に対する利払いについては、全額、政府からの利子補給金を充てた。

寄託原資の調達状況等

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
寄託額	1,400	1,400	1,690	1,400	880
うち政府出資金	500	1,100	1,600	1,400	880
うち長期借入金	648	—	—	—	—
うち手持ち資金 （公庫からの借入金）	252	300	90	—	—
借換額	2,843	2,626	599	4,047	1,483
長期借入金残高	14,194	14,166	12,590	11,063	9,055
利払い費用	149	162	153	108	62

(単位：百万円)

(農業信用保険業務)

○ 「農業信用保険業務あり方検討会」を21年3月に設置し、保険対象資金の役割、保険収支の

<p>でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討を行う。</p>	<p>でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討を行う。</p>	<p>状況等を踏まえつつ、対象資金のあり方について検討会を開催（中期目標期間中に11回）した。  中期目標期間の最終年度に当たる24年度においては、これまでの検討状況の取りまとめを行う際に際しての参考とするため、農業信用基金協会を対象に「農業者に対する貸出に係る保証機関の利用状況」に関するアンケート調査を実施し、24年12月及び25年3月に検討会を開催した。  検討会の取りまとめにおいては、アンケート調査結果も参考にして、  ① 農業資金については、農業経営は自然条件に左右されること、生産サイクルが長く低収益であること等の特性から民間による保証の事例は殆ど無い。  ② 農家経済安定資金については、農業の低収益でリスクが高い等の特性に加え、担保となる物件等の価値が低流動性も低いこと等から、民間による保証では十分対応できない実態があり、これらを補完する形で公的保証の必要性が求められていることから、対象資金を狭めることは適当ではない。  とされた。  なお、本件については、第3期中期目標において、「引き続き検討を行う」こととされ、農業信用保証保険制度が農業者等の円滑な資金調達を果たす役割を求められていることを基に、引き続き検討を行うこととしている。</p>
<p>2 業務運営体制の効率化  ① 業務の質や量に対応した組織体制  ・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。</p>	<p>2 業務運営体制の効率化  (1) 業務の質や量に対応した組織体制  ・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。</p>	<p>(漁業信用保険業務)  ○ 「漁業信用保険業務あり方検討会」を21年3月に設置し、保険対象資金の役割、保険収支の状況等を踏まえつつ、対象資金のあり方について検討会を開催（中期目標期間中に5回）した。  中期目標期間の最終年度に当たる24年度の検討会の取りまとめにおいては、  ① 漁業保証保険業務については、国による交付金により低位な保険料を維持する等の政策的措置が中小漁業者等への融資の円滑化には依然として不可欠であり、対象資金の見直しを行える状況にはない。  ② しかしながら、今後とも経営安定対策としての漁業共済の充実の影響及び漁業経営の動向に注視しつつ、事故率の変動、保証保険業務の収益性を精査し、状況の変化を踏まえた見直しに努める。  とされた。  なお、本件については、第3期中期目標において、「引き続き検討を行う」こととされ、漁業信用保証保険制度が中小漁業者等の円滑な資金調達を果たす役割を求められていることを基本に、引き続き検討を行うこととしている。</p>
<p>2 業務運営体制の効率化  ① 業務の質や量に対応した組織体制  ・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。</p>	<p>2 業務運営体制の効率化  (1) 業務の質や量に対応した組織体制  ・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。</p>	<p>○ 組織体制の見直し  ・ 20年7月10日：経理部門の合理化（経理第一課・第二課を経理業務課とし統合）  ・ 23年10月1日：災害補償関係部署の合理化（農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合による共済部新設）</p>

・ 24年8月1日：林業・漁業部門の引受・償還管理体制の見直し

○ 人員の推移  
20年度期首 123名 → 24年度期末 113名

○ 次表のとおり、習得すべき内容に応じた研修を実施した。

区分	内容	対象
1 養成研修	階層別に必要な基礎知識の習得 ① 採用者研修 ・ 業務、コンプライアンス等 一般職員研修 ・ 経営分析手法 ・ 財務会計 ・ 業務システムの構築等 ② 保険数理の基礎 ③ 課長研修 ・ 管理職として必要な部下育成、業務改善、メンタル対応等	採用者、一般職員、課長級別の実施
2 能力開発研修	業務に必要な専門的知識の習得 ・ 独法実務担当者財務会計 ・ 船中等実務 ・ 損害保険会計基礎 ・ 内部監査等	研修の受講希望者を募集し、外部機関の研修を受講
3 法令遵守意識啓発研修	コンプライアンス 情報セキュリティ	全役職員（必須）

研修に係る受講者数の推移 (単位：延べ人数)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1 養成研修	5	11	25	93	81
2 能力開発研修	-	-	6	7	3
3 法令遵守意識啓発研修	全役職員	全役職員	全役職員	全役職員	全役職員

○ 研修の実効性の確保や今後の研修の充実を反映させる観点から、研修受講者から受講報告を提出させ、研修内容が職員の能力向上や業務運営の効率化等に資する内容かどうか検証を行い、毎年度の研修実施計画作成に役立てた。  
また、これらにより職員の能力向上を図り、勤務実績等も踏まえた適材適所の人事配置に努めた。

○ 平成23年10月1日付けで農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合し、2室1部3課体制から1部2課体制とした。  
また、両部署の統合に当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を図る観点から、統合効果が最大限発揮されるよう努めた。

② 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。

③ 平成23年度中に農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。  
また、両部署の統合に当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を図る観点から、統合効果を最大限発揮させるものとする。

3 経費支出の抑制

① 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）の19年度予算額（決算額）に対する削減率は、次表のとおりであり、今中期目標期間の最終年

3 経費支出の抑制

(1) すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の

く。)について、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%以上抑制する。

措置を講じること等により、一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。)に19年度比で15%以上の節減を行う。  
 ・ 役員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。  
 ・ 業務実施方法を見直す。

度となる24年度は、東日本大震災による影響を除くと△43.1% (△20.6%) となった。

(単位：百万円)

区 分	19年度		20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算
	予算	決算					
一般管理費総額	702	503	423	469	418	521	412
対19年度予算に対する削減率	-	-	△39.8%	△33.3%	△40.4%	△25.8%	△41.4%
対19年度決算に対する削減率	-	-	△16.1%	△6.9%	△16.9%	3.4%	△18.2%
震災対応関連経費(注)を除く一般管理費	-	-	-	-	-	401	400
対19年度予算に対する削減率	-	-	-	-	-	△42.9%	△43.1%
対19年度決算に対する削減率	-	-	-	-	-	△20.4%	△20.6%

(注) 東日本大震災による被災農林漁業者に対し予算措置された復旧・復興対策事業を行うためのシステム修正費等。

- 予算の効率的かつ適正な執行を図るため、各勘定ごとに業務計画や過去の支出実績等を勘案して予算執行見込を策定し、部署別の予算配分を行った。  
 また、毎月の支出実績をとりまとめ、期中においても支出実績を勘案しつつ、必要に応じて予算執行見込の見直しを行うなど、適正な期中管理を行った。
- 各年度末において保有する貸付金、求償権、保証債務見返、有価証券及び土地・建物等固定資産について、資産査定実施要領に基づき、事務所、宿舍等の固定資産の利用状況等の把握も含め、その回収の又は価値の毀損の懸念の度を判定し、これら査定対象資産の評価を行った。なお、当該査定結果については、監理室が検証した上で、「問題なし」との通知を受け、適切性を確認している。  
 更に、会計監査人による監査においても資産査定の検証が行われている。
- 役職員のコスト意識を徹底させるため、部署別予算配分・適切な期中管理を行うとともに、担当理事が参加する定例会(毎月開催)等において、予算の執行状況や年度中の執行の見直し、決算状況を説明し、周知を図った。
- 支出の無駄を削減するための自律的な取組を促進する「支出点検プロジェクトチーム」を21年2月に設置し、毎年度、会合を開催して取組目標の検討・設定を行った。  
 取組目標については、効率的な予算執行・無駄な支出の削減への取組について周知を図るため、職員掲示板に掲示した。  
 なお、取組状況については同チームの会合において報告を行うとともに、翌年度の取組目標の設定を行う際の検討材料とした。
- 公益法人等に対する会費の支出については、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)及び「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)を踏まえ、23年度支出分の点検・見直しを行い、24年度から支出先・金額の見直しを実施した(24年度は、公表対象となる年間10万円以上の支出なし。)
- 経費支出の抑制のため、次のような見直しを行った。  
 ・ 消耗品の調達方法について、勘定ごとの調達から、信用基金全体で一括して競争入札によ

り調達する方法に変更した。  
 ・職員からの業務改善提案により、慶弔見舞金の廃止や両面コピーの周知・徹底を行った。

(2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費削減に取り組む、平成18年度以降5年間にわたり、5%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

② 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降5年間にわたり、国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

○ 中期目標期間中の人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）の17年度決算額に対する削減率は、次表のとおりとなり、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直し及び人員の削減等により24年度実績で、17年度決算対比で27.3%の削減となった。

（単位：百万円）					
17年度 決算	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算
1,212	1,073 (△11.5%)	1,040 (△14.2%)	1,049 (△13.5%)	993 (△18.1%)	881 (△27.3%)

※（ ）内は、17年度決算に対する削減率。

(3) 給与水準については、平成18年度の対国家公務員学歴別・地域別指数（学歴別地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）104.6において、中期目標期間の終了時まで100まで低下させる。  
 また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や国家公務員と比べて給与水準が高い理由及び適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。

③ 給与水準については、平成18年度の対国家公務員学歴別・地域別指数（学歴別地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）104.6において、中期目標期間の終了時まで100まで低下させる。  
 また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や国家公務員と比べて給与水準が高い理由及び適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。

○ ラスパイレス指数（地域別・学歴別）の推移は、以下のとおりであり、また、給与水準の適正性の検証結果等については、毎年度、ホームページにおいて公表した。

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対国家公務員指数 (地域別・学歴別)	104.6	102.0	100.5	97.9	98.7	96.2	96.0
(参考) 対国家公務員指数	121.4	118.0	117.0	113.7	115.4	112.9	112.8

○ これまでの取組

- ・ 国家公務員の地域手当は、18年度以降5年間で6%引き上げられ22年度で18%とされているが、当該手当に相当する特別都市手当については、8%に抑制している。
- ・ 業務体制の見直し、非管理職のスタッフ職の導入等により管理職割合を中期目標期間の終了時まで3割から4割まで引き下げた（25年4月現在）。
- ・ 昇任・昇格ペースについて、19年度以前と比較して、1～2年遅らせることとし、20年度からその運用を開始した。
- ・ 職手当について、19年度から国家公務員に準じて定額化を行い、引き下げを行った。
- ・ 21年度から国家公務員に導入されている本府省業務調整手当については、導入を見送った。
- ・ 24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与見直しと同様の内容で、下記のとおり24年3月に給与の改定を行った（24年4月1日施行）。

① 人事院勧告に係る改定

・ 開始時期：24年4月分給与

・ 23年度分の扱い：24年6月期の期末手当で調整

② 臨時特例に係る改定

・ 実施期間：24年4月分給与～26年3月分給与

・実施内容：俸給月額（△9.77%等）等の減額

- 信用基金における内部監査の実施を担当する部署として、平成20年1月に監理室を新設した。
- 監理室では、各年度において、内部監査年度計画及び実施計画を策定し、それに基づき内部監査を実施した。  
また、内部監査年度計画・内部監査実施計画の策定及び内部監査報告書のとりまとめに当たっては、監事と協議・意見交換を行い、連携を図った。

※今中期目標期間中に実施した内部監査

監査内容	実施年月
・ 農業信用保証業務に関する事務	20/10・23/12
・ 林業信用保証業務に関する事務	21/9・24/4・25/2
・ 漁業信用保証業務に関する事務	23/1
・ 農業災害補償関係業務に関する事務	21/1・22/4・23/4
・ 漁業災害補償関係業務に関する事務	22/4
・ 契約に関する事務	22/3・23/8・24/9
・ 金庫内保管物の現物実査	23/10・24/10
・ 公印管理、物品管理、旅費等に関する事務	24/2
・ 個人情報保護・情報システムの安全確保等に関する事務	21/2
・ 情報セキュリティ対策及び保有個人情報の管理	22/8・24/10
・ 余裕金の運用及び管理に関する事務	23/2・24/7
・ 法人文書監査	24/3・24/12

- 内部監査の一層の充実を図るため、担当職員の監査能力を向上させるための研修（総務省行政評価局主催の「評価・監査セミナー」及び会計監査人主催の「セミナー」）に参加し、監査業務の遂行に必要な知識の習得に努めた。
- 監事と四半期毎に定例会を設けて情報交換を行い、内部監査能力の充実強化に取り組んだ。
- 監事と会計監査人との年度監査計画等のディスカッションに監理室職員も同席し、監査手法・手続き等を含めた意見交換を通じて知識の習得に努めた。

- 内部統制機能の強化
  - ① 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどのコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。
- 信用基金は、公的機関として債務保証や債権保証の保険等の金融的な業務を行っており、法令を遵守することはもとより、顧客情報の保護の見地から、個人情報保護を徹底することが求められていることから、以下のようにコンプライアンスに取り組んでいる。
  - (1) コンプライアンス規程  
19年12月に、コンプライアンス体制の整備に必要な事項を定め、もって全役職員が信用基金の基本的使命と社会的責任を常に認識し、適切かつ健全な業務運営に資することを目的とするコンプライアンス規程を制定し、以後、適宜見直しを行った。

4 内部監査の充実  
業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。

4 内部監査の充実  
業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。

5 内部統制機能の強化  
(1) 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどのコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。

5 内部統制機能の強化  
① 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどのコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。

- (2) コンプライアンス委員会  
 コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンスに関する基本的事項、推進に関する取組等の検討、審議を行うコンプライアンス委員会を設置し、以後、毎年度必要な審議等を行った。(20年度4回、21年度2回、22年度3回、23年度3回、24年度2回)。  
 なお、当委員会においては、外部有識者の専門的知見を活用することを目的に、外部有識者を外部委員として招聘した。
- (3) コンプライアンス・プログラム  
 20年6月に、コンプライアンス推進体制、コンプライアンス・マニュアルの作成及び役員への周知、コンプライアンス研修の実施、コンプライアンスの点検、長期職場離脱制度の実施等を内容とする20年度コンプライアンス・プログラムを策定した。  
 以後、毎年度末に開催されたコンプライアンス委員会において、翌年度のコンプライアンス・プログラムを策定した。
- (4) コンプライアンス・プログラム等に基づく措置
- ① コンプライアンス基本方針、役員行動規範の策定  
 20年9月に、信用基金の基本的使命・社会的責任の実現に向けた「コンプライアンス基本方針」及び役員共通の価値観・倫理観を具現化した「役員行動規範」を策定した。
- ② コンプライアンス・マニュアルの作成  
 20年9月に、コンプライアンスに係る取組・推進体制を取りまとめたコンプライアンス・マニュアルを作成した。主な内容は次のとおりである。  
 ・ コンプライアンスの意義  
 ・ コンプライアンス基本方針・役員行動規範  
 ・ コンプライアンス委員会等コンプライアンス推進体制の概要  
 ・ 農林漁業信用基金法、民法、刑法等遵守すべき法令・規程等の概要
- ③ コンプライアンスに関するQ&A集の作成  
 22年2月に、コンプライアンスに関する知識の向上を図るため、業務部門における事例等に関する「コンプライアンスに関するQ&A集」を作成した。
- ④ コンプライアンス・チェック  
 毎年度、コンプライアンス・チェックを実施し、チェック集計結果の報告及びその改善策をコンプライアンス委員会で審議し、審議結果については理事長へ報告を行うとともに職員専用情報サイトの掲示板へ掲載した。この結果を踏まえ、コンプライアンス研修の充実、チェックリストの改善等に取り組んだ。
- ⑤ コンプライアンス研修  
 外部講師(弁護士等)によるコンプライアンス研修を全役員を対象に年1回実施した。
- ⑥ コンプライアンスの役員への周知  
 以下のとおり、役員に対して周知・徹底を図った。  
 ・ 職員専用情報サイトにコンプライアンス関係のページを作成し、役員がコンプラ

<p>イアンスに係る基本方針、マニュアル等に簡易にアクセスできる体制を整えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンプライアンス基本方針、役員行動規範、コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンスに関するQ&amp;A集については、職員専用情報サイトに掲載したほか、印刷物を全役職員に配布し、更なる周知・徹底を図った。</li> <li>・ コンプライアンス基本方針については、事務所入口に掲示し、役職員の目に常に入るようにした。</li> </ul> <p>⑦ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信用基金が保有する個人情報について、適性な管理の徹底を図るため、保有個人情報管理状況に関する点検を21年度から、情報セキュリティ対策の実施状況についての自己点検を22年度から、毎年度実施した。</li> <li>・ 法人文書に関するコンプライアンス確保、適正な管理維持等を目的とした法人文書監査（内部監査）を24年3月、24年12月に実施した。</li> </ul> <p>(5) コンプラポットライン</p> <p>役員からの法令違反行為等の通報又は相談をやり易くするため、職員専用情報サイトに電子メール専用の以下3本の窓口「コンプラポットライン」を21年5月に設けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令違反行為等に関する相談又は通報窓口【通報窓口・相談窓口】</li> <li>・ 職員個人情報等の処理などに関する苦情及び相談窓口【職員個人情報受付窓口】</li> <li>・ 業務処理方法の効率化、経費の節減等に関する提案窓口【業務改善提案窓口】</li> </ul>	<p>○ 内部統制の充実・強化に向けた取組について</p> <p>(1) 理事長は、信用基金のミッションや運営方針について、創立記念式典（10月）・年末・年始の場や、第3期中期計画のスタートに当たると25年4月において講話を実施し、全役職員に対し明確に示しているところである。また、月1回開催される役員懇談会や、同懇談会とは別に毎月開催される各業務の定例会等にも出席し、事業運営について必要な指示を行い、役員全体に周知を行っている。</p> <p>(2) 業務における諸リスクに対応するため、コンプライアンス委員会、業務改善委員会、情報化推進委員会、個人情報管理委員会、余剰金運用委員会、契約監視委員会等が設置・開催され、モニタリング等を実施、その結果については理事長に報告されている。また、監事監査や会計監査人監査により、会計処理の合理性、業務の運営・執行の正当性、効率性等についてチェックが行われ、結果について理事長に報告されている。</p> <p>○ 19年12月に制定した業務改善提案・事務リスク自主点検実施要領に基づき、以降、毎年9月に事務手続きの適正執行の観点（稟議の決裁手続きが適正で、事務規程及び文書管理規程に則しているか）から事務リスク自主点検を実施しており、点検結果を業務改善委員会に報告している。</p> <p>業務改善委員会では、点検結果を検討し、理事長に報告することとしており、これまでに当該結果を基に、物品管理事務、また、契約関係事務処理手続き等の業務及び事務の改善が図られてきている。</p> <p>○ 点検項目については、内部監査及び監事監査の結果報告を基に毎年見直しを図り、更新を行っている。</p>
<p>② 業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。</p>	<p>(2) 業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。</p>

<p>③ 役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。</p>	<p>(3) 役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。</p>	<p>○ 目標管理の導入による人事評価制度については、22年度から2度の試行の後、24年4月から実施した。</p> <p>人事評価の方法については、国の制度を参考として、能力評価（判断力、業務への取り組み方等）及び業績評価（年度計画に則した業務目標を策定する等）並びにこれらを総合した総合評価により行うこととし、直属の課長等による一次評価、理事・部長等による不均衡等調整を経て、理事長が最終評価することとし、職員の給与に反映させた。</p> <p>○ 役員の期末特別手当や退職手当については、業務実績評価結果に応じた業績勘案率等を踏まえて支給している。</p>
<p>6 評価・分析の実施 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。</p>	<p>6 評価・分析の実施 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。</p>	<p>○ 中期目標期間においては、20年11月に事業評価分析実施要領を制定し、新たな事業評価分析制度を実施した。</p> <p>この制度においては、事業年度終了後に実施する年度評価分析に加えて、期中に2回（10月、1月）評価分析を行うこととし、理事長、理事、監事等が参加する役員懇談会において、評価分析結果や今後の対応方針及び重要な情報等について意見交換し、最終的に理事長が決定することとなっており、決定結果等については職員へ周知して共有するとともに、毎月開催される役員懇談会においても、その業務運営への反映状況について適宜報告・検討を行った。</p> <p>また、各職員に、業務運営へ反映するよう業務目標を策定させ、その達成状況を理事長が最終評価する目標管理の導入による新たな人事評価制度を、22年度から2度の試行の後、24年4月から実施した。</p>
<p>7 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る。観点から、システムの見直しに努める。併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を図る。</p>	<p>7 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る。観点から、システムの見直しに努める。併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を図る。</p>	<p>1. 情報システム見直しの状況 情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図られるよう、システムの見直しに努めた。</p> <p>なお、システムの見直しに係る契約に当たっては、調達における透明性・競争性の確保を図る観点から、一般競争入札等を実施した。</p> <p>(1) 農業保証保険システム ① 保険引受処理システムと保険金支払・回収処理システムの統合により運用の効率化・合理化を図るため、システムの全面的見直し（両システムの統合及びオープン系システムへの移行）を実施し、23年3月から稼働した。</p> <p>② 23年度においては、東日本大震災に対処するため、「農業経営復旧対策特別保証事業交付金交付事業」の実施に伴い、特例保険引下げ補助成事業が行われたことに対応するためのシステム修正を実施した。24年度においても、東日本大震災による被災農業者等の再生を支援するため、基金協会の放棄若しくは免除又は譲渡が可能となったことに伴い、当該措置の実施状況等を管理するためのシステム修正を実施した。</p> <p>(2) 林業業務システム ① 22年2月でサーバ機器等の保守サービスが終了することから、システムの安定運用、処理能力及びセキュリティの向上を図るため更新を行うこととし、基本OS、データベースソフト等ソフトウェアのバージョンアップに伴うシステム修正等を実施し、同年3月に本格稼働した。</p> <p>② 23年度においては、東日本大震災に対処するため、震災復旧緊急保証による保証料免除</p>

とした保証引受けへの対応と、震災の影響による事故及び代位弁済の増加を踏まえた債権管理業務への対応に必要な機能改修のためのシステム修正を実施した。

- (3) 漁業保証保険システム
- ① サーバ機器等の基本OS、データベースソフト等ソフトウェアのバージョンアップに伴うシステム修正を21年4月に実施した。
  - ② 23年度においては、東日本大震災に対処するため、特例保険填補額の適用、「漁業者等緊急保証対策事業」、「保証保険資金等緊急支援事業」への対応や、「無保証人型漁業副資促進事業」の実施に伴い対象資金について保険引受するための対応に必要なシステム修正を実施した。

この他各業務において制度改正に対応したシステム修正を実施した。

- (4) 農業災害補償関係業務システム  
農業共済団体等の財務調査システムについて、
- ① 23年3月に、システムの安定運用等を図るためサーバ機器等の更新や、基本OS、データベースソフト等ソフトウェアのバージョンアップに伴うシステム修正を実施した。
  - ② 25年3月に、農業共済団体の経理処理要領の改正に伴い、集計勘定科目や出力帳票の様式等について、所要の修正を実施した。
- (5) 総合文書管理システム  
信用基金内で発生する文書を適正かつ効率的に処理・管理するための総合文書管理システムについて、ソフトウェア使用許諾契約等の契約期限(25年3月末)に合わせて、使用している機能、サーバ台数等の見直しを行い、経費削減を図った上で最新バージョンに更新した。
- (6) 財務会計システム  
22年3月でサーバ機器等の保守サービスが終了することから、システムの安定運用、処理能力及びセキュリティの向上を図るための更新を行うこととし、基本OS、データベースソフト等のバージョンアップに伴うシステム修正等を実施し、同年4月に本格稼働した。

## 2. 情報セキュリティ水準の向上

- (1) 21年2月に、情報化推進規程及び情報セキュリティ規程を制定し、21年4月に施行した。  
情報化推進規程は、業務運営の効率化、コストの削減、セキュリティの確保等の観点から、信用基金における情報化を総合的・計画的に進めるために制定したもので、情報化統括責任者(CIO)の設置等、信用基金における情報化推進体制の整備を行った。  
情報セキュリティ規程は、信用基金における総合的な情報管理の体系を定めたもので、①信用基金内における情報管理体制の整備、②情報の格付け及び格付けに従ったアクセス制限、情報の取扱制限等、③信用基金の情報システムに係るセキュリティ要件、対策等を定めた(なお、個人情報取扱規程に定めていた取扱制限のうち本規程と重複する部分については、本規程に一本化した)。
- (2) 個人情報取扱規程に基づく保有個人情報管理状況に関する点検及び情報セキュリティ規程に基づく情報セキュリティ対策の実施状況についての自己点検を実施した。  
・保有個人情報管理状況点検 : 実施年月 21/4、22/4、23/4、24/4

・情報セキュリティ対策自己点検：実施年月 22/4、23/4、24/4

(3) 保有個人情報管理状況に関する点検結果等を議題とする個人情報管理委員会及び情報セキュリティ対策の実施状況についての自己点検結果等を議題とする情報化推進委員会を開催した。また、議事概要を書面にて、理事長に報告した。

・個人情報管理委員会：実施年月 21/6、22/10、23/3、23/7、25/1  
 ・情報化推進委員会：実施年月 21/6、22/10、23/3、23/7、25/1

(4) 23年12月に、「標的型メール攻撃」の特徴、対策等を記した文書を職員専用情報サイトの掲示板に掲載して注意喚起を行うとともに、信用基金LANに接続されている全てのパソコンについて、ウイルススキャンを自動実行するよう改善し、セキュリティの向上を図った。その他、情報セキュリティの向上のため、部門のウイルス対策ソフトについて、サポート契約の更新等を行った。

8 調達方式の適正化  
 調達に係る契約については、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。

① 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）への移行を着実に実施する。

8 調達方式の適正化  
 調達に係る契約については、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。

① 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）への移行を着実に実施する。

全契約数に占める一般競争等の推移 (単位：件、百万円)

区分	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争等	2	14	9	1	8	16	12	8	41	89	65	12	12	65
	6	284	52	13	7	31	21	8	41	89	65	16	12	65
随意契約	9	7	13	7	38	31	8	16	41	89	65	12	12	65
	32	31	86	38	51	314	67%	90%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
合計	11	21	22	8	51	314	67%	90%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	38	314	138	51	89	65	67%	90%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
構成比	18%	41%	41%	13%	26%	33%	33%	33%	33%	33%	33%	33%	33%	33%
	16%	38%	59%	88%	74%	10%	33%	33%	33%	33%	33%	33%	33%	33%

注1：支出原因に基づくもので、予定価格が工事・製造250万円、財産の購入160万円、物件の借入80万円、役務の提供100万円以上の契約を対象とした。

注2：一般競争等については、企画競争、公募を含む。

○ 次の取組により、競争性のない随意契約は、22年度において、全て一般競争等へ移行が完了し、以降、契約は全て一般競争等となっている。

- ・ 総合評価落札方式の拡大を図るため、「総合評価による契約手続きマニユアル」を21年8月に制定した。
- ・ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（21年11月17日閣議決定）に基づき、「随意契約等見直し計画」（22年4月公表）を策定し、一般競争等への移行に取り組んだ。

○ また、1者応札・応募の改善策について、具体的な取組方針（22年5月公表）を策定し、改

<p>善に取り組みむととも、契約監視委員会において、委員から提案のあった改善策についても対応した。</p>	<p>○ 契約審査会を20年度及び21年度に開催し、随意契約の理由が妥当か等の審査、随意契約見直し計画の進捗状況の管理等について審議を行い、契約の適正な実施を図った。なお、22年度以降は契約の全てが一般競争等であったため、開催実績はない。</p> <p>○ 競争参加者資格審査委員会を21年度に開催し、競争参加を希望する者の契約履行能力等の資格審査を行い、契約の適正な履行を確保した。なお、21年度以外の年度は審査対象とすべき競争参加者がなかったため、開催実績はない。</p> <p>○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（21年11月17日閣議決定）に基づき、監事及び外部有識者（弁護士、公認会計士、税理士）をもって構成する契約監視委員会を設け、開催し、随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか点検を行った（議事概要は信用基金ホームページで公表した）。</p> <p>○ 契約情報取扱公表要領に基づき、予定価格が以下の一定額以上となる契約について、信用基金ホームページで公表した。</p> <p>【公表する契約】</p> <p>工事又は製造・・・・・・・・・・予定価格250万円以上  財産の購入・・・・・・・・・・予定価格160万円以上  賃貸・・・・・・・・・・予定価格80万円以上  その他の役務・・・・・・・・・・予定価格100万円以上</p>	<p>○ 18年度契約実績に対する随意契約見直し計画（19年12月公表）及び20年度契約実績に対する随意契約等見直し計画（22年4月公表）に基づき契約状況のフォローアップを実施した（結果は信用基金ホームページで公表した）。</p>	<p>○ 入札・契約の適正な実施にあたり、監事による監査においては一定額以上の契約に関する文書の回付、会計監査人による監査においては求めに応じ契約書等を提示することにより、その内容等のチェックを受けた。なお、監事及び会計監査人から入札・契約についての指摘はなかった。</p>	<p>(参考) 監査の実施状況</p> <p>1. 監事による監査</p> <p>(1) 監事による監査は、日常監査・臨時監査・定例監査により実施された。</p> <p>① 日常監査  監事が役員懇談会その他重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類の稟議過程において日常的に行われる監査。</p> <p>② 臨時監査  毎年10月～11月に実施され、年度計画上半期の実施状況、法令等遵守の状況の他、特定事項について行われる監査。</p> <p>③ 定例監査</p>
<p>(2) 契約審査委員会の活用等により、随意契約の理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施を図る。等契約の適正な実施を図る。</p>	<p>(3) 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>(4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>(4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	
<p>② 契約審査委員会の活用等により、随意契約の理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施を図る。等契約の適正な実施を図る。</p>	<p>③ 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>④ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>		

毎年4月～5月に実施され、年度計画の執行、法令等遵守の状況、財務諸表及び決算報告書の内容に重点を置いて行われる監査。

- (2) 監査は監事監査実施要領に基づき、主に次の事項について実施された。
- ① 法令の遵守並びに業務方法書、諸規程類の整備及び遵守の状況に関すること
  - ② 内部統制及び情報開示の状況に関すること
  - ③ 事業計画(中期計画及び年度計画を含む)、資金計画及び予算の実施状況に関すること
  - ④ 契約の締結及び執行の状況に関すること
  - ⑤ 資産の取得、管理及び処分に関すること
  - ⑥ 業務の改善及び効率化に関すること
  - ⑦ 財務諸表及び決算報告書に関すること
  - ⑧ その他監査の目的を達成するために必要な事項に関すること
- (3) 監事と理事長等とのディスカッションは次のとおり実施された。
- ① 臨時監査に関して、毎年9月に監査の実施方法等、毎年12月に監査結果の取りまとめについて実施。
  - ② 毎年3月に翌事業年度監事監査計画について実施。
  - ③ 定例監査に関して、毎年3月に監査の実施方法等、毎年6月に監査結果の取りまとめについて実施。
- (4) 監事と会計監査人とのディスカッションは次のとおり実施された。
- ① 毎年10月に年度監査計画等について実施。
  - ② 毎年3月に当該事業年度期中監査の実施状況等について実施。
  - ③ 毎年5月及び6月に前事業年度監査結果の取りまとめについて実施。
- (5) 監事監査に係る規程の整備
- ① 22年4月に監事監査の更なる実効性を確保するために、監査事項について内部統制及び情報開示の状況を追加する等見直しを図るとともに、内部監査担当部署及び会計監査人との連携並びに監事監査年度計画について明文化する等、監事監査実施要領の改正を行った。
  - ② 25年3月に監事監査の透明性等を確保するために、監事監査報告書および監査調査要領の作成について明文化するとともに、監事監査報告書を公表する等、監事監査実施要領の改正を行い、名称も監事監査実施要領から監事監査規程に改正した。

## 2. 会計監査人による監査

### (1) 期中監査

各勘定ごとに毎年4月から2月までの期中取引について、各種証拠類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、全般的内部統制の有効性等についての検証が行われた。

併せて、農業保証保険システム、林業業務システム及び漁業保証保険システムの概況に関する監査により、各情報システムに関する全般統制及び業務処理統制について検証が行われた。

### (2) 期末監査

資産の実在性を確かめるため、各勘定ごとに現金、預金通帳・証書、有価証券及び切手印紙類について、現物の実査が実施されるときは、相手方に対しての残高確認が行われ、実在性が確認された。

また、各勘定ごとに毎年3月の期中取引及び決算整理事項について、各種証券類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、内部統制の有効性等についての検証が行われた。

(3) 理事等とのディスカッション

会計監査の実施に際しての監査リスクの特定・評価に役立て、効率的な会計監査の実施に努めることとすることを目的として、信用基金の概要、運用方針及び内部統制に対する取組みや運営上の課題、財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬等の発生状況及びその防止についての取組状況等について、理事等とのディスカッションが行われた。

<p>第2 国民に対して提供するサービスの質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>信用基金は、国の政策の重点化に適切に対応しつつ、かつ農林漁業を取り巻く経済的な状況の変化、災害その他の突発的な事象により緊急の対応が必要となる場合があること等も踏まえつつ、利用者のニーズに的確に対応して質の高いサービスを提供する必要が得られるよう留意しつつ、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスの質の向上に関する事項</p> <p>信用基金は、国の政策の重点化に適切に対応しつつ、かつ農林漁業を取り巻く経済的な状況の変化、災害その他の突発的な事象により緊急の対応が必要となる場合があること等も踏まえつつ、利用者のニーズに的確に対応して質の高いサービスを提供する必要が得られるよう留意しつつ、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。</p>	<p>1 事務処理の迅速化</p> <p>利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。</p> <p>(1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内</p>
<p>1 事務処理の迅速化</p> <p>利用者の手続面での負担の軽減を図るため、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。</p> <p>① 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業</p>	<p>1 事務処理の迅速化</p> <p>利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。</p> <p>(1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内</p>	<p>○ 標準処理期間については、次表のとおり、代位弁済の項目の22年度について76.4%であったものの、他にについては8割以上処理されており、概ね目標は達成されている。</p>

務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、標準処理期間内に案件の8割以上を処理する。

容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下の標準処理期間内に案件の8割以上を処理する。なお、処理期間の検証を行い、必要に応じて見直す。

- ア 保険通知の処理・保険料徴収  
月次処理
- イ 保険金支払審査  
27日
- ウ 納付回収金の受納  
月次処理
- エ 保証審査  
7日
- オ 代位弁済  
150日
- カ 貸付審査  
150日
- キ 農業長期資金  
償還日と同日付貸付
- ク 農業短期資金  
償還日と同日付貸付
- コ 林業  
3日
- カ 漁業長期資金  
償還日と同日付貸付
- キ 漁業短期資金  
8日
- ク 漁業災害補償  
4日

標準処理期間内の処理割合

区分	20年度						21年度						22年度						23年度						24年度																																															
	区分												区分												区分												区分																																			
農業信用 保険業務	保険通知の処理・保険料徴収												99.9%												99.9%												99.9%												99.8%												100.0%											
	保険金支払審査												100.0%												98.9%												100.0%												99.9%												99.7%											
林業信用 保証業務	納付回収金の受納												100.0%												100.0%												100.0%												100.0%												100.0%											
	農業長期資金の貸付審査												100.0%												100.0%												100.0%												100.0%												100.0%											
漁業信用 保証業務	農業短期資金の貸付審査												100.0%												100.0%												100.0%												100.0%												100.0%											
	保証審査												94.3%												90.4%												90.2%												90.1%												91.2%											
農業信用 保険業務	代位弁済												97.2%												95.3%												76.4%												95.4%												87.8%											
	貸付審査												97.7%												100.0%												100.0%												100.0%												100.0%											
農業災害 補償関係業務	保険通知の処理・保険料徴収												100.0%												100.0%												100.0%												100.0%												100.0%											
	保険金支払審査												99.1%												99.3%												100.0%												99.8%												96.3%											
漁業信用 保証業務	納付回収金の受納												100.0%												100.0%												100.0%												100.0%												100.0%											
	農業長期資金の貸付審査												100.0%												100.0%												100.0%												100.0%												100.0%											
農業災害 補償関係業務	農業短期資金の貸付審査												100.0%												100.0%												100.0%												100.0%												100.0%											
	貸付審査												100.0%												100.0%												100.0%												100.0%												100.0%											
貸付審査												100.0%												100.0%												100.0%												100.0%												100.0%												

○ 代位弁済の項目の22年度については、全処理件数55件のうち、標準処理期間150日以内の処理件数は42件、標準処理期間を超えた件数は13件であるが、13件中8件については、融資機関が代位弁済支払請求書を信用基金に提出した後も被保証者支援を継続していただいたため、期間内に代位弁済の実行に至らず、標準処理期間を超えたものである。なお、この8件を除いた場合の処理割合は、89.4% (42件/47件) である。

(代位弁済の処理期間は、信用基金が代位弁済支払請求書を受領した日から代位弁済を実行した日としている。なお、融資機関は信用基金に対して代位弁済支払請求権を取得してから20日以内に信用基金に代位弁済支払請求書を提出しなかった場合には、その翌日以降の遅延損害金について信用基金へ請求する権利を失うため、同請求書は遅滞なく提出される場合が多い。一方、信用基金に請求書が提出された後でも、被保証先の経営改善努力等があり、融資機関としても貸出更新等の支援を模索したため、代位弁済に必要な書類の徴求や手続に時間を要したものの)

○ 標準処理期間については、23年3月に発生した東日本大震災の復旧・復興対策事業に係る基金協会等関係機関及び信用基金の事務手続きの増加等を見極めていたところであるが、達成状況等を踏まえ、第3期中期計画の策定に当たり次のように見直しを行った。

区分	第2期中期計画	同左実績	(参考) 第3期中期計画
全体的計画	以下の標準処理期間内に案件の8割以上を処理する		第3期中期計画 保険金の支払審査、 代位弁済の実行等に 係る標準処理期間を 5%以上短縮し、以 下の標準処理期間内 に案件の85%以上を

ア	保険通知の処理・ 保険料徴収	月次処理	月次処理	処理する
イ	保険金支払審査	27日	平均(注) 農業…17.8～19.9日 漁業…12.0～18.6日	25日
ウ	納付回収金の受納	月次処理	月次処理	29日
エ	保証審査	7日	平均：4.0～4.7日	7日
オ	代位弁済	150日	平均：58.8～101.1日	135日
カ	貸付審査			
	農業長期資金	償還日と同日付貸付	償還日と同日付貸付	償還日と同日付貸付
	農業短期資金	月3回(5のつく日)	月3回(5のつく日)	月3回(5のつく日)
	農業災害補償	4日	平均：1.3～2.1日	4日
	林業	3日	平均：1.5～2.7日	3日
	漁業長期資金	償還日と同日付貸付	償還日と同日付貸付	償還日と同日付貸付
	漁業短期資金	8日	平均：4.8～5.6日	8日
	漁業災害補償	4日	平均：1.9～2.8日	4日

注：平均は、20～24年度の年度別の平均日数(最短～最長)である。

② 基金協会等関係機関との間で、保険引受、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う。

② 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う。

○ 今中期目標期間において、次のとおり実施した。

(農業信用保険業務)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
大口保険引受対象案件の事前協議(件)	527	600	534	333	357	2,351
大口保険金請求対象案件の事前協議(件)	34	25	26	24	21	130
大口保険引受案件の期中管理等に係る現地協議(協会)	5	5	6	5	11	32
求償権の管理・回収強化及び事故防止等に係る現地協議(協会)	10	9	9	10	8	46
保険金の支払・回収に関する基金協会からの申し出に基づく個別協議(協会)	12	8	4	10	17	51

(漁業信用保険業務)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
大口保険引受対象案件の事前協議(件)	29	48	52	51	58	238
大口保険金請求対象案件の事前協議(件)	109	106	70	215	33	533
求償権分類管理表に基づく個別協議(協会)	12	12	12	9	12	57
求償権回収進捗に係る個別協議(協会)	15	14	23	15	27	94

○ 大口保険引受対象案件について、基金協会と保証引受前の事前協議を実施した。基金協会から提出された協議資料の内容について照会・確認をしながら協議を実施し、当該基金協会との間で認識の共有、情報の蓄積に努めることにより審査の一層の効率化・厳格化に活用した。

○ 大口保険金請求対象案件について、基金協会と代位弁済前の事前協議を実施した。基金協会から提出された協議資料の内容について基金協会と電話等により記載事項の検証を

行っており、保険金請求をしようとする額の妥当性等に係る審査を通じて得られた情報・知見等について、当該基金協会との間で認識の共有に努めた。

○ この他、求償権の管理・回収に係る現地協議等を実施し、基金協会と情報・認識の共有化を図った。

③ 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。

(3) 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。

(1) 20年12月に「法人文書決裁規程」を見直し、理事長決裁事案について、理事以下の専決事案を拡大した。

(2) 23年10月に法人文書決裁規程の一部改正を行い、農業信用保険業務における県版融資要綱・債務保証要綱等の制定・改定に伴う事前協議について、協議内容に係る意見の決定等の決裁権限を業務担当理事へ委任するなど、意思決定の迅速化を図り、専決権限の弾力化を図った。

## 2. 業務処理の方法の見直し

(1) 23年3月に発生した東日本大震災への対応

信用基金は適切・迅速な保険金・代位弁済金の支払を行うため、基金協会等関係機関との情報交換に努めるとともに、被災地の農林漁業者への復旧・復興支援のため主務省・基金協会等関係機関との連絡・調整に努め、政府における復旧対策関連法案・補正予算の検討が進む中で、23年4月26日に理事長を本部長とする「農林漁業信用基金東日本大震災対策推進本部」を設置し、被害状況や各業務における復旧・復興対策の進捗状況について信用基金と基金協会等関係機関で情報共有に努めてきたところである。また、信用基金が入手した情報については、速やかに本部長である理事長に情報を集中させ、組織として情報の共有化を図ったところである。

また、23年5月の「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の施行、23年度第1次補正予算の成立及び11月の23年度第3次補正予算の成立に伴い、被災農林漁業者への復旧・復興対策として措置された緊急保証事業等に対応した約款・取扱要領等の変更等を各業務において実施した。なお、被災農林漁業者や基金協会等関係機関の負担が過大とならないように、事務手続き等については簡素化に努めた。

### (農業信用保険業務)

- 23年5月に、被災対象の9基金協会を対象に「農業経営復旧対策特別保証事業説明会」を開催し、農業経営復旧対策特別保証事業の開始に伴う農業保証保険約款の改正、農業保険取扱要領の特例を定める要領等の説明を行い、東日本大震災関係案件に係る事務処理の円滑化を図った。

### (林業信用保証業務)

- 23年3月11日（金）の東日本大震災発生後、14日（月）に速やかに信用基金ホームページにおいて、地震被害に係る相談窓口を開設するとともに、具体的な対応として、受付等の簡素化、契約変更手続き（期間延長、弁済方法の変更等）の迅速化など、被災者等の負担軽減が図られるようにした。
- 23年度第1次補正予算の成立後直ちに林業信用保証業務細則の特例業務細則を制定・

施行して「東日本大震災復旧緊急保証」（震災保証）の受付を開始するとともに、岩手県・宮城県・福島県の県庁、関係業界団体、融資機関等に向いて保証内容について説明・相談等を行った。また、震災保証の受付期間（24年3月31日まで）を踏まえ、保証申込がなされた案件については迅速な審査により対応した。

(漁業信用保険業務)

- ・ 23年度第1次補正予算により措置された「漁業者等緊急保証対策事業」及び「保証保険資金等緊急支援事業」の実施に伴い、漁業保証保険約款、漁業保証保険取扱要領等の一部改正を行った。また、大口保証に係る事前協議については、基金協会が迅速かつ円滑に実施できるよう、保証決定予定日まで一月を切る場合であっても協議を受け付けることとする等、漁業保証保険取扱要領の特例を設けた。
- ・ 東日本大震災に起因する津波により、各種書類を流失させた金融機関が円滑に代位弁済請求が行えるよう、23年9月に保証保険取扱要領の特例を制定し、保険金請求に必要な金融機関の証憑書類の代替措置を講じた。

(2) その他

① 農業信用保険業務

- ・ 20年度の制度改正（保証保険対象金融機関に信用協同組合を追加、新たな畜特資金の実施、家畜飼料特別支援資金の部分保証の導入）に対応して、20年7月・10月に農業保険取扱要領を改正し、様式の簡略化等を行った。
  - ・ 21年度の制度改正（畜産特別資金融通事業実施要領の制定、補正予算で措置された畜産経営維持緊急支援資金等の実施）に伴い、農業保険取扱要領について21年6月、9月に改正を行った。また、農業保証保険通知書等の電磁的記録媒体による通知に係る事務処理について、従来の処理手続9本を廃止し、農業保険取扱要領の改正を21年11月に行い、要領の一貫性を高めた。
- さらに、21年12月に中小企業金融円滑化法の施行を踏まえ、基金協会における法の適切な実施が図れるよう、信用基金における審査について弾力的に行う旨、通知した。

② 林業信用保証業務

- ・ 21年5月に補正予算に基づく新たな保証（フォレストサポート保証）の実施に必要な林業信用保証業務細則等について、事務処理の簡素化に配慮しつつ改正を行った。
- ・ 21年12月に中小企業者金融円滑化法の施行を踏まえ、窓口の設置等の保証業務における対応について内部規程を定めた。

③ 漁業信用保険業務

- ・ 20年9月に漁業保証保険取扱要領を改正し、大口保険引受対象案件及び大口保険金請求対象案件について協議資料を簡素化し、基金協会の事務コストの軽減を図った。また、事務処理の明確化等のため、20年9月に「代位弁済事前協議及び保険金支払いに係る審査の基準」を新たに制定した。
- ・ 21年4月及び5月に漁業保証保険取扱要領を改正し、事務処理の簡素化に配慮しつつ、漁業緊急保証対策の実施に伴う様式の一部改正等を行った。
- ・ 23年4月に漁業融資資金貸付要領を改正し、短期資金借入に係る一部添付書類の省略及び保険金支払時に保険金と短期資金償還金を差引処理できる等の事務処理の簡素化を図った。

④ 農業災害補償関係業務

23年度に実施した部署統合に伴う業務運営の合理化を図るため、24年度より機関誌「信用基金だより」について、冊子の配布から電子媒体により提供することとして、事務の効率化を図った。

⑤ 漁業災害補償関係業務

23年3月に貸付取扱要領の一部改正を行い、様式に係る規定等を整備し、事務の合理化を図った。

2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映

① 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者や対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。

2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映

(1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者や対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。

1. ホームページ  
 中期目標期間中のホームページアクセス件数（トップページに最初に訪れた件数）は、次表のとおりとなった。

(単位：件)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
アクセス件数	61,469	81,596	55,062	55,211	57,888

- 法令等により公表すべき事項（中期計画・年度計画・業務方法書・財務・契約・組織等）については、概ね（64件中63件）1週間以内にホームページに掲載した。
- ホームページで提供する情報の充実を図るため、アクセスした閲覧者の検索ワード、コンテンツごとのアクセス件数の把握などアクセス内容の分析を行い、次の改善等を行った。
  - ・ 信用基金パンフレットの閲覧・表示がより容易にできるようにファイル容量の軽量化を図るとともに、新たにコンパクト版の掲載を行った。
  - ・ 契約関連情報のページについて、利用者により分かり易く情報提供できるように、入札公告のページと契約公開事項のページを分割する改修を行った。
  - ・ ホームページに関する「プライバシーポリシー」及び「ご利用にあたって」を掲載し、ホームページの信頼度の向上を図った。
  - ・ ユーザビリティの観点から、公益法人に対する支出等の公表に当たっては、PDF形式に加えExcel形式でも公表を行い、利用性の向上を図った。

- 中期目標期間中に掲載した主な情報（法令等で義務付けられた事項を除く。）は次のとおりであるが、このほか、東日本大震災に因りしては、トップページに「東日本大震災に関する情報」としてまとめて掲載し、農林漁業者に対する緊急保証等の情報提供の充実を図った。
  - ・ 「コンプライアンスの取組」を新規掲載
  - ・ 「信用基金の概要」(パンフレット)を更新
  - ・ 「農業信用保証保険制度のご案内」(パンフレット)を更新
  - ・ 「農業経営維持支援緊急保証業務のご案内」(パンフレット)を新規掲載
  - ・ 「林業・木材産業信用保証 ご利用のご案内」(パンフレット)を更新
  - ・ 「フォレストサポート保証の概要」を新規掲載
  - ・ 「漁業信用保証制度のご案内」(パンフレット)を更新

「漁業緊急保証対策のご案内」(パンフレット)を新規掲載  
直近5ヶ年と当年度の毎月の業務実績(保証・保険の引受・残高・収支・災害補償関係業務の貸付額)を新規掲載

## 2. 各業務における情報提供

### (農業信用保険業務)

- 次のとおり取りまとめ、基金協会をはじめ関係機関に情報を提供した。  
機関誌「農業信用保証保険」を年4回発行し、農業信用保険の保険引受、保険金支払・回収状況といった業務に関する情報や、経済・金融動向、農業情勢等の一般情報を提供するほか、基金協会からの情報提供を掲載した。なお、東日本大震災の關係についても、23年度第1次及び第3次修正予算「農業経営の復旧・復興のための金融支援」に係る内容を掲載した。  
農業信用保証保険事業の概況・動向については、毎年度、「保険事業概況」、「農業信用保証保険年報」を発行した。

- 農業信用保証保険制度について農業者等に周知するため、20年10月に、中小企業信用保険制度との対象者・対象資金等の整理についての説明やQ&A等を載せたパンフレット「農業信用保証保険制度のご案内」を作成し、民間金融機関等に配布した。

### (林業信用保証業務)

- 次のとおり情報提供を行い、保証の利用促進を図った。
  - ① 「林業信用保証連絡協議会」を開催し、(一社)全国木材組合連合会等業界団体他に対し、信用基金の業務への理解の促進に努めた。
  - ② 「都道府県林業信用保証担当者及び相談員会議」を毎年度開催し、都道府県及び信用基金相談員に対し林業信用保証制度、事業報告等について説明し、P、R活動、保証利用の促進に努めた。
  - ③ 毎年度、都道府県が主催する「農林漁業信用基金連絡協議会」において、融資機関に対し利用促進が図られるようP、R活動に努めた。

### (漁業信用保険業務)

- 系統金融機関以外の民間金融機関に対する制度の周知を図るため、20年12月に新たな漁業信用保証保険制度のパンフレットを作成し、(一社)全国銀行協会等関係機関に配布した。
- 毎年度、業務の事業概況を取りまとめた「業務報告書」や「業務統計年報」を作成し、基金協会をはじめ全国漁業協同組合連合会等関係機関に配布した。

### (農業災害補償関係業務)

- (公社)全国農業共済協会が運営するNOSAIインターネットを活用して、信用基金の役割について周知を行ったほか、貸付けに係る事務手続きや関連諸要領についても掲示した。また、農業共済団体等(連合会及び組合等)の財務状況調査結果について掲示し、利用者の便に供した。  
そのほか、信用基金の業務統計や農業共済団体等の財務状況調査結果等を収録した「農業共済財務主要統計」を作成し、農業共済団体関係機関に配布した。

(漁業災害補償関係業務)

○ 各年度において、業務の概況や貸付・回収等を取りまとめた「業務報告書」及び漁業共済団体の概況等を取りまとめた「業務統計年報」を作成し、漁業共済団体、都道府県及び関係機関に配布した。

○ 財務内容等の一層の透明性を確保するため、毎年度、信用基金ホームページにおいて、以下の情報を掲載した。  
 ① 財務諸表について、セグメントごとの財務諸表と併せて、決算概要を説明した資料  
 ② 決算情報について、経年比較や財務分析指標  
 ③ 事業報告書について、セグメント事業損益の経年比較・分析、セグメント総資産の経年比較・分析、セグメントごとの財源構造、セグメントごとの財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

○ 信用基金の各業務において、アンケートの実施、会議等を通じて利用者の意見を聴取し、それらの意見を業務運営に反映させるよう努めた。  
 また、24年度に発生した苦情1件について、適切に対応するとともに、今後の対応策について整理し、25年2月に開催したコンプライアンス委員会で報告した。

(農業信用保険業務)

○ アンケートの実施  
 農業信用基金協会を対象に、今後の保証引受動向・保証案件の延滞動向に係るアンケート及び農協別の基金協会保証利用の状況調査を各年度に実施し、取りまとめ結果の報告書を作成し、関係機関に配布した。  
 この調査結果については、基金協会との業務打合せ等の場で、情報の共有を図り、より円滑な業務運営に資するよう努めた。  
 ・ 「農業信用保険業務あり方検討会」を21年3月に設置し、保険対象資金のあり方について、毎年度、検討を行ってきたが、24年度においては、中期目標期間の最終年度に当たることから、これまでの検討状況の取りまとめを行うに際しての参考とするため、農業信用基金協会を対象に「農業者に対する貸出に係る保証機関の利用状況」に関するアンケート調査を実施し、同検討会における検討の参考とした。

○ 農業信用保険運営協議会の開催  
 農業信用保険業務に関する重要事項の説明や業務に対する意見を聴くために、政府以外の出資者である農業信用基金協会及び農林中央金庫を構成員とする「農業信用保険運営協議会」を各年度2回開催し、信用基金の決算、業務の現況等について説明を行った。

(林業信用保証業務)

○ アンケートの実施  
 林業・木材産業者を対象に、関係業界における売上げ、資金繰り、設備投資等の現況・見通しや林業信用保証制度に対する要望等についての「林材業の業況動向調査」を各年度に実施し、その結果を取りまとめ、信用基金ホームページに掲載したほか、保証利用者、都道府県等に配布して、広く情報の共有を図った。

(漁業信用保険業務)

○ 漁業信用保険連絡協議会の開催

(2) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づきセグメント情報の開示を徹底する。

(3) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見を幅広く広く定期的に言い、業務運営に適切に反映させる。また、苦情への適切な対応を行う。

② 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づきセグメント情報の開示を徹底する。

③ 信用基金の利用者の意見を幅広く広く定期的に言い、業務運営に適切に反映させる。

漁業信用保険業務に関する現況等の説明や業務に対する意見を聞くために、(一社) 漁業信用基金中央会、農林中央会、農林中央会を構成員とする「漁業信用保険連絡協議会」を各年度に開催し、信用基金の決算、業務の現況等について説明し、意見交換を行った。

(農業災害補償関係業務)

- アンケータの実施  
農業共済団体を対象に、農業共済団体等の財務状況調査の集計に関するアンケートを各年度に実施し、当該調査対象となる農業共済組合等の合併状況等や調査手法等に係る改善要望等を聴取した。
- 農業災害補償運営協議会の開催  
農業災害補償関係業務に関する重要事項の説明や業務に対する意見を聴くために、政府以外の出資者である農業共済組合連合会の代表、(公社) 全国農業共済協会及び学識経験者を構成員とする「農業災害補償運営協議会」を各年度に2～3回開催し、信用基金の決算、業務の現況等について説明し、意見交換を行った。

(農業災害補償関係業務)

- アンケータの実施  
農業共済団体を対象に、共済金支払資金に係る借入実績、借入条件等についてのアンケート調査等を21年度以降の各年度において実施し、実態の把握を行った。

- 20年4月から信用基金のホームページに掲載した。

- 第2期中期目標期間における業務収支の推移は次のとおりであり、最終年度(24年度)までに黒字を達成した。

(単位：百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
合 計	△842	2,306	787	3,559	7,219
農業信用保険業務	777	1,994	1,496	2,632	2,870
林業信用保証業務	△1,626	△375	△1,238	△759	2,806
漁業信用保険業務	△97	617	464	1,639	1,499
農業災害補償関係業務	14	15	12	9	9
漁業災害補償関係業務	91	54	53	38	35

注：業務収支＝収益－費用  
 ・収益：政府事業交付金収入、政府補給金収入、事業収入、受託事業収入、引当金等戻入  
 ・費用：事業費、財務費用、引当金等繰入

④ 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。

第3 財務内容の改善に関する事項  
 信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るといふ政策的な見地から、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。このため、信用基金は、中長期の収支の均衡に向けて、中期目標期間の最終年度までに単年度の業務収支を黒字化させることを目指すこととし、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因を受けることについて配慮する。

- 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定

① 保険料率・保証料率については、

④ 特定独立行政法人に準じ、その職員を公表するよう努める。

第4 財務内容の改善に関する事項  
 信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るといふ政策的な見地から、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。このため、信用基金は、中長期の収支の均衡に向けて、中期目標期間の最終年度までに単年度の業務収支を黒字化させることを目指すこととし、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因を受けることについて配慮する。

- 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定

① 保険料率・保証料率については、

適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。

ア 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、業務収支の改善に向け、制度資金の政策効果の発揮や農業者・漁業者の負担増加にも配慮しつつ、保険事故の発生状況や保険収支の実績等に関する保険料率算定委員会での検討結果を踏まえ、平成20年度から保険料率の見直しを実施する。

イ 上記アの見直しの実施後の状況でも、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行う。

農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水準に設定する。

① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、業務収支の改善に向け、制度資金の政策効果の発揮や農業者・漁業者の負担増加にも配慮しつつ、保険事故の発生状況や保険収支の実績等に関する保険料率算定委員会での検討結果を踏まえ、平成20年度から保険料率の見直しを実施する。

② 上記①の見直しの実施後の状況でも、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行う。

○ 制度資金の効果の発揮や農業者・漁業者負担の激緩和等の政策の実施に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等による収支改善努力と併せて収支が均衡するよう保険料率の改定を行うこととし、保険料率変更に係る業務方法書の変更（20年3月主務大臣認可）を経て、農業信用保険業務については20年7月の新規引受分から、漁業信用保険業務については20年4月の新規引受分から新たな保険料率を適用した。

（農業信用保険業務）

○ 毎年度、新たな保険実績データ等を反映した分析を行い、保険料率算定委員会において、この結果に基づき「20年7月に改定した保険料率の基礎とした理論値」と「直近の保険事業実績を加えて算定した理論値」について比較分析する等の点検・検討を行ったが、いずれの年度においても、保険料率の改定は適当ではないとの結論となった。

○ 25年3月に開催した中期目標期間最後の保険料率算定委員会の結果「20年7月に改定した保険料率の基礎とした理論値」と「23年度保険事業実績を加えて算定した理論値」について比較検証したところ、農業経営維持資金等の一部において乖離がみられたが、畜産関係の特別対策や金融円滑化法による対策の効果と今後の影響を考慮する必要があることから、現段階において保険料率を変更することは適当ではないが、引き続きそれらの状況を注視していくこととした。

○ また、24年11月27日に開催された行政刷新会議の規制・制度改革委員会「集中討議」において、「農業者の経営努力を反映した個々の信用リスクに応じた段階別保証料率の導入について、24年度中に一定の方向性に向けて結論を出す」とされたことから、農業信用基金協会等関係機関と今後スケジュールやデータ収集の方法等について協議・検討を行い、25年度からの次期中期目標期間内の速やかな導入に向けて、引き続き、検討することとした。

（林業信用保証業務）

○ 毎年度、保証料率算定委員会を開催し、19年10月の保証料率改定時の考え方に即して、現行の保証料率の点検とその妥当性の検討等を行ったが、いずれの年度においても、保証料率の改定は適当ではないとの結論となった。

○ 25年3月に開催した中期目標期間最後の保証料率算定委員会の結果  
中期目標期間中の収支相等を図る点では震災等の影響も踏まえた上で、分析値として保証料率（理論値）を算出したが、これを実際に適用することは、信用力が相対的に低い林業業者等に対し大きな混乱や影響を及ぼすことから現実的ではなく、厳しい運営事情が続く被保証者の負担（保証料）がこれ以上に増えないよう、当面は現行の保証料率の体系及び水準を

維持することとし、信用保証の需要、代位弁済及び財務状況、さらには中小企業金融円滑化法終了後の動向等を注視していく方向で対応する方針とした。

(漁業信用保険業務)

○ 毎年度、新たな保険実績データを反映した分析を行い、保険料率算定委員会において、この結果に基づき「20年4月に改定した保険料率の基礎とした理論値」と「直近の保険事業実績を加えて算定した理論値」について比較分析する等の点検・検討を行ったが、いずれの年度においても、保険料率の改定は適当ではなかったとの結論となった。

○ 25年3月に開催した中期目標期間最後の保険料率算定委員会の結果

「20年4月に改定した保険料率の基礎とした理論値」と「23年度保険事業実績を加えて算定した理論値」について比較検証したところ、

① 全体的な傾向としては、震災分を除くと、理論値保険料率は「20トン以上」の区分で減少し、「その他」の区分で増加しているが、この傾向については震災の影響が少なくなるまで確定的なものとして判断することは困難であり、今後の推移を注視する必要がある。

② 近年の厳しい経済情勢を背景にした政府全体の経済対策の一環として、水産業経営についても特別の政策措置として21、22年度に燃油高騰等を背景として漁業情勢悪化の影響により資金繰りに窮している中小漁業者等に対し漁業緊急保証対策事業が実施され、また、23年度からは東日本大震災による影響を受けた中小漁業者等に対して、漁業者等緊急保証対策事業が実施されている。さらに昨今の厳しい漁業経営環境下にある漁業者の設備資金の更新等を目的とした無保証人型融資促進事業が実施されている。

等から、現状において保険料率を引き上げることがは適当でないと考えられ、現時点において保険料率は据置くとし、引き続きその状況を注視することとした。

(農業信用保険業務・漁業信用保険業務)

○ 基金協会の保証能力の維持増大及び保証償務の円滑な履行に資するために行なっている基金協会への融資資金に係る貸付金利については、市中金利の動向等を参考として、以下の金利で貸付けを行った。

農業信用保険業務：0.0125%～0.2155%

漁業信用保険業務：0.0130%～0.2160%

(農業災害補償関係業務・漁業災害補償関係業務)

○ 市中金利等を勘案し、以下の金利で貸付けを行った（農業災害補償関係業務においては、22年10月の貸付けより）。

3月以内 0.300%

3月超6月以内 0.500%

6月超1年以内 0.800%

(2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利（低利預託原資貸付に係るものを除く。）については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。

② 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利（低利預託原資貸付に係るものを除く。）については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。

2 引受審査の厳格化等

(1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会との事前協議の徹底を図る。

2 引受審査の厳格化等

① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会との事前協議の徹底を図る。

ア 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。

① 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。

農業信用保険業務の事前協議等

区分	(単位：件)					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
保証要綱等制定・改正協議件数	65	66	107	192	193	623
大口保険引受対象案件の事前協議	527	600	534	333	357	2,351
うち取下げ等件数	29	15	30	19	15	108
うち部分保証件数	130	119	152	8	59	468
大口保険金請求対象案件の事前協議	34	25	26	24	21	130

○ 基金協会の保証要綱等の制定・改正について、基金協会からの提出資料又は対面により協議を実施した。

○ 大口保険引受対象案件(条件変更含む。)について、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じ、基金協会と対面での協議を行った。これらにより引受に至らなかった案件は108件であった。

個別案件については、被保証者の財務内容、資金の徴還可能性等を総合的に勘案した協議を行い、大口保険引受対象案件のうち部分保証の対象である蓄特資金、農業経営負担軽減支援資金及び家畜飼料特別支援資金については、事前協議時に部分保証が的確に実施されているか確認した。

また、19年度より大口保険引受対象案件の事前協議について、蓄特資金、農業経営負担軽減支援資金及び家畜飼料特別支援資金の対象金額を1億円以上から5千万円以上に引下げているが、21年度に創設された畜産経営維持緊急支援資金についても、対象金額を5千万円以上とし

た。大口保険金請求対象案件について、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じ、基金協会と対面での協議を行った。

基金協会から提出された協議資料の内容について、記載事項の検証や保険金請求をしようとする額の妥当性等について審査を行った。

漁業信用保険業務の事前協議等

区分	(単位：件)					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
大口保険引受対象案件の事前協議(件)	29	48	52	51	58	238
大口保険金請求対象案件の事前協議(件)	109	106	70	215	33	533
求償権回収に関する個別協議実施協会(協会)	27	26	35	24	39	151

○ 大口保険引受対象案件について、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じ、基金協会と対面での協議を行った。これらにより、保証条件等が変更された案件(保証期間の短縮、期中管理の徹底)は4件であった。

基金協会との事前協議においては、基金協会から提出された協議資料の内容について照会・確認を行い、当該基金協会との間で認識の共有、情報の蓄積に努めることにより審査の一層の効率化・厳格化に活用した。

なお、事前協議を通じて得られた情報及び知見を各基金協会にフィードバックすることにより、基金協会の保証審査能力の向上、事故の回避へ繋がるよう努めた。

○ 大口保険金請求対象案件について、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。ま

② 漁業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえた、よりの確かな引受審査の実現に取り組みるとともに、基金協会との大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に関する情報の共有化を推進する。

イ 漁業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえた、よりの確かな引受審査の実現に取り組みるとともに、基金協会との大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に関する情報の共有化を推進する。

た、必要に応じ、基金協会と対面での協議を行った。  
 基金協会から提出された協議資料の内容について、記載事項の検証を行っており、保険金請求をしようとする額の妥当性や回収見込み等について当該基金協会との間で認識の共有に努めることにより、適切な代位弁済の実施を図った。  
 また、事前協議及び保険金支払いに係る審査を通じて得られた情報及び知見について整理・蓄積し、基金協会役員に対し情報提供することによって、事故の回避へ繋がるよう努めた。

○ 求償権に関する情報の共有化の推進については、「求償権分類管理表」及び「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報の共有に努めるとともに、求償権回収方針や求償債務者の現況について基金協会との個別協議を実施し、回収実績向上に取り組んだ。

(農信用保険業務)

○ 中期目標期間中の各年度に農業信用基金協会の職員を対象とした研修会を以下のとおり開催した。  
 なお、基金協会のニーズも高く、継続希望もあることから職員の資質向上に寄与しているものと考えられる。  
 また、当該研修会には、信用基金の職員を毎年度参加させ、信用基金職員の資質向上も図った。

・ 保証審査実務担当者研修会

実施日	場所	受講者数	参加率	満足度
20年10月30～31日	東京都	59名	85% (40/47協会)	93%
21年10月15～16日	同上	51名	81% (38/47協会)	100%
22年11月4～5日	同上	49名	83% (39/47協会)	88%
23年9月1～2日	同上	50名	85% (40/47協会)	90%
24年10月4～5日	同上	47名	81% (38/47協会)	90%

注：表中の「満足度」とは、基金協会職員の研修会に対する満足度を示す。以下同じ。

主な研修内容：保証審査のポイント、保証法務のポイント、保証審査の基本、実践財務分析、資金需要のとらえ方

・ 求償権管理回収等事務研修会

実施日	場所	受講者数	参加率	満足度
20年9月11～12日	東京都	60名	96% (45/47協会)	95%
21年9月17～18日	同上	61名	98% (46/47協会)	97%
22年9月21～22日	同上	53名	91% (43/47協会)	96%
23年9月29～30日	同上	52名	91% (43/47協会)	94%
24年9月27～28日	同上	55名	87% (41/47協会)	95%

主な研修内容：求償権の管理回収事例研究、基礎知識の整理（支払督促、仮差押等）、相続に関する法的手続き、債務者に対する交渉術、破産（別除権と相殺）、個人民事再生における実務的対応

(2) 信用基金職員及び基金協会向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。

(漁業信用保険業務)

- 中期目標期間中の各年度に漁業信用基金協会及び信用基金の職員を対象とした研修会を、(一社) 漁業信用基金中央会との共催で、以下のとおり開催した。  
なお、課題の設定等については、前年度の研修会アンケート結果を踏まえて検討し、研修の効果を高めるよう工夫した。

・ 全国研修会

実施日	場所	受講者数	参加率	満足度
21年 1月29～30日	東京都	62名	90% (38/42協会)	45%
22年 2月 8～ 9日	同上	47名	86% (36/42協会)	77%
23年 1月31日 ～ 2月 1日	同上	43名	83% (35/42協会)	78%
24年 2月23～24日	同上	47名	86% (36/42協会)	86%
25年 1月28日	同上	51名	90% (38/42協会)	—

主な研修内容：大口保証引受・大口代位弁済事前協議の参考となる事例、漁協への保証対応、無保証人型漁業融資促進事業の保証対応

- (3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。

- 保証審査実務担当者研修会及び求償権管理回収等事務研修会に信用基金の職員を毎年度参加させ、信用基金職員の資質の向上を図った。  
信用基金の相談機能の強化については、各業務において以下のとおり取り組んだが、東日本大震災発生時には、相談窓口の開設や特に被害の大きかった3県（岩手県、宮城県、福島県）の関係団体、融資機関等に向いて相談への対応を行った。

(農業信用保険業務)

- 電話等により随時、基金協会の保証引受案件の保証保険に関する相談に対応した。
- 基金協会との個別協議を、以下のとおり実施した。
  - ・ 大口保証引受案件について、適切な期中管理を図るため、経営状況及び基金協会の期中管理の状況を把握するための現地協議を実施した。
  - ・ 保険金の支払・回収に関する場合は、求償権の管理・回収等の強化及び事故防止等を図るための現地協議を実施した。他、基金協会からの申し出に基づき基金協会との個別協議を実施した。

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
	保証引受案件に係る主要な相談(件)	48	48	29	49	
大口保証引受案件の期中管理等に係る現地協議(協会)	5	5	6	5	11	32
求償権の管理・回収強化及び事故防止等に係る現地協議(協会)	10	9	9	10	8	46
保険金の支払・回収に関する基金協会からの申し出に基づく個別協議(協会)	12	8	4	10	17	51

(林業信用保証業務)

- 厳しい経営環境にある林業者・木材産業者からの年末の資金繰りに対応するため、相談窓

口を開設した。

- 東日本大震災発生(23年3月11日)後の翌営業日(23年3月14日)に、ホームページに地震被害に係る相談窓口を開設した。

区	分				計
	21年度	22年度	23年度	24年度	
年末の資金繰り相対	1	2	1	0	4

(単位:件)

(漁業信用保険業務)

- 基金協会との個別協議を、以下のとおり実施した。
  - ・ 23年度に東日本大震災を要因とする保険金請求件数が多い基金協会(岩手県、宮城県)と代位弁済の要件等について現地協議を実施した。
  - ・ 回収目標額達成の督促、求償債務者の回収見通し及び求償権管理回収について、個別協議を実施した。

区	分				計
	20年度	21年度	22年度	23年度	
求償権分類管理表に基づく個別協議	12	12	12	9	57
求償権回収進捗に係る個別協議	15	14	23	15	94

(単位:協会)

(4) 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業者への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家へ交えた経営診断・指導等を実施することにより抜本的な見直しを行う。

② 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業者への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家へ交えた経営診断・指導等を実施することにより抜本的な見直しを行う。

1. 引受審査の厳格化  
保証引受審査に当たっては、経済状況の変化を勘案する必要から、定要因については、当該申請企業の財務諸表(新規の者は直近3年分、継続利用の者は直近5年分、更に必要に応じて試算表徴求)を、定性要因については、経営者の経験年数・事業沿革・取引先情報・融資機関所員等を融資機関より徴求するとともに、当信用基金の保有する資産査定データ等も活用して財務状況を的確に把握している。  
これにより、新規・増額案件、財務内容不良案件等について、総括調整役(林業担当)等を構成員とする審査協議会において、業況や財務状況の今後の見通し、担保等による保金の可否等を踏まえた厳格な保証審査を行った。

区	分				計
	20年度	21年度	22年度	23年度	
保証審査 件数	1,860	2,358	2,071	1,944	9,998
うち審査協議件数	231	662	427	429	2,381
うち減額等件数	62	127	92	89	463
現地調査等 件数	43	45	57	64	264

(単位:件)

2. 適切な期中管理

また、新規保証予定者の現地調査や既保証先の適切な期中管理等を目的とした現地での経営診断・指導、経営悪化がみられる保証先について融資機関等との協議による経営健全化への支援等の審査の厳格化に關連する取組を行った。

3. 優良保証の確保

さらに、優良事業者へのPRなどの保証利用促進の働きかけを行い、地域の中核的製材工場、大手合板企業等の優良保証先(32事業者)を新規に獲得するとともに、保証取扱い融資機

関として新規に都市銀行1行と約定を締結した。(23年度)

4. 専門家を交えた経営診断・指導等  
 債務保証先の経営診断・指導に当たっては、診断手法や結果において外部専門家(木材加工)と検討を行い、需給動向に基づいた生産品目の選定、内外情勢を踏まえた原木の確保、加工技術の向上等における問題点への対処法等について指導を実施した。  
 また、保証審査や経営診断等に係る職員の能力向上を図るため、林業・木材産業に係る最新情報についての外部専門家を招いた研修、勉強会を以下のとおり実施した。

- ① 高性能林業機械の国内での導入状況、北欧の最新状況等について(21年12月・林業機械関係団体役員)
- ② CO2排出削減等に係るクレジット制度について(22年1月・林野庁担当官及び経営コンサルタント)
- ③ 製材業におけるビジネスモデルについて(22年2月・木材加工有識者)

3 モラルハザード対策

(1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティ方式(代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式)などモラルハザードの防止対策を総合的に検討する。

3 モラルハザード対策

① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティ方式(代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式)などモラルハザードの防止対策を総合的に検討する。

(農業信用保険業務)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
	件数	79,568	76,133	68,043	68,592	
保険引受	金額	467,611	433,133	386,918	331,958	1,988,282
うち部分保証	件数	1,710	1,322	612	314	4,312
	金額	17,138	19,193	7,861	3,447	54,333

(単位:件、百万円)

○ モラルハザード防止対策として、19年度より蓄特資金、農業経営負担軽減支援資金について借入者の負債比率に応じた部分保証(70%、80%、90%)を導入し、また、20年度より家畜飼料特別支援資金についても、部分保証(70%)を導入した。  
 また、基金協会においては、事故率の高い資金を中心に、代位弁済時等に金融機関に対して出資等の負担を求める措置を実施している。

○ 21年3月に「農業信用保険業務あり方検討会」を設置し、モラルハザード防止対策の検討を中期目標期間中の各年度において行った。

25年3月に開催した中期目標期間最後の検討会において、現在のモラルハザード防止対策について、現時点ではこれ以上拡大する必要性は低いと考えられるが、第3期中期目標において、「モラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施する」とされたことも踏まえ、引き続き検討していくこととした。

(漁業信用保険業務)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
	件数	10,202	7,331	4,405	4,985	
保険引受	金額	92,396	150,800	97,281	94,331	524,239
うち部分保証	件数	10	80	27	2	119
	金額	110	745	625	58	1,537

(単位:件、百万円)

○ 金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、昭和57年度以降、緊急融資資金について、代位弁済事故があった際に、金融機関が代位弁済額の5～15%を基金協会に対し出資する「特別出資制度」を導入してきている。  
また、20年4月から経営安定資金に部分保証（80%）を導入したところである。

○ 21年3月に「漁業信用保険業務あり方検討会」を設置し、現行のモラルハザード防止対策の効果等の検討を、中期目標期間中の各年度において行った。  
25年3月に開催した中期目標期間最後の検討会において、現行のモラルハザード防止対策が、収支均衡に一定の効果をもたらしていることと推察されることから、現状においては、現行のモラルハザード防止対策を着実に実施することが重要とし、保険収支や漁業金融の情勢等を注視しつつ、引き続き、総合的に分析、検討していくこととした。

○ 20年4月から経営安定資金に部分保証（80%）を導入した。

(単位：件、百万円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
	保証引受	1,647	1,894	1,731	1,562	1,359
金額	36,266	53,150	44,885	42,460	32,052	208,813
うち部分保証	329	288	319	355	277	1,568
金額	5,021	6,189	6,876	7,012	5,159	30,257

○ 20年6月1日の保証申込受付分から下記のとおり適用した。

(1) 100%保証の対象を制度資金、間伐材資金等の政策性のより高いものに限定した。  
(2) 従来9メニューの100%保証の対象を4メニューに統合（組合資金等の資金メニューを廃止し、林業・木材産業支援資金を創設）した。

○ 21年度以降の各年度において、20年6月より適用した部分保証対象の拡大等の措置後の状況についてその執行状況の点検を、「保証料率算定委員会」で行った。25年3月に開催した中期目標期間最後の委員会における点検結果は、以下のとおりである。

(1) 20年度の100%保証のメニュー再構築後の状況として、近年の低迷する経済状況等に加え、東日本大震災等により、100%保証の保証引受（シェア）が増加している実態にある。  
(2) また、部分保証拡大への寄与が期待された原則部分保証のきのこ生産資金については、原発事故による風評被害等により、その利用は低位に止まっている。  
(3) このようなことから、相対的に信用力が低い林業・木材業界への支援を勘案すると、単に100%保証を抑制するのではなく、慎重な対応が必要である。しかしながら、モラルハザード防止対策の重要性に鑑み、部分保証が妥当なものについては、引き続きこれに取り組みしていく。

1. 回収金の実績  
中期目標期間中の回収金の実績は、次表のとおりである。  
基金協会・サービサー等との連携や基金協会の求償権管理・回収に対する助成金・回収奨励金の交付により、管理・回収の強化に取り組んだものの、中期目標期間合計としては、予算対比で99.8%となった。業務別には、農業102.6%、林業82.8%、漁業99.2%となっている。

(2) 漁業信用保険業務について、平成20年度から経営安定資金に部分保証を導入する。

(3) 林業信用保証業務について、平成20年度から100%保証の対象を法定計画認定者に係る資金、間伐の実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。併せて、メニューの統合を行う。

② 漁業信用保険業務について、平成20年度から経営安定資金に部分保証を導入する。

③ 林業信用保証業務について、平成20年度から100%保証の対象を法定計画認定者に係る資金、間伐の実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。併せて、メニューの統合を行う。

4 求償権の管理・回収の強化等  
基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等による求償権の管理・回収を強化し、回収実績を向上させることともに、保険料・保証料・貸付金

4 求償権の管理・回収の強化等  
基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等による求償権の管理・回収を強化し、回収実績を向上させることとともに、保険料・保証料・貸付金

るとともに、保険料・保証料・貸付金  
利息を確実に徴収する。

利息を確実に徴収する。

(単位：百万円)

農業信用保険業務		予算額 (A)		決算額 (B)		(B)/(A)	
20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計	20年度	21年度
2,949	2,982	3,029	3,062	3,075	15,097	3,124	3,222
105.9%	108.1%	102.9%	101.9%	94.6%	102.6%		
漁業信用保険業務		予算額 (A)		決算額 (B)		(B)/(A)	
20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計	20年度	21年度
935	999	1,052	1,094	1,050	5,131	1,246	1,173
133.2%	117.3%	83.3%	99.0%	67.8%	99.2%		
林業信用保証業務		予算額 (A)		決算額 (B)		(B)/(A)	
20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計	20年度	21年度
590	508	435	405	377	2,315	353	269
59.9%	52.9%	125.0%	101.9%	89.8%	82.8%		
合		予算額 (A)		決算額 (B)		(B)/(A)	
20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計	20年度	21年度
4,474	4,489	4,516	4,561	4,503	22,543	4,723	4,664
105.6%	103.9%	100.5%	101.2%	88.0%	99.8%		

(1) 実績の検証

(農業信用保険業務)

中期目標期間中の回収実績は目標を上回ったが、これは、基金協会との連携や求償権の管理・回収担当者向け研修会の開催、基金協会の求償権管理・回収に対する助成金の交付など、管理・回収の強化への取組効果があったためと考えられる。

(林業信用保証業務)

中期目標期間中の回収実績は目標を下回ったが、これは、大口の回収等により年度間でバランキがあるが、市況の低迷のため、山林担保を含めた不動産担保の任意売却・競売が低調であったことや売却代金が低かったこと、また、求償債務者の資力の低下等が要因であると考えられる。

(漁業信用保険業務)

中期目標期間中の回収実績は目標を下回ったが、年別にみると、22年度以降、回収の実績が予算額に届かなかった。回収金減少の主な理由としては、求償債務者等の高齢化に伴う資力の低下、経済情勢の悪化や漁村の過疎化等により担保処分が難しくなっていること及び東日本大震災等の影響等が要因であると考えられる。

(2) 回収実績向上のための取組

(農業信用保険業務)

基金協会との現地協議を実施し、保険金残高が1千万円以上の大口求償債務者の回収見込額及び回収経過についてヒアリングを行い、回収強化を働きかけた(延べ46協会(20年度10協会、21年度9協会、22年度9協会、23年度10協会、24年度8協会))。

また、毎年度、基金協会の職員を対象とした求償権管理回収等事務研修会を開催して管理・回収担当者の能力向上を図ったほか、回収等の実績に応じ、予算の範囲内(28百万円)で

求償権管理回収成として毎年度各基金協会に交付した。

(林業信用保証業務)

信用基金が直接に回収を行うものについては、年度当初及び期中において重要事案を中心に具体的取組方針を協議しつつ、現地交渉や催告書による請求、競売申立等の法的措置を講ずることなどにより回収実績の向上に努めた。

また、債権回収業者（サービサー）に委託したものについては、サービサーと連携して、適宜打合せを行うとともに、サービサーによる現地訪問や専門的な回収交渉を活用して回収実績の向上に努めた。

なお、サービサーの選定にあたっては、企画競争方式による優れた業者との契約を結ぶことを前提として、全国的に事業展開していること、同様の債権についての取扱実績、回収手法、回収姿勢等を踏まえ採用した。

また、委託費については回収実績の一定の割合を出来高報酬として支払うもの等としており、中期目標期間中のサービサーによる回収額、支払った委託経費の実績額は次表のとおりであった。

(単位：百万円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
回収総額	353	269	544	413	339
うちサービサー回収額	51	42	20	35	44
サービサー委託経費	18	16	7	12	13
サービサーによる回収割合	14.4%	15.5%	3.7%	8.4%	13.1%
経費率	36.2%	39.0%	34.5%	35.2%	29.8%

(漁業信用保証業務)

求償権を有する基金協会より「求償権分類管理表」及び「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報の共有に努めるとともに、求償権回収方針や求償債務者の現況等について基金協会との個別協議の実施を通じ、基金協会との連携強化に努めた（延べ151協会（20年度27協会、21年度26協会、22年度35協会、23年度24協会、24年度39協会））。

また、24年度においては、従来の取組に加え、新たに求償権残高の多い基金協会を対象に個別協議を実施する等、早期回収に努めた（24年度9協会）。

なお、毎年度、基金協会の回収実績に応じ回収奨励金を交付した（20年度31百万円、21年度25百万円、22年度23百万円、23年度18百万円、24年度22百万円）。

2. 保険料・保証料・貸付金利息の確実な回収

(農業信用保証業務・漁業信用保証業務)

○ 基金協会から納付される保険料及び貸付金利息については、定められた納入期日に確実に徴収した。

(林業信用保証業務)

○ 各融資機関から納付される保証料については、定められた納入期日に確実に徴収した。

区	分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
		農業信用保険業務	3,633	3,711	3,757	3,660	3,557
	貸付金利息	98	102	72	30	13	316
漁業信用保険業務	保険料	559	688	964	1,010	1,072	4,293
	貸付金利息	47	48	30	13	6	144
林業信用保証業務	保証料	397	864	602	486	411	2,759

(単位：百万円)

○ 第2期中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件に係る代位弁済率・事故率は、次表のとおりとなった。

【通常集計した場合】

区	分	今期引受額	実績		代位弁済率・事故率
			今期代位弁済額 ・保険金支払額 (今期引き受けた案件のみ)	代位弁済率・事故率	
事故率	農業	1,988,281,688	2,564,689		0.18%
	林業	208,812,673	6,506,729		3.12%
代位弁済率	農業	524,239,365	10,855,896		2.07%
	漁業				

(単位：千円)

【震災に係る代位弁済額・保険金支払額を控除した場合】

区	分	今期引受額	実績		代位弁済率・事故率
			今期代位弁済額 ・保険金支払額 (今期引き受けた案件のみ)	代位弁済率・事故率	
事故率	農業	1,988,281,688	2,564,689		0.18%
	林業	208,812,673	5,879,796		2.82%
代位弁済率	農業	524,239,365	3,113,989		0.59%
	漁業				

(単位：千円)

5 代位弁済率・事故率の低減  
2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保証業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保証業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

5 代位弁済率・事故率の低減  
2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保証業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保証業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

(農業信用保険業務)

○ 24年度末における事故率は0.18%であった(中期目標期間中に0.12%以下)。

中期目標期間中に保険契約した案件について、20年度から23年度末までの保険金支払額が956,756千円であったのに対し、24年度においては、1,607,933千円の保険金支払が発生しており、合計2,564,689千円の保険金支払となった。

この保険金支払額1,607,933千円のうち、約7割(1,089,146千円)が、20~22年度にかけて国の緊急経済対策の一環で財政措置された畜産農家対策(飼料価格高騰等)の資金(家畜飼料特別支援資金(417,072千円)と畜産経営維持緊急支援資金(672,073千円))であり、これが事故率の増加につながったものである。

(林業信用保証業務)

○ 24年度末における代位弁済率は3.12%であった(中期目標期間中に2.94%以下)。

なお、24年度においては大口の代位弁済が発生したことにより、代位弁済額全体で2,344百万円と前年度(1,822百万円)を上回ったが、中期目標期間中の東日本大震災による影響を除くと2.82%となる。

(漁業信用保険業務)

○ 24年度末における事故率は2.07%であった(中期目標期間中に1.15%以下)。これは、東日本大震災の津波被害等による代位弁済額7,741,927千円の事故率1.48%が大きく影響しているものであり、東日本大震災による影響を除くと0.59%となる。

○ 基金協会に対する貸付けについては、借入申込書、代位弁済実施計画書等の審査を、共済団体等に対する貸付けについては、借入申込書、償還計画書等の審査を、それぞれ迅速・的確に処理するとともに、貸付金の回収については、基金協会及び共済団体等に対して予め償還期限、回収額及び利息を通知することにより、期日どおり全額回収した。

第2期中期目標期間における貸付状況 (単位：件、百万円)

区分	期首貸付残高		期中貸付額		期中償還予定額		期中償還額		期末貸付残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業信用保険業務	465	49,137	972	117,053	1,144	117,053	1,144	117,053	293	49,137
短期資金	49	481	394	4,974	413	5,135	413	5,135	30	320
全国低利預託基金	72	1,375	291	7,538	363	8,913	363	8,913	-	-
長期資金	504	27,316	1,621	91,129	1,580	91,196	1,580	91,196	545	27,250
短期資金	5	459	44	6,382	46	6,475	46	6,475	3	366
特別資金	-	-	2	150	-	-	-	-	2	150
全国低利預託基金	6	449	24	1,496	30	1,945	30	1,945	-	-
農業災害補償関係業務	8	1,599	45	20,977	50	21,452	50	21,452	3	1,124
漁業災害補償関係業務	7	5,935	76	37,598	69	39,735	69	39,735	14	3,798

○ 信用基金の保有する職員宿舎については、20年3月に、資産の有効活用を図る観点から、信用基金の職員のほか、他の独立行政法人や国の職員に対しても貸与できるよう宿舎等貸与規程を改正し、21年5月から共同利用を開始した。

○ なお、第3期中期計画において、「信用基金の保有する職員宿舎について、独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定)等を踏まえ、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ職員宿舎の廃止に関する計画を策定の上、中期目標期間中に、廃止する。」とした。

(参考) 各年度の宿舎利用推移 (単位：戸)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
利用戸数	20	21	23	21	22
利用率	67%	70%	77%	70%	73%
うち、共同利用	-	1	1	1	1

(注) 各年度とも4月1日現在の実績である。

○ 中期目標期間中の事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)、一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。)、当期損益及び利益剰余金は、次表のとおりとなっている。

6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け  
基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。

6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け  
基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。

7 資産の有効活用  
信用基金の保有する職員宿舎について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加や経費の節減を図る観点から、他の独立行政法人や国との共同利用を推進する。

7 資産の有効活用  
信用基金の保有する職員宿舎について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加や経費の節減を図る観点から、他の独立行政法人や国との共同利用を推進する。

第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画【別紙】

(単位：百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
事業費	16,878	10,431	9,798	14,155	8,885	
(削減率)	(23.0%)	(△24.0%)	(△28.6%)	(3.1%)	(△35.3%)	
震災除く事業費				7,439	7,811	
(削減率)				(△45.8%)	(△43.1%)	
一般管理費	423	469	418	521	412	
(削減率)	(△39.8%)	(△33.3%)	(△40.4%)	(△25.8%)	(△41.4%)	
震災除く一般管理費				401	400	
(削減率)				(△42.9%)	(△43.1%)	
当期損益	1,250	2,444	1,353	2,418	6,371	13,836
農業信用保険勘定	938	2,034	1,454	2,145	2,997	9,268
林業信用保険勘定	-	-	△ 850	△ 1,453	1,937	△ 366
漁業信用保険勘定	270	866	631	1,757	1,711	5,236
農業災害補償関係勘定	19	△ 477	116	△ 31	25	△ 348
漁業災害補償関係勘定	23	.20	3	-	-	46
利益剰余金	6,879	8,747	9,359	9,782	16,139	
農業信用保険勘定	3,671	5,706	7,160	9,305	12,002	
林業信用保険勘定	1,317	741	△ 850	△ 2,303	△ 366	
漁業信用保険勘定	△ 731	135	765	2,523	4,234	
農業災害補償関係勘定	2,453	1,976	2,092	85	110	
漁業災害補償関係勘定	169	189	192	173	159	

注1：削減率は、19年度予算額に対しての削減率。  
注2：一般管理費には、人件費、公租公課を含まない。

○ 林業寄託業務における長期借入金の借入金利については、一般競争入札を行ってきたが、23年度からは借入金額も入札の対象とした「コンベンショナル方式」を導入し、極力有利な条件での借入れを図った。

(単位：百万円)

区分	借入日	借入金額	借入利率	国債利率 (参考)	
				国債利率	長プラ利率
20年度	上期	613	1.343%	1.190%	2.45%
	下期	2,878	1.050%	0.830%	2.35%
21年度	上期	972	0.990%	0.667%	2.10%
	下期	1,954	0.940%	0.435%	1.70%
22年度	上期	206	0.629%	0.274%	1.60%
	下期	393	0.431%	0.190%	1.45%
23年度	上期	1,579	0.340%	0.332%	1.55%
	下期	2,468	0.263%	0.268%	1.40%
24年度	借入れなし	-	-	-	-
	下期	1,483	0.137%	0.135%	1.25%

注1：国債利率は5年物、残存4年程度。  
注2：23、24年度の借入利率は平均借入利率。

第5 その他業務運営に関する重要事項  
長期借入金の条件  
独立行政法人農林漁業信用基金法  
(平成14年法律第128号)第17条第1項  
(漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

第5 短期借入金の限度額  
 中期目標期間中の短期借入金は、農業災害補償関係勘定において1,280億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。  
 (想定される理由)  
 農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するため。

区 分	借入金額 (単位：百万円)	
	農業災害補償関係勘定	漁業災害補償関係勘定
20年度	—	415
21年度	—	—
22年度	3,500	—
23年度	2,070	7,240
24年度	240	—
今中期目標期間中限度額	123,000	11,000

第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

(1) 農業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金について、当該業務の廃止に伴い不要財産となるため、以下のとおり国庫に納付する。  
 ① 国庫納付の額  
 農業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金全額(12,500百万円)とする。  
 ② 国庫納付の時期  
 平成23年度中の可能な限り早い時期とする。  
 ③ 国庫納付の方法  
 金銭による納付とする。

(2) 林業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金について、当該業務の再設計に伴いその一部が不要財産となるため、以下のとおり国庫に納付する。  
 ① 国庫納付の額  
 林業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金17,056百万円のう

○ 農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定においては、農業共済団体、漁業共済団体に對する貸付金の原資とするため、一時的に不足する資金について短期借入れを行ったが、この短期借入れは、次表のとおり中期計画に定める限度額の範囲内であった。

○ 農業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金全額(125億円)を、23年9月13日に金銭により国庫納付した。  
 なお、農業信用基金協会に對する貸付金については、「平成23年度決算検査報告」(平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣報告)を踏まえ、同協会がその機能を十分に発揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額(123億83百万円)について、同協会の業務運営への影響を考慮しつつ、平成25年12月までに国庫に納付することとなった。

○ 林業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金170億56百万円のうち、新しい運転資金制度に對して活用する見込みのない72億56百万円を、23年9月13日に金銭により国庫納付した。

ち、新しい運転資金制度において活用する見込みのない7,256百万円とする。

② 国庫納付の時期  
平成23年度中の可能な限り早い時期とする。国庫納付の時期の決定に当たっては、現に木材産業等高度化推進資金を借り入れている林業者等に不利益が生じないよう十分に配慮する。

③ 国庫納付の方法  
金銭による納付とする。

(3) 漁業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金について、当該業務の廃止に伴い不要財産となるため、以下のとおり国庫に納付する。

① 国庫納付の額  
漁業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金全額（6,000百万円）とする。

② 国庫納付の時期  
平成23年度中の可能な限り早い時期とする。国庫納付の時期の決定に当たっては、現に漁業経営改善促進資金を借り入れている漁業者等に不利益が生じないよう十分に配慮する。

③ 国庫納付の方法  
金銭による納付とする。

(4) 農業災害補償関係業務に係る政府出資金について、当該業務の見直しに伴いその一部が不要財産となるため、以下のとおり国庫に納付する。

① 国庫納付の額  
農業災害補償関係業務に係る政府出資金3,800百万円のうち、活用する見込みのない2,000百万円とする。

② 国庫納付の時期  
平成23年度中の可能な限り早い時期とする。

○ 漁業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金全額（60億円）を、23年9月13日に金銭により国庫納付した。

○ 農業災害補償関係業務に係る政府出資金38億円のうち、活用する見込みのない20億円を、23年9月13日に金銭により国庫納付した。

<p>③ 国庫納付の方法 金銭による納付とする。</p>	<p>第7 剰余金の使途 農林漁業金融のセーフティ・ネット機関としての役割の向上のため、 ・金融業務に精通した人材の育成・研修 ・業務運営の効率化・合理化を図る観点からの情報システムの充実 ・コンプライアンス（法令等遵守）への取組の充実等の内部統制機能の強化 ・債権管理強化のため連携する県単位機関等の能力の向上の使用</p>	<p>○ 各年度とも中期計画に定めた使途に充てることのできる目的積立金の積み立てを行わなかつた。</p>
<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 方針 農林漁業金融をめぐる情勢の変化に即応して、信用基金の業務の円滑な実施を担うことができるとする人財を確保するため、職員に対する各種研修を効果的に実施していくとともに、高度な専門知識を有する職員を採用する。 また、業務の質や量に対応した適切な人員配置を実現する。 (2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数は期初を上回らないものとする。 (参考1) 期初の常勤職員数 123名 期末の常勤職員数の見込み 113名 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 5,664百万円。</p>	<p>○ 方針に沿い、中期計画(2)及び(3)の事業報告における措置を行った。</p> <p>○ 人員については、下記により20年度期首123名から24年度期末113名に10名削減した。 ・ 20年7月に経理関係組織の見直しを行い、経理総括課、経理第一課及び経理第二課の3課を経理総括課及び経理業務課の2課に改組した。 ・ 23年10月に農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合して、2室1部3課体制から1部2課制にした。 ・ 研修等による能力向上、日常業務における適性の見極めを行い、適材適所の配置を行う人事管理に努めた。</p> <p>○ 中期目標期間中の人件費総額は5,035百万円であり、中期目標期間中の人件費総額見込みの5,664百万円を下回った。</p>	

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(3) 人材の確保及び養成に関する計画

① 人材の確保  
金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。

② 人材の養成  
個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用(交流)した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。

○ 金融機関において資産査定等に精通し、また融資業務等の経験も有する者を外部から登用した。(中期目標期間 3名採用)  
○ 19年度より国家公務員に準じた再雇用制度を実施して、豊富なキャリアを持つ人材の活用を図っている。(中期目標期間 6名採用)

○ これらの人材については、その専門知識を生かした配置等を行っている。  
また、研修の実施等による職員の能力向上、日常業務における適性の見極めを行い、適材適所の配置を行う人事管理に努めた。

○ 研修の実効性の確保や今後の研修の充実に反映させる観点から、研修受講者から受講報告を提出させ、研修内容が職員の能力向上や業務運営の効率化等に資する内容かどうか検証を行い、毎年度の研修実施計画作成に役立てた。また、研修の実施に当たっては、内部講師等を活用し、費用節減に努めた。

(参考) 研修内容

区分	内容	対象
1 養成研修	階層別に必要な基礎知識の習得	採用者、一般職員、課長級別に実施
	① 採用者研修 ・業務、コンプライアンス等	
	② 一般職員研修 ・財務会計 ・保険数理の基礎 ・経営分析手法 ・業務システムの構築等	
③ 課長研修 ・管理職として必要な部下育成、業務改善、メンタル対応等		
2 能力開発研修	業務に必要な専門的知識の習得 ・独法実務担当財務会計 ・損害保険会計基礎 ・内部監査等	研修の受講希望者を募集し、外部機関の研修を受講
3 法令遵守意識啓発研修	コンプライアンス情報セキュリティ	全役職員(必須)

2 積立金の処分に関する事項

(1) 各勘定(農業災害補償関係勘定を除く。)の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務

○ 農業信用保険勘定の前中期目標期間繰越積立金については、保険金の支払いに充たす計画であったが、畜産関係の緊急対策や金融円滑化法の実施等により、支払期限の延長や借り換え等が実施され、今期内においては保険事故が回避されたことから、次期計画期間に繰り越すこととなった(24年度末残高 27億34百万円)。

<p>務及び漁業災害補償関係業務に充当することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 林業信用保証勘定の前中期目標期間繰越積立金については、20年度に17億50百万円、21年度に5億76百万円、22年度に15億91百万円の当期純損失の補てんに充当したことから、22年度末において残高がゼロとなった。</li> <li>○ 漁業信用保険勘定については、前中期目標期間において繰越欠損金を計上したことから、前中期目標期間繰越積立金を保有していない。</li> <li>○ 漁業災害補償関係勘定の前中期目標期間繰越積立金については、23年度に19百万円、24年度に14百万円の当期純損失の補てんに充当した（24年度末残高 1億13百万円）。</li> <li>○ 農業災害補償関係業務の前中期目標期間繰越積立金19億76百万円については、23年7月8日に国庫納付した。</li> </ul>
<p>(2) 農業災害補償関係勘定の前中期目標期間繰越積立金については、独法見直し基本方針に基づき1,976百万円を平成23年度中の可能な限り早い時期に国庫納付するとともに、当該国庫納付する額を除いた額を農業災害補償関係業務に充当することとする。</p>	

1. 予算及び決算

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
受入事業交付金	12,814	43,653	4,131	12,719	2,495	11,241	6,188	19,693	-	-	-	-
政府補給金受入	868	634	-	-	868	634	-	-	-	-	-	-
政府出資金	5,480	18,058	-	-	5,480	18,058	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	50	2	-	-	50	2	-	-	-	-	-	-
民間出資金	73	103	-	-	72	103	1	-	-	-	-	-
事業収入	752,582	376,429	220,231	165,230	50,828	40,473	128,798	109,194	267,220	21,515	85,504	40,017
受託事業収入	14	6	-	-	14	6	-	-	-	-	-	-
運用収入	9,027	8,595	3,613	3,201	1,853	1,890	3,055	2,922	501	563	5	19
借入金	350,582	26,011	-	-	18,537	12,546	-	-	253,840	5,810	78,205	7,655
その他の収入	58	300	46	57	12	18	0	224	-	0	0	0
合 計	1,131,548	473,790	228,021	181,208	80,210	84,970	138,041	132,033	521,561	27,888	163,715	47,691

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
事業費	1,109,404	415,233	214,492	158,692	74,670	64,130	134,160	120,418	522,736	26,788	163,347	45,255
一般管理費	10,187	8,533	4,219	3,485	2,815	2,561	2,187	1,672	651	557	314	259
直接業務費	1,709	1,161	993	771	406	228	242	128	53	31	15	3
管理業務費	1,510	1,131	524	347	403	410	415	230	111	98	58	46
人件費	6,967	6,242	2,702	2,367	2,006	1,923	1,530	1,314	488	428	241	210
合 計	1,119,591	423,816	218,711	162,177	77,485	66,690	136,347	122,090	523,387	27,345	163,661	45,513

2. 収支計画及び実績

(1) 収益

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
政府事業交付金収入	11,348	20,092	4,087	3,103	2,711	5,613	4,550	11,376	-	-	-	-
政府補助金収入	868	634	-	-	868	634	-	-	-	-	-	-
事業収入	47,436	46,667	35,132	33,964	2,388	2,583	9,282	9,788	114	60	519	273
受託事業収入	14	6	-	-	14	6	-	-	-	-	-	-
財務収入	9,103	8,474	3,635	3,144	1,881	1,881	3,082	2,894	499	535	5	19
引当金等戻入	2,926	10,496	2,926	2,615	-	2,594	-	5,268	-	15	-	5
雑益	54	111	42	57	12	18	0	36	-	0	0	0
臨時利益	74	153	-	-	74	89	-	-	-	63	-	-
償却債権取立益	74	89	-	-	74	89	-	-	-	-	-	-
償却済債券回収益	-	63	-	-	-	-	-	-	-	63	-	-
前中期目標期間繰越利益取崩額	113	3,100	-	-	-	3,067	-	-	-	71	-	33
当期総損失	2,646	-	685	-	5,180	2,303	639	-	60	508	-	-
合 計	74,582	89,734	46,507	42,883	13,128	18,788	17,554	29,362	745	1,182	567	329

(2) 費用

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
事業費	54,028	52,196	41,801	29,411	283	1,524	11,944	21,261	0	-	0	-
一般管理費	10,158	8,476	4,045	3,365	2,940	2,565	2,144	1,758	655	509	374	279
直接業務費	1,450	912	802	553	391	213	188	111	53	31	15	2
管理業務費	1,408	1,089	445	332	396	394	404	225	106	94	56	44
人件費	7,300	6,475	2,797	2,480	2,153	1,957	1,552	1,422	496	383	302	232
減価償却費	302	249	201	177	41	29	46	29	12	11	3	3
財務費用	1,098	1,483	2	395	868	921	0	165	71	1	157	1
引当金等繰入	8,996	12,989	-	265	8,996	11,812	-	912	-	-	-	-
雑損	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-
臨時損失	-	504	-	2	-	2	-	0	-	501	-	0
固定資産除却損	-	4	-	2	-	2	-	0	-	1	-	0
有価証券評価損	-	500	-	-	-	-	-	-	-	500	-	-
当期総利益	-	13,836	458	9,268	-	1,937	3,419	5,236	7	160	34	46
合 計	74,582	89,734	46,507	42,883	13,128	18,788	17,554	29,362	745	1,182	567	329

### 3. 資金計画及び実績

#### (1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	775,093	430,355	227,856	181,247	56,031	55,140	137,998	131,859	267,698	22,072	85,510	40,036
投資活動による収入	359	84	202	5	27	△ 12	74	-	57	90	-	-
財務活動による収入	356,189	44,380	4	19	24,139	30,709	1	188	253,840	5,810	78,205	7,655
前年度からの繰越金	113,165	128,787	35,364	47,706	32,703	32,746	39,062	41,719	5,996	6,542	40	74
合 計	1,244,806	603,606	263,426	228,978	112,900	118,582	177,134	173,766	527,592	34,515	163,755	47,765

#### (2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	772,314	397,510	218,615	162,591	60,417	50,807	136,324	122,246	271,506	24,009	85,452	37,857
投資活動による支出	88	54	78	24	-	11	7	12	3	5	1	1
財務活動による支出	376,847	58,364	12,500	12,500	24,293	24,293	6,008	6,105	255,840	7,810	78,205	7,655
翌年度への繰越金	95,557	147,678	32,233	53,863	28,189	43,471	34,794	45,403	244	2,691	97	2,251
合 計	1,244,806	603,606	263,426	228,978	112,900	118,582	177,134	173,766	527,592	34,515	163,755	47,765

業務収支計画及び実績

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
政府事業交付金収入	11,275	19,959	4,087	3,009	2,638	5,574	4,550	11,376	-	-	-	-
政府補給金収入	868	634	-	-	868	634	-	-	-	-	-	-
事業収入	46,845	46,337	34,717	33,681	2,462	2,673	9,032	9,651	114	60	519	273
受託事業収入	14	6	-	-	14	6	-	-	-	-	-	-
引当金等戻入	2,926	10,476	2,926	2,615	-	2,594	-	5,267	-	-	-	-
合 計	61,928	77,412	41,730	39,305	5,982	11,480	13,582	26,295	114	60	519	273
事業費	53,888	50,315	41,661	28,988	283	67	11,944	21,261	-	-	-	-
財務費用	1,080	637	-	-	868	634	-	-	55	1	157	1
引当金等繰入	8,996	13,481	-	549	8,996	11,970	-	912	-	-	-	-
合 計	63,964	64,383	41,661	29,537	10,146	12,671	11,944	22,173	55	1	157	1
収 支 差	△ 2,036	13,029	69	9,768	△ 4,164	△ 1,191	1,638	4,122	59	59	362	271

